

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月11日

【会計年度】 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

【発行者の名称】 欧州評議会開発銀行
(Council of Europe Development Bank)

【代表者の役職氏名】 カルロ・モンティチェッリ
(Carlo Monticelli)
総裁
(Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典
同 甲立 亮
同 下田 真央
同 山本 浩子

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1120

【縦覧に供する場所】 該当なし

第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2024年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

略称	通貨	通貨対ユーロ*	略称	通貨	通貨対ユーロ*
ALL	アルバニア・レク	97.75	HRK	クロアチア・クーナ	7.5365
AUD	オーストラリア・ドル	1.6772	HUF	ハンガリー・フォリント	411.35
BRL	ブラジル・レアル	6.4253	JPY	日本円	163.06
CAD	カナダ・ドル	1.4948	NOK	ノルウェー・クローネ	11.795
CHF	スイス・フラン	0.9412	NZD	ニュージーランド・ドル	1.8532
CNY	中国人民元	7.5833	PLN	ポーランド・ズローティー	4.275
CZK	チェコ・コルナ	25.185	SEK	スウェーデン・クローナ	11.459
DKK	デンマーク・クローネ	7.4578	TRY	トルコ・リラ	36.7372
GBP	英ポンド	0.82918	USD	米ドル	1.0389
HKD	香港ドル	8.0686			

* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

(1)【設立】

a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的統合の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSME)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブール市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国 パリ市75116 クレペール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的統合を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授権に基づき資金を借り入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- () 欧州評議会の全ての加盟国
- () 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- () 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2024年12月31日現在、当行の加盟国は43ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

アルバニア	リヒテンシュタイン
アンドラ	リトアニア
ベルギー	ルクセンブルク
ボスニア・ヘルツェゴビナ	マルタ
ブルガリア	モンテネグロ
クロアチア	オランダ
キプロス	北マケドニア
チェコ共和国	ノルウェー
デンマーク	ポーランド
エストニア	ポルトガル
フィンランド	モルドバ共和国
フランス	ルーマニア
ジョージア	サンマリノ
ドイツ	セルビア
ギリシャ	スロバキア共和国
バチカン	スロベニア
ハンガリー	スペイン
アイスランド	スウェーデン
アイルランド	スイス
イタリア	トルコ
コソボ	ウクライナ
ラトビア	

d. 法的地位並びに特権及び免責

法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

2024年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	未払込資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
ドイツ	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
イタリア	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
スペイン	1,060,700	863,525	197,175	11.023%
トルコ	689,600	561,411	128,189	7.166%
オランダ	353,082	287,446	65,636	3.669%
ベルギー	291,826	237,581	54,245	3.033%
ギリシャ	291,826	237,581	54,245	3.033%
ポルトガル	247,163	201,218	45,945	2.568%
ポーランド	227,784	185,441	42,343	2.367%
デンマーク	159,244	129,640	29,604	1.655%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	1.446%
ノルウェー	123,937	100,898	23,039	1.288%
ブルガリア	110,924	90,304	20,620	1.153%
ルーマニア	106,404	86,625	19,779	1.106%
ウクライナ	101,902	90,591	11,311	1.059%
アイルランド	85,796	69,848	15,948	0.892%
ハンガリー	79,541	64,755	14,786	0.827%
チェコ共和国	76,432	62,224	14,208	0.794%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	0.725%
ルクセンブルク	61,686	50,219	11,467	0.641%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.559%
セルビア	45,892	37,362	8,530	0.477%
クロアチア	37,963	30,906	7,057	0.395%
キプロス	35,309	28,746	6,563	0.367%
スロバキア共和国	33,670	27,411	6,259	0.350%
アルバニア	23,771	19,352	4,419	0.247%
ラトビア	22,746	18,519	4,227	0.236%
エストニア	22,595	18,395	4,200	0.235%
北マケドニア	22,595	18,395	4,200	0.235%
リトアニア	22,356	18,201	4,155	0.232%
スロベニア	21,835	17,776	4,059	0.227%
アイスランド	18,015	14,666	3,349	0.187%
マルタ	18,015	14,666	3,349	0.187%
ジョージア	17,539	14,279	3,260	0.182%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	17,207	14,009	3,198	0.179%
モンテネグロ	11,693	9,519	2,174	0.122%
コソボ	11,648	9,483	2,165	0.121%
モルドバ共和国	9,746	7,934	1,812	0.101%
アンドラ	8,747	7,121	1,626	0.091%
サンマリノ	8,644	6,916	1,728	0.090%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.030%
バチカン	243	183	60	0.003%
2024年合計	9,622,868	7,856,618	1,766,250	100.000%
2023年合計	5,579,046	4,954,771	624,275	

(3)【組織】

CEBIは、多国間開発銀行であり、以下の4つの機関により監督されている。

- ・ 理事会
- ・ 管理委員会
- ・ 総裁
- ・ 監査委員会

理事会及び管理委員会が開催する年次の合同会議では、当行の戦略上及び方針上の優先事項について議論される。当該合同会議は、当行の加盟国のうちいずれか1ヶ国で開催されるのが通常となっており、2024年はアイスランドで開催された(「(4)業務の概況 i. ガバナンス CEBの2024年合同会議」を参照のこと。)

a. 理事会

理事会は、CEBの4つの統治機関の最高機関である。理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、議長及び43の加盟国からの各1名の代表者によって構成される。理事会は、理事会及び管理委員会の議長の両方を選任し、総裁、副総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

議長：ハリー・アレックス・ラズ(Harry Alex RUSZ)(ハンガリー)

b. 管理委員会

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。管理委員会は、議長及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

議長：ヴィオレッタ・バルヴィッカ - ロフトハウス(Wioletta BARWICKA-LOFTHOUSE)(ポーランド)

c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人であり、当行の運營業務の責任者として、管理委員会の指示に基づき日々の業務を行う。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。当行と欧州評議会との緊密な関係の一環として、総裁は閣僚委員会と毎年意見交換を行い、欧州議会(PACE)に当行の活動を通知する。

総裁：カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI)(イタリア)

総裁は、トマス・ボーチェック(Tomáš BO EK)(チェコ共和国)(対象グループ諸国担当)、サンドリーヌ・ゴードン(Sandrine GAUDIN)(フランス)(財務戦略担当)及びヨハネス・M・ベーマー(Johannes M. BÖHMER)(ドイツ)(社会開発戦略担当)の3名の副総裁によって補佐されている。

d. 監査委員会

監査委員会は、外部監査人によってCEBの年次決算書が審査された後、その正確性について証明する。同委員会は、承認されたローテーション・スキームに基づき理事会によって任命された、ファトス・ベクジャ(Fatos BEQJA)(アルバニア)、サミル・バキック(Samir BAKI)(ボスニア・ヘルツェゴビナ)、ゾラン・ジヴォイノヴィッチ(Zoran ŽIVOJINOVI)(セルビア)、ルシア・カシアロヴァ(Lucia KAŠIAROVÁ)(スロバキア共和国)(特別顧問)の3名のメンバー及び特別顧問で構成されている。

CEBの理事、管理及び統制組織は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員によって補佐される。

部分協定の事務総長：クリスチアーヌ・シメック(Christiane SCHIMECK)

組織の事務総長：シクスト・モリーナ(Sixto MOLINA)

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ハリー・アレックス・ラズ(ハンガリー) 特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブール	議長
任命保留中	副議長
ダスティッド・コレシ(Dastid KORESHI) 特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブール	アルバニア
アンドリュウ・ジョルディ・トーマス(Andreu JORDI TOMÀS) 特命全権大使、欧州評議会アンドラ常任代表、在ストラスブール	アンドラ
デルフィーヌ・デリュークス(Delphine DELIEUX) 特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブール	ベルギー
ハリス・バシッチ(Haris BAŠI) 特命全権大使、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ常任代表、在ストラスブール	ボスニア・ヘルツェゴビナ
マリア・スパソヴァ(Maria SPASSOVA) 大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブール	ブルガリア
トマ・ガリ(Toma GALLI) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブール	クロアチア
ジョージ・S・イアンフ(George S. YIANGOU) 特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブール	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr VÁLEK) 特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブール	チェコ共和国
イェンス・キスリング(Jens KISLING) 特命全権大使、欧州評議会デンマーク常任代表、在ストラスブール	デンマーク
アイノ・レピク・フォン・ウィーレン(Aino LEPPIK VON WIRÉN) 特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブール	エストニア
シニ・パウクウネン・ミッケネン(Sini PAUKKUNEN-MYKKÄNEN) 特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブール	フィンランド
パップ・エンディアイエ(Pap NDIAYE) 大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブール	フランス
タマル・タリアシュヴィリ(Tamar TALIAISHVILI) 大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブール	ジョージア
ハイケ・ティーレ(Heike THIELE) 特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブール	ドイツ
ニコラス・シガラス(Nicolas SIGALAS) 特命全権大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブール	ギリシャ
マルコ・ガンシ(Marco GANCI) 特使、欧州評議会バチカン常任オブザーバー、在ストラスブール	バチカン
ラズロ・アヴァス(László HAVAS) 大使、OECD及びUNESCOハンガリー常任代表、在パリ	ハンガリー
ラグンヒルダール・アーンジョツドティー(Ragnhildur ARNLJÓTSDÓTTIR) 大使、欧州評議会アイスランド常任代表、在ストラスブール	アイスランド
カトリーナ・ドイル(Caitríona DOYLE) 特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブール	アイルランド

ロベルト・マルティーニ(Roberto MARTINI) 大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブール	イタリア
ルルジム・ヒセニ(Lulzim HISENI) コソボ総領事館総領事、在ストラスブール	コソボ
アニーゼ・ヴィルテ(Agnes VILDE) 特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブール	ラトビア
ドメニク・ワンガー(Domenik WANGER) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブール	リヒテンシュタイン
アンドリアス・クリバス(Andrius KRIVAS) 特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブール	リトアニア
パトリック・インゲルバーク(Patrick ENGELBERG) 特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブール	ルクセンブルク
フランセスカ・カミレリ・ベッティガー(Francesca CAMILLERI VETTIGER) 大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブール	マルタ
ダニエラ・クジュベ(Daniela CUJB) 特命全権大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブール	モルドバ共和国
ボジダルカ・クルニチ(Božidarka KRUNI) 特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブール	モンテネグロ
ターニャ・ゴングリップ(Tanja GONGGRIJP) 特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブール	オランダ
スヴェトラナ・ゲレヴァ(Svetlana GELEVA) 特命全権大使、欧州評議会北マケドニア常任代表、在ストラスブール	北マケドニア
ヘルゲ・セランド(Helge SELAND) 特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブール	ノルウェー
アレクサンデル・ポシーフ(Aleksander POČIEJ) 臨時代理大使、欧州評議会ポーランド常任代表、在ストラスブール	ポーランド
アントニオ・ヴァスコ・アルヴェス・マチャド(António Vasco ALVES MACHADO) 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブール	ポルトガル
イオン・ジンガ(Ion JINGA) 特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブール	ルーマニア
ミケッラ・ボヴィ(Michela BOVI) 特命全権大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブール	サンマリノ
スザナ・グルビェシッチ(Suzana GRUBJEŠI) 特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブール	セルビア
オルガ・アラエロヴァ(Olga ALAYEROVÁ) 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブール	スロバキア共和国
ベルタ・ムラク(Berta MRAK) 特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブール	スロベニア
ファン・イグナチオ・モロ(Juan Ignacio MORRO) 特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブール	スペイン
テレズ・ハイデン(Therese HYDÉN) 大使、臨時代理大使、欧州評議会スウェーデン常任代表、在ストラスブール	スウェーデン
クロード・ワイルド(Claude WILD) 大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブール	スイス
ヌルダン・バイラクトル・ゴールドー(Nurdan BAYRAKTAR GOLDER) 特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブール	トルコ
任命保留中	ウクライナ

理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

理事会の権限

理事会は以下の事項を行う。

- (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
- (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決める。
- (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
- (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
- (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。
当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。
機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
- (f) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
- (g) 加盟国の資格を停止させる。
- (h) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。)
- (i) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
- (j) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
- (k) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
- (l) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1名以上の副総裁(その内の1名が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
- (m) 監査委員会の委員を任命する。
- (n) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
- (o) 手続規定を定める。
- (p) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。

理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(f)に関する決定をなし、上記(c)、(m)及び(n)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。

上記に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。

定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。

理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。

理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

払込期限が到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。

以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。

- (a) 上記「理事会の権限」に規定される決議
- (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」(c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整

上記「理事会の権限」(f)及び(h)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ヴィオレッタ・バルヴィッカ - ロフトハウス(ポーランド) 元欧州復興開発銀行常務取締役(ポーランド、ブルガリア及びアルバニア担当)、 在ロンドン	委員長
アルセーヌ・ジャコビー(Arsène JACOBY)(ルクセンブルク) 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部部长、在ルクセンブルク	副委員長
アデラ・シェマリ(Adela XHEMALI) 財政経済省大臣代理、在ティラナ	アルバニア
ノエリア・スーク・カルダート(Nöelia SOUQUE CALDATO) 財務省国際金融部門事務次官、在アンドラ・ラ・ベリャ	アンドラ
フィリップ・ニゼイマナ(Philippe NIZEYIMANA) 連邦財務局財務省国際及び欧州金融業務顧問、在ブリュッセル	ベルギー
デヤン・ミケレヴィッチ(Dejan MIKEREVI) バニャ・ルカ大学経済学部常勤教授、在バニャ・ルカ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA) 財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア	ブルガリア
スティペ・ズパン(Stipe ŽUPAN) 財務省事務次官、在ザグレブ	クロアチア
アヴジ・クリストモウ - ラパチオティス(Avgi CHRYSOSTOMOU-LAPATHIOTIS) 財務省金融サービス局局長、在ニコシア	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK) 財務省負債及び金融資産管理部部长、在プラハ	チェコ共和国
ステーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN) 財務省顧問、在コペンハーゲン	デンマーク
リーナ・ライゴ(Riina LAIGO) 財務省EU及び国際部門顧問、在タリン	エストニア
ジョーニ・シニヴオリ(Jouni SINIVUORI) 財務省国際金融業務財務顧問、在ヘルシンキ	フィンランド
ピエール・マリエ・フォージェリ(Pierre-Marie VOEGELI) 経済財務産業デジタル主権省財務部二国間欧州関係及びEU金融機関欧州第3部部长、在パリ	フランス

エカテリン・ガンツァドゼ(Ekaterine GUNTSADZE) 財務省大臣代理、在トビリシ	ジョージア
マルクス・ホーマン(Markus HÖRMANN) 財務省部門(D 2)部長、在ベルリン	ドイツ
アンヘロ・ヴォーヴァチス(Angelos VOURVACHIS) 経済財政省国際金融機関及び開発銀行独立部長、在アテネ	ギリシャ
マルコ・ガンシ 特使、欧州評議会パチカン常任オブザーバー、在ストラスブール	パチカン
マートン・ボケイ(Márton BÓKAY) 国家経済省事務次官代理、在ブダペスト	ハンガリー
エリン・フリーゲンリング(Elín FLYGENRING) 外務省国際部門及び政策局人権大使、在レイキャビク	アイスランド
メアリー・キーニー(Mary KEENEY) 財務省国際金融部門部長、在ダブリン	アイルランド
フランセスカ・ユティリ(Francesca UTILI) 経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ	イタリア
ディジェ・リズヴァノリ(Dije RIZVANOLLI) 財務省国際金融協力部門部長代理、在プリシュティナ	コソボ
リーネ・ヴィトラ(Liene V TOLA) 財務省金融市場政策部国際金融機関課課長、在リガ	ラトビア
ドメニク・ワンガー 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブール	リヒテンシュタイン
ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS) 財務省EU及び国際部門部長、在ビリニユス	リトアニア
アルセーヌ・ジャコビー 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク	ルクセンブルク
ジョゼフ・フィレッティ(Joseph FILLETTI) 元欧州評議会マルタ常任代表、在セントジュリアンズ	マルタ
イオン・グメン(Ion GUMENE) 財務省事務次官、在キシナウ	モルドバ共和国
ミリカ・アジッチ(Milica ADŽI) 財務省事務次官代行、財務、負債管理及びIPA資金、在ポドゴリツァ	モンテネグロ
ジョアンネス・スミーツ(Johannes SMEETS) 外務省顧問、在ハーグ	オランダ
スザナ・ペネヴァ(Suzana PENEVA) 財務省国際金融、EU調和及びEU資金分散管理国務顧問、在スコピエ	北マケドニア
アンネ・クリスティン・ハーマンセン(Anne Kristin HERMANSEN) 外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ	ノルウェー
マウゴジャータ・グロッテ(Małgorzata GROTTÉ) 財務省国際協力部門副部長、在ワルシャワ	ポーランド
ジョゼ・アゼヴェド・ペレイラ(José AZEVEDO PEREIRA) 財務省経済政策及び国際事業部部長、在リスボン	ポルトガル
ボニ・クク(Boni CUCU) 国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト	ルーマニア
ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI) 財務省顧問、在サンマリノ	サンマリノ
アナ・トリボヴィッチ(Ana TRIPOVI) 財務省事務次官、在ベオグラード	セルビア
フランティセック・パルコ(František PALKO) 財務省予算政策部顧問、在ブラチスラバ	スロバキア共和国

バーバラ・クナピック・ナバレッテ(Barbara KNAPI NAVARRETE) 財務省財政制度部門、在リュブリャナ	スロベニア
ジョゼ・ビセンテ・ペレス・ロペズ(José Vicente PÉREZ LÓPEZ) 経済貿易商務省財務及び国際金融事務国際金融機関局長代理、在マドリード	スペイン
エリン・バーグマン(Elin BERGMAN) 財務省ガバナンス及び国際経済部国際経済協力ユニット長代理、在ストックホルム	スウェーデン
イヴァン・パヴレティック(Ivan PAVLETIC) 経済協力開発多国間協力部門経済事務局連邦部門部長、在ベルン	スイス
ケレム・ドンメズ(Kerem DÖNMEZ) 資金財務省対外経済関係局長代理、在アンカラ	トルコ
オルガ・ジーコワ(Olha ZYKOVA) 財務副大臣、財務省、在キーウ	ウクライナ

管理委員会の権限及び構成

定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。

管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。

管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

払込期限の到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。

(a) 上記「理事会の権限」 (c)、(d)、(f)、(m)及び(n)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見

(b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正

さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。

管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

カルロ・モンティチェッリが当行の総裁である。同氏は、2021年6月11日に、2021年12月18日から始まる5年の任期について選任された。

総裁は、2024年12月31日現在3名の副総裁により補佐される。

- ・ トマス・ボーチェック 副総裁(対象グループ諸国担当)
- ・ サンドリーヌ・ゴードン 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ヨハネス・M・ベーマー 副総裁(社会開発戦略担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、監査委員会の現在の構成は以下のとおりである。

- ・ ファトス・ベクジャ(アルバニア)
FF-FB Sh.p.k創業者兼社長、在ティラナ
- ・ サミル・バキック(ボスニア・ヘルツェゴビナ)
連邦財務省負債管理部門次官補佐、在サラエボ
- ・ ゴラン・ジヴォイノヴィッチ(セルビア)
財務省調和中央ユニット上級顧問、在ベオグラード

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

(4)【業務の概況】

a. 統合の年

地政学的な変化と世界的な貿易摩擦は、生産性の低成長と公共予算の伸び悩みとともに、2024年の欧州経済に影を落とし続けた。しかしながら、欧州評議会開発銀行は、2023年の好調な業績を土台に、欧州の社会的開発銀行としての地位を固めることができた。

この背景にある重要な要因は、2024年2月に発効するCEBとして初の現金拠出による増資である。CEBに対するこのような信任投票は、加盟国が欧州の社会セクターを非常に重視していること、そして社会セクターの強化において当行が重要な役割を果たしていることを示すものである。

当該増資は金融市場におけるCEBの地位向上に好影響を及ぼした。当行のトリプルA格付は、全ての主要な信用機関によって年間を通じて確認され、その他の要因の中から、CEBの強固な資本基盤及び流動性や市場資金へのアクセスに関する実績が評価された。

当行の債券発行における評判は高まり続け、2017年に発行が開始された当行のトレードマークであるソーシャル・インクルージョン・ボンド(SIB)は、2024年には発行総額が10十億ユーロを突破した。この画期的な出来事は、ニューヨーク及びブルクセンブルクの証券取引所での鐘を鳴らすセレモニーによって祝われた。年末までに、CEB債はオフショア人民元での新規発行を含め、半ダース超の通貨により発行された。

多様な新規プロジェクト・ポートフォリオ

こうした実績に後押しされ、CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みの下で設定された目標は、人への投資及び人的資本の強化、包摂的でレジリエントな生活環境の促進、並びに雇用及び経済的・金融包摂の支援、という3つの優先行動分野全てにおいて順調に進捗した。2024年には、不利な立場にある人々や社会から疎外された人々に重点を置いて焦点を当て、格差の是正を目指し、医療、教育、手頃な価格の住宅及び小規模事業開発などの分野におけるプロジェクトに対し、44件の新規融資が承認された。

総額4.5十億ユーロの融資は、22ヶ国に広がり、承認された全融資額の半分以上が、CEBの対象グループ諸国23ヶ国のうち、中欧、東欧、南東欧の15ヶ国の支援に充てられた。当行は、クロアチアでの地方自治体や郡の社会インフラ投資を強化するために250百万ユーロを承認し、そのうちの40%は、新興企業並びにその他の小規模及び零細事業プロジェクトに充てられており、その多くは女性が主導した。ボスニア・ヘルツェゴビナやベルギーのために承認されたCEBの融資では、低所得者のマイクロクレジットへのアクセス改善も目標に掲げられていた。スロベニア及びスペインのための融資は、高齢者向住宅を含む手頃な価格の住宅を提供することを目的としており、その他のいくつかのプロジェクトへの融資は、ブルガリア、エストニア、ハンガリー及びリトアニアを含む、教育のために充てられた。フィンランドへの150百万ユーロの融資の目的は、手頃な価格の精神的・身体的ヘルスケアの開発であり、他方で、スロバキア共和国及びスペインでの新規プロジェクトの目的の1つは、ヘルスケア提供の強化である。また、スロバキア共和国など数ヶ国では、老朽化した上下水道システムの改修プロジェクトが、ラトビアとアイスランドでは地域暖房の支援プロジェクトが、それぞれ大きく取り上げられている。一方、フランスのマルセイユ市のプロジェクトの目標は、クリーンで手頃な価格の輸送である(「b. 戦略的枠組みの実施：2024年に承認されたプロジェクト 包摂的でレジリエントな生活環境の促進 (a) マルセイユにおける持続可能なモビリティ」を参照のこと。)

2023年にCEBに加盟したウクライナでは、当行は避難民支援及びマイクロファイナンスの需要のための支援を強化し、戦災住宅の修復資金を提供するなど、医療及び住宅分野での事業をさらに発展させた(「CEB及びウクライナ」を参照のこと。)

CEBの緊急援助提供者としての長年の役割は、2024年に再び証明された。当行は、トルコで2023年2月に発生した悲劇的な地震を受け、有事への備え及び医療施設の完備のための融資を承認した。アイスランドでは、CEBは火山噴火への政府の取組みを年間を通じて支援した(「緊急救援からレジリエンス構築へ」を参照のこと。)

社会的包摂及び欧州の連帯に不可欠な要素としての文化プロジェクトの支援もCEBの目的の1つであり、2024年にキプロスとルーマニアに対して承認された融資がそれを実証している(「b. 戦略的枠組みの実施：2024年に承認されたプロジェクト」を参照のこと。)。2024年がオリンピックイヤーであることから、スポーツや障害者のための投資を促進するため、当行の融資や助成に注目することは重要である。(「オリンピック精神の寄与」を参照のこと。)

CEB及びウクライナ

数字で見るウクライナ支援



2024年12月31日現在のデータ

CEBは、2022年2月のロシアによる軍事侵攻にいち早く対応して以来、ウクライナの復興と長期的な社会福祉の支援に尽力してきた。当行は、2023年から2027年に係る戦略的枠組みを羅針盤として、医療、住宅、マイクロファイナンス及び人口移動などの分野で融資、助成金及び技術支援を組み合わせ、ウクライナ当局を支援することに重点を置きながら、選択的に活動し、徐々に事業を構築している。この業務は、ウクライナが2023年6月に加盟国となって以来、早急に進められている。

カルロ・モンティチェッリ総裁は、2024年9月に同国を初めて公式訪問した際、「ウクライナとの連帯は揺るぎない」と述べた。これに先立ち、6月にベルリンで開催されたウクライナ復興会議において、総裁は当行が国際的な取組みの一環として「ウクライナの社会的投資のパートナーとして選ばれる」ことを誇りに思うと述べた。それに対しウクライナは、「紛争後の国々における専門知識と経験」に対するCEBの貢献を高く評価した。

CEBは一步前進した。2024年にはキーウに小さな連絡事務所を開設した。11月には、避難民支援プログラムのためにさらに200百万ユーロを追加承認し、2024年12月までに、当行は紛争が始まって以

来、難民及びポーランドやルーマニアなどの難民の受入れコミュニティのために、約1.5十億ユーロの融資及び助成金を動員した。また、HEALとして知られ、世界銀行が構築した広範な枠組み事業を通じて、必要不可欠な医療、特に精神医療の回復を支援するため、100百万ユーロの融資を承認した。また、政府による補償メカニズムを支援するCEBのHOMEプロジェクトでは、戦争によって住宅を破壊された2,000超の世帯が、住宅の修復又は新たな住宅の取得を支援するための資金援助にアクセスできる。

また、住宅事情については、CEBは低所得世帯、子供、高齢者及び障害者を含む国内避難民が適切な長期宿泊施設にアクセスできるよう手助けする政府のメカニズムを支援している。当行は、ビジネス支援も行っており、具体的にはリヴィウの共同持株銀行を通じて、農業従事者及び零細企業の融資へのアクセスを促進している。

当行は、ウクライナ連帯基金(USF)及び移民及び難民基金(MRF)から、全ウクライナ産科・小児科センターの緊急修繕及び包括的な機能向上の準備のために約350,000ユーロの無償資金協力を行った。2024年に承認されたその他の助成金には、HOMEプロジェクトに対する45,000ユーロ及び社会インフラに関する調査に対する190,000ユーロがある。これらは、高齢者やその他の社会的弱者集団の戦災住宅の修繕のために1年前に交付された助成金に追加されるものである。

戦略的枠組みにとって極めて重要な時期

2023年から2024年にかけて、CEBは全体で92件のプロジェクトを承認し、融資総額は約9十億ユーロに達した。当該成績は、2025年の戦略的枠組みに関する中間報告にとって良い前兆を示すものであり、気候変動による緊急事態、パンデミックによる影響及び脆弱な経済は言うに及ばず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻及び移民やインフレの再燃といった困難な状況の中で達成されたものである。CEBの全事業は、当該枠組みの下で定められた気候やジェンダーといった分野横断的な課題に沿って審査された。

過去1年間の投資プロジェクトは、2023年の第4回欧州評議会サミットで各国首脳により採択されたレイキャピク宣言に沿ったものであった。この宣言は、CEBに対して「気候変動の社会的側面に焦点を当て」、「加盟国が公正で包摂的な移行を達成できるよう支援すること」を求めたものであり、当行が現在進めている社会的目標と気候目標の関連性の探求に沿ったものであった。11月にアゼルバイジャンのバクーで開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)において、CEBは、低炭素経済への移行により影響を受ける社会的弱者集団の福祉を守り、また気候変動の緩和と適応に向けたより広範な取組みを支えることにより、低炭素経済への公正な移行の達成のための社会的行動の重要性を強調した。

さらに、CEBはその堅調な実績を活用し、今後の社会的課題への備えを整えてきた。このため、たとえばデジタル・システムの活用を深めることで、事務やワークフローのプロセスを強化する一方、環境及び社会的セーフガードに関する当行の政策基準を更新するなど、取組みが内部で求められてきた。

オリンピック精神の寄与

オリンピック・パラリンピック競技大会は、2024年のパリで世界を1つにし、あらゆる背景、年齢層、能力を持つ数百万もの人々の夢と希望をとらえた。フランスの首都に本社を置くCEBは、このスポーツと文化交流の高揚した2週間を分かち合う幸運に恵まれた。CEBのスタッフは、パラリンピックの聖火が当行の敷地の前を通過するのを応援し、ブラインドサッカーの試合を観戦する特権を得た。パリ開催のオリンピックは1924年以来であり、CEBはこの貴重な機会を利用して、スポーツや障

害者への投資がいかに社会的包摂を育み、連帯を強め、レジリエンスを高めるのに役立つかを強調した。2024年为例にとると、当行は、イタリアの約500の地方自治体に対して、主に社会的弱者集団を対象としたスポーツ・文化施設への投資を支援するために75百万ユーロを承認した他、ボスニア・ヘルツェゴビナのスポーツ・文化センターに対しても12百万ユーロを承認した。年内の10件のプロジェクトでは、障害者が潜在的な受益者として明示されている。

支援者及びパートナーシップが依然として重要

パフォーマンスの向上は、CEBのリーチとインパクトを強化する目的で、パートナーシップを通じてさらなる支援を模索することも意味している。2022年に欧州委員会と締結したインベストEU保証協定のおかげで、当行はCEBのEU加盟国における社会的価値の高いプロジェクト、特に社会的企業及び小規模事業者向マイクロファイナンスを奨励するイニシアチブを支援するために、460百万ユーロを超える追加融資を行った。2023年1月にインベストEUアドバイザリー・ハブに参加して以来、CEBは総額5.1百万ユーロ、23件の技術支援プロジェクトを成功裏に承認しており、うち総額2.2百万ユーロ、18件のプロジェクトが2024年に承認された。

CEBをはじめとする西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)参加国は、同地域内とEUとの融合及び統合に向けて投資して15年を迎えた。現在までに、CEBのプロジェクトは、特に教育及びヘルスケアの分野において、WBIF補助金のうち143百万ユーロの恩恵を受けている。CEBはまた、同業の多国間開発銀行(MDB)との協力を強化し、12月には対話と協調のためのフォーラムであるMDB首脳グループの議長を初めて引き受けた。MDBは、G20が求めたように、システムとして協力し、より多く、より良い事業を提供するために努力を続けることで、進歩を遂げてきた。気候変動対策のための資金を強化することを約束したことは、この共同事業の最初の成果として非常に注目されており、他の差し迫ったグローバルな課題の中でも、持続可能な開発にも注目が集まっている。議長としてのCEBの役割は、欧州の選ばれし社会開発銀行として独自の視点を提供しつつ、この強化された協力関係を推進することである。

一方、CEBは、その知識、経験、スキルとリソースを社会的包摂及び連帯を促進するために投入し、繁栄し、よりレジリエントな欧州を形成するために地域社会と協力することで、現在の不確実な時期に加盟国の防波堤としての役割を果たし続ける。

緊急救援からレジリエンス構築へ

加盟国が自然災害やその社会的影響への対処に対する支援は、1956年の設立以来、CEBの優先事項となっている(当行の定款第2条を参照のこと。)。欧州全域で山火事、洪水及びその他気候変動に関連したリスクが増加していることもあり、当該活動は近年その重要性を増している。現に、2023年から2027年に係る戦略的枠組みにおいて、災害リスクの管理は、包摂的でレジリエントな生活環境の促進という目標に不可欠である。2024年には、当行は13の加盟国で災害リスク管理プロジェクトに積極的に取り組み、2024年に承認された新規融資1.2十億ユーロを含む約3.2十億ユーロの融資を行った。

アイスランドを例にとると、昨年来の火山噴火により、レイキャネス半島南岸の住民は避難を余儀なくされた。CEBは、6月に開催されたアイスランド主催の年次合同会議の場でモンティチェリ総裁が発表したとおり、同国の緊急救援活動を支援するための150百万ユーロの融資(公的融資枠)を承認した(「i. ガバナンス i CEBの2024年合同会議」を参照のこと。)。当該プロジェクトは、グリーンダヴィーク港で所有財産を失った住民のための自主的な住宅購入プログラムに資金を提供する他、復興支援も行う。また、家庭、企業、主要国際空港に水、暖房及び電力を供給するレイキャネス半島にある発電所及びその他の公共施設の安全確保作業にも資金が充てられる。

トルコも、2023年2月に同国南部及び東部を襲った大地震以来、CEBによる救急支援の恩恵を受けてきた。当行は当時、難民の急増及び医療インフラの整備を含め、医療分野による同地域の災害への対処に対する支援を行うため、250百万ユーロの融資を承認し、これに迅速に対応した。また、この大災害を契機に、CEBは加盟国のために防災復興基金を設立し、積極的に寄付を呼びかけている。

2024年には、トルコに対して、被災した国境地帯における医療提供体制の強化及びより耐震性の高い医療施設の開発を目的として、250百万ユーロの追加融資が承認された。CEBの救急支援は西部のイスタンブールにも拡大され、同市の地震発生時の備えとレジリエンスの向上を支援するため、330百万ユーロの融資が行われた。CEBはまた、2023年にイタリア中部で発生した一連の地震により被害を受けた住宅やインフラストラクチャーを含む民間部門の復興対策を引き続き支援するため、350百万ユーロの追加融資を承認した(「2024年に承認された事業(相手方別)」を参照のこと。)

一方、ルーマニアでは、CEBはブカレストにおける地震安全性と地震リスク軽減対策の強化のため、153百万ユーロ相当の融資を承認した。特に、本融資は17棟の建物(住宅14棟、博物館を含む公共施設3棟)の耐震補強を支援する。そのうち数棟の建物は保護対象に分類又は保護地区内にあるため、当該融資はルーマニアの文化遺産の保護にも貢献する。

b. 戦略的枠組みの実施：2024年に承認されたプロジェクト

CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組み(2025年に中間レビューが行われる。)は、当行の活動の指針となり、加盟国から与えられた社会的使命を達成することを可能にする。この枠組みは、明確な指針を打ち出す一方で、国際的な地政学的・経済的状况における課題や不確実性に直面した際の柔軟な対応を可能にしている。

2024年、当行は、22ヶ国で44件の新規融資プロジェクトにわたって総額4.5十億ユーロの融資を承認したが、これは5年間の戦略的枠組み実施期間に対して設定された年間目標に沿ったものであった。これらの融資は、CEBの活動の3つの行動指針、すなわち、1)人への投資及び人的資本の強化、2)包摂的でレジリエントな生活環境の促進、並びに3)雇用及び経済的・金融包摂の支援にわたる。ジェンダー、気候変動及びデジタル化は、3つの行動指針全てにまたがる分野横断的な検討事項である。

さらに、新しいプロジェクトは、たとえば、教育及び研修、健康保護、ディーセント・ワーク、住居及び文化活動に対する全ての人の権利に関して、欧州評議会の欧州社会憲章に沿ったものである。

CEBのプロジェクトは、様々な社会的課題に取り組んでいるが、本項では、自然災害・生態学的災害、都市部、地方及び地域の開発、医療及びソーシャルケア、教育及び職業訓練、手頃な価格の公共住宅、中小零細企業(MSME)支援並びにマイクロファイナンスの6分野に重点を置く(全44事業は、「2024年に承認された事業(相手方別)」を参照のこと。)

戦略的枠組みに基づき、CEBは、社会的投資を最も必要とするところにより適切に的を絞り、社会で最も不利で疎外された人々を支えることに焦点を当てることを再確認することを可能とする運営ツールである「脆弱性の視点」を用いて、引き続き社会的弱者集団に焦点を当てた。さらに、CEBは、開発融資の分野におけるパートナー機関(各国の開発銀行、EU及び同業のMDBを含む。)との協力関係を深化・拡大させ(「e. 協力関係」を参照のこと。)、2024年12月には初めてMDBグループの議長に就任した。



人への投資と人的資本の強化

人々の健康、福祉及び教育への投資は、社会的結束及び包括的で栄えたコミュニティの育成に不可欠である。CEBは、ジェンダーの平等並びに移民及び難民を含めた包摂、そして持続可能性を促進する一方で、医療及び教育制度の利用、手頃な価格及び質における格差に対処するための総合的なアプローチを採っている。文化活動への投資も重要である。たとえば、文化資源の保護と修復を支援することで、CEBは文化空間をより包括的で利用しやすいものにする手助けをしている。

2024年に、当行は4ヶ国で6件、総額603百万ユーロの医療及びソーシャルケア向融資を承認した。これらのプロジェクトには、フィンランド、スロバキア共和国及びスペインにおけるヘルスケアの拡大及び強化が含まれる。CEBはまた、6ヶ国で総額594百万ユーロを超える6件の教育支援融資を承認し、またキプロス及びルーマニアの歴史的・文化的遺産の保護及び修復のための142百万ユーロを拠出した。ハンガリー全土の教育インフラの改修、拡張及び近代化並びにニコシアにおけるキプロス考古学のための大規模な新センターの設立に対する当行の支援が、例として以下のとおり挙げられる。

(a) ハンガリーにおける教育インフラの改善

ハンガリーの2021年から2030年に係る教育戦略は、教育への公的支出を増やし、教育施設の改善の必要性に取り組むなど、長期的な計画を立て、教育制度における格差を是正するという取組みを強調している。2022年には、この取組みにより、修繕が必要な教育施設の数が急激に減少した。

ハンガリー政府の教育インフラ開発プロジェクト(Education Infrastructure Development Project)(EIDP)は、インフラストラクチャーのニーズに対処する上で不可欠である。CEBのハンガリーに対する200百万ユーロの融資は、2014年に開始されたイニシアチブに対する当行として3回目の拠出であり、同国の教育インフラを支援する長年のパートナーシップに基づくものである。今回の第3段階では、20,800平方メートルの使用可能なスペースの改修を支援する一方、7つの教育施設に約76,000平方メートルの新たなスペースを設ける予定である。これらの取組みは、高いエネルギー効率基準を遵守し、公害の削減に貢献する見込みである。小学校、中学校及び専門学校に通う約10,000名の生徒が、インフラ整備の恩恵を受けることが見込まれる。CEBの2014年以降のEIDPイニシアチブのためのハンガリーへの融資総額は、現在約400百万ユーロと評価されている。

(b) キプロスに新しい考古学博物館を建設中

キプロスは、東地中海の歴史を形成する上で重要な役割を果たしてきたことのみならず、古代キプロス芸術の特徴により、文化の中心地として国際的に認知されてきた。しかし、ニコシアに

現在ある考古学博物館は、拡大し続ける多様なコレクションのニーズや来館者の期待に応えることが困難となってきた。

ニコシア中心市街地開発計画は、ニコシアの豊かな文化遺産に関連した経済活動及び地域社会の関与を強化することにより、インナーシティの活性化を促進している。キプロス共和国への72百万ユーロの融資は、同国の豊かな考古学遺産に特化した一流の国際文化機関として、新たなキプロス考古学博物館の設立を支援するものである。ダイナミックな文化的ランドマークとして、新博物館は、広大な展示スペースと革新的なデジタル技術を特徴とし、幅広い閲覧客に公開され、社会的・教育的使命を果たすことができる。市の開発計画に沿って、博物館は、歴史的に分断されたこの市の中心部で、社会的・文化的相互関係を育成する。

包摂的でレジリエントな生活環境の促進

気候変動の社会的問題に対処する解決策を見出すことは、戦略的枠組みの下でのCEBの活動の要となっており、社会的弱者のための手頃な価格の公共住宅への投資の中心的な要素となっている。この活動はまた、環境保護を促進するとともに、都市部、地方及び地域のコミュニティにおけるレジリエンスを強化する。これらの目標を達成するために、CEBは、民間投資家だけでなく、国や地方の公共部門の機関や非営利組織と協力している。

2024年、CEBは、自然災害や生態学的災害に対処するために、4ヶ国で6件の合計で1.3十億ユーロ超の融資を行った(「a. 統合の年 緊急救援からレジリエンス構築へ」を参照のこと。)。さらに、4ヶ国で5件の合計で413百万ユーロ超の手頃な価格の公共住宅のための融資に加えて、9ヶ国で814百万ユーロ超のポートフォリオによる11件の新規融資が都市部、地方及び地域開発を対象として実施された。これらのイニシアチブは、環境保護を目的として多くの国で実施された3件の総額106百万ユーロ超の融資により補完された。フランス、マルセイユの公共交通網及びスペイン、カタルーニャの手頃な価格のエネルギー効率の良い住宅に対するCEBの融資の例を以下に詳述する。

(a) マルセイユにおける持続可能なモビリティ

マルセイユ広域圏(メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンス(Métropole Aix-Marseille-Provence(AMP)))は、ヨーロッパで最も交通渋滞の多い都市圏の1つである。地域的・地理的格差及び不均衡な開発は、雇用が特定の地域に集中しているが、労働者の居住地とのつながりが乏しいことを表している。公共交通網が不十分であるため、自家用車への依存度が高く、1日の移動に占める公共交通機関の利用は10%未満である。その結果、大気汚染が常態化している。

CEBは、ヌーヴォー・メトロ・ドゥ・マルセイユ(Nouveau Métro de Marseille)(ニュー・メトロ・オブ・マルセイユ)(NEOMMA)プログラムの下、150百万ユーロの融資でマルセイユの地下鉄システムの近代化を引き続き支援する予定である。この融資は、信頼性が高く利用しやすい公共交通システム開発の確保を支援し、経済的魅力を高め、住民の主要サービスへのアクセスを改善し、現在十分なサービスが提供されていない地域の接続性を強化する上で極めて重要である。このプロジェクトは、マルセイユの人口増加、社会経済発展及び持続可能性のニーズを満たしつつ、大都市における社会的格差や地域的不平等の是正に貢献し、公平で利用しやすい交通手段を支援する。今回のメトロポールAMPに対する2回目の融資により、CEBのNEOMMAプロジェクトへの融資総額は200百万ユーロとなる。

(b) カタルーニャにおける手頃な価格の住宅に向けて

スペインでは、特に需要の高い都市部で、公共住宅の不足に悩まされている。カタルーニャ州はスペインで2番目に人口の多い地域で、総人口の16%を占めている。しかし、カタルーニャの住宅数全体のうち、公共住宅はわずか1.5%である。2024年、カタルーニャ州政府はカタルーニャ州住宅計画を承認し、2042年までに主たる住居全体の7%を公共住宅にすることを目指している。

カタルーニャ最大の住宅協同組合であるソストレ・シヴィック(Sostre Cívic)に対するCEBの310万ユーロの融資(インベストEU保証プログラムの保証を受けている。)は、350戸超の協同組合住宅の建設に資金を提供する予定である。公有地に建設されるこれらの住宅は、手頃な価格の住宅の利用可能性を高め、市場価格で購入又は賃貸する金銭的余裕のないカタルーニャの住民を支援する。ソストレ・シヴィックは、従来の持ち家や賃貸住宅に代わる、「セシオ・デュス(cessio d'ús)」(使用权)と呼ばれる独自のモデルで、これらの協同組合住宅を提供する予定である。このモデルでは、不動産市場価格ではなく、協同組合住宅プロジェクトの取得、維持及び運営にかかるコストに基づき、協同組合員による初期出資及び月毎の支払が必要となる。

雇用及び経済的・金融包摂の支援

中小零細企業(MSME)は、欧州全体の雇用及び社会的結束を下支えしている。CEBは、仲介金融機関と協力して、MSMEへの融資を可能にし、従来型銀行からの事業融資を利用できない可能性のある社会的弱者に対するマイクロファイナンスの利用を改善するよう取り組んでいる。この観点から、CEBは、エネルギー費用を削減する住居の改善などの社会的な目的を持ったビジネスや個人へのマイクロ融資を支援するために、マイクロファイナンス機関(MFI)向融資を拡大している。

この取組みの結果、2024年に、当行は5つの異なる国でマイクロファイナンスを促進するために総額480万ユーロ超の8件の融資を行い、また2ヶ国においてMSMEに対して信用の利用を改善するために2件にわたる約350万ユーロの融資を行った。ブルガリアとクロアチアにおけるCEBのプロジェクト・ポートフォリオの例を以下に詳述し、「2024年に承認された事業(相手方別)」でさらに例を挙げる。

(a) ブルガリアにおけるマイクロファイナンスの利用の支援

中小零細企業(MSME)は、ブルガリア経済の要であり、全ブルガリア企業の99%を占めている。ブルガリアのMSMEは、付加価値の65.3%、雇用の75.7%を占めており、それぞれEU平均の56.8%、66.6%を大きく上回っている⁽¹⁾。ブルガリアのMSMEは、経済において重要な役割を担っているにもかかわらず、融資状況はしばしば厳しい。銀行は、金融セクターの総資産の83%を占め、融資環境の大半を占めているが、新興企業や革新的な若い企業への融資はリスクが高すぎると見なされ、消極的な場合が多い⁽²⁾。マイクロファイナンス機関は、この融資活動における溝を埋めるに適しているが、国内のマイクロファイナンス・セクターを成長させるためには、さらなる支援が必要である。

ブルガリアのマイクロファイナンス機関であるSISクレジットへのCEBの300万ユーロの融資(インベストEU保証プログラムに加えてCEBの社会的インパクト勘定(SIA)の保証を受ける。)は、SISクレジットのマイクロビジネスへのサービス提供の拡大を支援するとともに、同国のマイクロファイナンス・セクターの成長を支援する。融資の最終受益者は、学生起業家、若手経営者(29歳未満)及び女性主導のビジネスを含む、ブルガリア全土の零細・小規模事業者となる。SISクレジットは、社会的弱者の支援に重点を置いており、特に農業、ケータリング、ホスピタリティ教育サービス分野での新興企業支援に定評がある。SISクレジットはまた、マイクロビジネスや農業

生産者に対するSISクレジットの融資の社会経済的影響を評価するための社会的影響調査に着手するため、インベストEUアドバイザー・ハブを通じてCEBの技術支援を受けている。

注(1) 欧州委員会、SBAファクトシート2019、ブルガリア

(2) ブルガリアの金融セクターの概要、黒海貿易開発銀行、2020

(b) クロアチアにおける地方自治体インフラへの融資とMSME支援

クロアチアでは、MSMEが労働人口の約71%を雇用している。また、MSMEは付加価値の56.5%に貢献している⁽¹⁾。2023年11月の登録失業率は6.4%であったが、女性に関しては7.8%であった。失業率の地域間格差はかなり大きく、東部の郡の失業率は中部、北部及び北西部の郡よりはるかに高い。

CEBのクロアチア復興開発銀行(HBOR)に対する250百万ユーロの融資は、市町村や郡における社会インフラ投資の一部に拠出され、また融資の40%を生産性の高いMSMEの投資プロジェクトとその運転資金需要への資金供給に充てられる。これらの資金に適格な最終借入人には、クロアチアの経済開発又はインフラ開発において役割を果たすMSME並びに女性及び若者が率いる企業向けに設計されたHBORの特別融資の受給者が含まれる。

注(1) 2023 中小企業国別ファクトシート クロアチア - 欧州委員会

2024年に承認された事業(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2024年		2023年		2020年から2024年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア			27,000	0.66	102,000	0.44
アンドラ					20,000	0.09
ベルギー	15,000	0.33	250,000	6.09	654,000	2.83
ボスニア・ヘルツェゴビナ	21,500	0.47			29,500	0.13
ブルガリア	253,000	5.56			428,000	1.85
クロアチア	250,000	5.50			650,000	2.82
キプロス	72,000	1.58	48,000	1.17	185,500	0.80
チェコ共和国			64,000	1.56	824,000	3.57
エストニア	60,000	1.32			280,000	1.21
フィンランド	150,000	3.30	50,000	1.22	560,300	2.43
フランス	290,000	6.38	290,500	7.07	1,585,000	6.87
ジョージア						
ドイツ	100,000	2.20	259,700	6.32	1,371,700	5.94
ギリシャ		0.00	80,000	1.95	282,000	1.22
ハンガリー	200,000	4.40	150,000	3.65	877,000	3.80
アイスランド	325,000	7.14			345,000	1.49
アイルランド			125,000	3.04	253,700	1.10
イタリア	532,000	11.69	337,000	8.21	2,557,600	11.08
コソボ					87,000	0.38
ラトビア	40,000	0.88			205,000	0.89
リトアニア	107,500	2.36	35,000	0.85	937,300	4.06
ルクセンブルク					3,000	0.01
マルタ			7,000	0.17	7,000	0.03
モルドバ共和国			106,000	2.58	176,000	0.76
モンテネグロ			30,000	0.73	100,000	0.43
オランダ			190,000	4.63	390,000	1.69
北マケドニア			52,000	1.27	68,000	0.29
ポーランド	365,000	8.02	350,000	8.52	1,880,556	8.15
ポルトガル					188,700	0.82
ルーマニア	293,000	6.44	162,620	3.96	772,920	3.35
サンマリノ					10,000	0.04
セルビア	31,000	0.68	200,000	4.87	878,000	3.80
スロバキア共和国	70,000	1.54	480,000	11.69	1,370,000	5.94
スロベニア	20,000	0.44			140,000	0.61
スペイン	471,000	10.35	360,000	8.77	2,646,000	11.46

スウェーデン			102,200	2.49	282,200	1.22
トルコ	580,000	12.75	250,000	6.09	1,530,000	6.63
ウクライナ	303,000	6.66	100,000	2.44	403,000	1.75
合計	4,549,000	100.00	4,106,020	100.00	23,079,975	100.00

2024年の支出済融資(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2024年		2023年		2020年から2024年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア			1,480	0.04	74,480	0.39
アンドラ					16,000	0.08
ベルギー			39,000	1.05	319,000	1.66
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,000	0.11	6,868	0.18	61,981	0.32
ブルガリア	53,000	1.49			153,000	0.79
クロアチア	140,000	3.94	60,000	1.62	654,388	3.40
キプロス	36,750	1.03	42,750	1.15	108,549	0.56
チェコ共和国	111,884	3.15	45,273	1.22	781,437	4.05
エストニア	20,000	0.56			220,000	1.14
フィンランド	190,000	5.34	60,000	1.62	523,300	2.71
フランス	208,830	5.87	220,400	5.93	1,373,662	7.13
ジョージア			5,308	0.14	40,598	0.21
ドイツ	349,000	9.81	265,450	7.15	1,477,350	7.66
ギリシャ			1,000	0.03	219,500	1.14
ハンガリー	75,000	2.11	50,000	1.35	709,412	3.68
アイスランド	16,000	0.45	12,000	0.32	28,000	0.15
アイルランド	50,000	1.41	68,000	1.83	295,064	1.53
イタリア	588,533	16.55	227,223	6.12	1,885,911	9.78
コソボ					45,824	0.24
ラトビア	1,000	0.03			16,400	0.09
リトアニア	125,913	3.54	266,549	7.18	998,314	5.18
ルクセンブルク	1,500	0.04	800	0.02	2,600	0.01
マルタ					29,000	0.15
モルドバ共和国	281	0.01	11,583	0.31	71,464	0.37
モンテネグロ			1,815	0.05	73,398	0.38
オランダ	150,000	4.22	90,000	2.42	625,025	3.24
北マケドニア	400	0.01			27,726	0.14
ポーランド	423,013	11.90	558,085	15.02	2,221,264	11.52
ポルトガル	6,000	0.17	14,000	0.38	115,000	0.60
ルーマニア	141,380	3.98	73,457	1.98	508,190	2.64
サンマリノ					10,000	0.05
セルビア	215,000	6.05	160,500	4.32	813,739	4.22
スロバキア共和国	28,700	0.81	145,300	3.91	751,363	3.90
スロベニア	10,000	0.28	40,000	1.08	170,000	0.88
スペイン	300,000	8.44	736,683	19.83	2,477,126	12.85

スウェーデン	46,901	1.32	116,367	3.13	438,628	2.28
トルコ	147,000	4.13	395,000	10.63	822,000	4.26
ウクライナ	115,801	3.26			115,801	0.60
合計	3,555,885	100.00	3,714,892	100.00	19,274,498	100.00

2024年に承認された事業(相手方別)

(単位：千ユーロ)

国	相手方	プロジェクトの概要	CEBの貸付額	プロジェクトの総額
ベルギー	クレダルSCES(Credal SCES) この事業は、インベストEU基金の下で欧州連合による支援を受けている。	ベルギーにおいて融資へのアクセスが限定されているか不可能な社会事業の投資ニーズへの部分融資の支援。IEU 最終受益者：ワロン及びブリュッセル首都圏の社会経済事業組織及び最下層の社会的弱者、特に移民、難民、高齢者、障害者、低所得世帯、社会的経済的に排除された社会的弱者の女性。	15,000	30,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エキ・マイクロクレジット(Eki Microcredit Company)	社会的弱者の雇用及び収入創出活動を支援するマイクロ融資並びにエネルギー効率への投資の提供。当該貸付金は、主に地方において、金融サービスへのアクセスが限定されている低所得の顧客、個人及び零細起業家を対象とした、借入人の農業、住宅、ビジネス向けマイクロ融資商品の一部を融資する。 最終受益者：地方の零細企業及び個人世帯。	3,000	6,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	政府	モスタル市における文化・スポーツセンター建設への融資。当該貸付金は、新センターの建設及び設備並びにプロジェクト管理及び監督費用に部分的に充てられる。 最終受益者：様々な社会的及び民族的背景を持つモスタル市及びその周辺地域の160,000名超の住民。	12,000	24,150
ボスニア・ヘルツェゴビナ	マイクロクレジット・ファンデーション・ミクラ・サラエボ(Microcredit Foundation Mikra Sarajevo)	農業、住宅及び投資貸付及び運転資本の需要に対する適格投資並びに家庭におけるエネルギー効率対策への部分融資。これは、経済的に弱者の女性の収入創出活動及び女性が率いる事業のための支援へのマイクロ融資を含む。 最終受益者：個人世帯、小規模農場及び零細企業。特に、主に女性で銀行融資をほとんど受けられない低所得の顧客。	3,000	6,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	パートナー・マイクロクレジット・ファンデーション(Partner Microcredit Foundation)	2024年から2026年の間に家庭及び零細企業が行う小規模のエネルギー効率化の適格投資への追加の部分融資。当該プロジェクトは住居の快適性を向上させ、エネルギー料金の負担を軽減させる。 最終受益者：個人世帯及び零細起業を含む低所得者。	3,500	15,000

ブルガリア	政府	<p>ブルガリア共和国がEU結束政策に基づく融資へのアクセスに必要な国家貢献の前提条件を満たし、2022年に締結されたEUとのパートナーシップ協定に基づくブルガリアの義務を果たすための支援。CEBの貸付金は、ブルガリアの教育、職業訓練及び労働力の雇用可能性向上に特化した2件のオペレーショナル・プログラム内の適格投資に部分的に融資する。</p> <p>最終受益者：主にブルガリアの低開発地域に居住するロマ族などの社会から疎外されているコミュニティに属する子供、生徒、親、若者。</p>	250,000	2,816,000
ブルガリア	SISクレジット(SIS Credit) この事業は、インベストEU基金の下で欧州連合による支援を受けている。	<p>融資へのアクセスが限定されているか不可能な零細起業家の金融・社会的包摂及びブルガリアのマイクロファイナンス産業の発展を支援するために、零細企業及び新興企業への直接融資を通じた借入人の融資活動への部分融資。重点セクターは、農業、ケータリング、ホスピタリティ及び教育関連サービスを含む。IEU</p> <p>最終受益者：零細起業家及び農業生産者。特に、学生起業家、29歳未満の事業主及び障害者。</p>	3,000	6,000
クロアチア	クロアチア復興開発銀行(HBOR)	<p>クロアチアの地方自治体、都市及び郡が実施する対象となる地方自治体及び地域投資に対する部分融資を通じた、クロアチア全域の持続可能な地方自治体のインフラストラクチャーの支援及びMSMEの競争力強化への貢献。CEBの貸付金は、借入人の直接融資及び金融仲介機関のネットワークを介した転貸を通じて、MSMEに提供される。</p> <p>最終受益者：MSMEの従業員、求職者並びにクロアチア全域の町、地方自治体及び地域の住民(社会的弱者集団を含む。)</p>	250,000	500,000
キプロス	政府	<p>ニコシアに国際的に認知されたキプロス考古学センター並びにキプロスの豊かな考古学的遺産の開拓、保全、研究、展示及び解釈に特化した一流の文化機関の創設。建物の持続可能性、アクセス性、エネルギー効率の観点に特に配慮する。</p> <p>最終受益者：キプロスの住民、特に子供、生徒、革新的かつ包摂的な技術から恩恵を受ける特別な支援を必要とする人々及び博物館スタッフ。</p>	72,000	140,000
エストニア	タルトゥ大学 (University of Tartu)	<p>新しい学術研究棟の建設及び既存の教育施設2棟の改修による借入人のインフラ改善。当該プロジェクトでは、タルトゥの管理棟及び研究棟並びにタリンに位置するタルトゥ大学ロースクールの改修も予定されている。</p> <p>最終受益者：現在在籍する約15,000名の学生(特別な支援を必要とする学生を含む。)、将来の学生及び4,300名超の大学スタッフ。</p>	60,000	121,300

フィンランド	ラークソ共同病院 (Laakso Joint Hospital)	ヘルシンキ市及びウーシマー県において、質が高く包摂的かつ手頃な価格の精神的・身体的ヘルスケアの提供。特に、CEBの貸付金は、ラークソ共同病院の再建工事及びエネルギー効率の高い新病棟の建設の一部に充てられる。 最終受益者：ヘルシンキ首都圏及びその周辺 の患者並びに医療システムの中で働く職員。	150,000	1,003,000
フランス	メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンス(Métropole Aix-Marseille-Provence)	マルセイユの地下鉄システムを近代化するためのヌーヴォー・メトロ・ドゥ・マルセイユ(ニュー・メトロ・オブ・マルセイユ)(NEOMMA)プログラムを支援するための追加資金。この投資は、マルセイユの増加する人口のニーズを満たし、持続可能で包摂的な社会経済開発を促進しながら、社会的格差及び領土の不平等に対処するのに役立つ公平で利用しやすい交通機関の選択肢を支援する。* 最終受益者：メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンスの1.8百万名の居住者並びに最適化された交通及び労働条件の恩恵を受ける利用者。	150,000	826,000
フランス	イル＝ド＝フランス水道組合(Syndicat des Eaux d'Ile de France)(SEDIF)	飲料水の配水及び輸送ネットワークに使用する老朽化した配管を新しくするための適格な投資の支援。特に、当該貸付金は、176kmの老朽化したパイプ及び34.6kmのパイプラインを交換し、配水網の一部を新しくするための投資に部分融資する。* 最終受益者：SEDIFが運営されているイル＝ド＝フランス地域内の自治体の住民及びプロジェクト実施期間中にネットワークが利用できるようになる潜在的な新規ユーザー。	140,000	280,000
ドイツ	ニュルンベルク市	ニュルンベルクの教育及び保育インフラの拡大及び促進。当該貸付金は、幼児・保育施設の拡大及び近代化、小学生児童の学童保育の拡大、学校のデジタル化並びに学校及び教室の増設に部分融資する。* 最終受益者：ニュルンベルク市内及びその周辺の学校及び保育施設の子供、保護者及び職員。特に、低所得世帯並びに信頼できる公教育及び保育に依存している移民など、社会経済的に脆弱な受益者。	100,000	564,186
ハンガリー	政府	インフラストラクチャーへの包括的なアクセスのための投資を含む、全国の様々な教育インフラ施設の改修、再建/修復、拡張及び近代化を含めた投資プログラムを実施するための借入人の支援。* 最終受益者：ハンガリー全土の小学校、中学校及び職業学校に通う生徒、特に障害のある子供たち。	200,000	400,000
アイスランド	レイキャピク市	2030年都市教育政策で設定された優先事項に沿って、より良い学習環境を可能にするための学校の教育インフラの整備及び拡大。* 最終受益者：移民家族、ウクライナ難民及び火山の影響を受けたグリーンダヴィークの町からの国内避難家族を含む、レイキャピク市の児童、学校職員及び青年。	100,000	223,000

アイスランド	政府	火山噴火の影響を受けた人々に対し、家族手当及び特別手当の支給並びに住宅の購入を含む住宅支援を通じた、不可欠で即時的かつ中期的な支援の提供。また、このプロジェクトは、33,000名の住民及び企業に水、地域暖房及び電力を供給するレイキャネス半島の発電所及び多目的サービスへの潜在的な影響を緩和するための準備作業に資金を提供する。* 最終受益者：アイスランドの火山噴火の影響を受けた人々。	150,000	424,000
アイスランド	レイキャビク・エナジーオークヴェイタン (Reykjavík Energy-Orkuveitan)	特に、配水及び給湯システム、暖房の供給及び下水道インフラの更新及び拡大並びに公共交通インフラの整備など、レイキャビク首都圏の生活環境の改善。当該貸付金は、レイキャビク市の都市開発計画に沿って、適格な投資に部分融資する。 最終受益者：社会的弱者集団、移民及び低所得世帯を含むレイキャビク首都圏の全住民。	75,000	253,000
イタリア	イタリア預託貸付公庫 (Cassa Depositati e Prestiti S.p.A.)	2016年及び2017年の地震の影響を受けたアブルツォ、ラツィオ、マルケ及びウンブリア地域における復旧、賠償、建設及び再建に関連する適格なサブプロジェクトに対する部分融資。当該貸付金は、民間セクターの復興対策の一部、特に住宅及び損傷したビジネスインフラを対象としている。 最終受益者：損害を受けた住居への介入目的の個人及び事業関連資産に関する損害目的の民間企業。	350,000	1,350,000
イタリア	マイクロクレジット預金 (Cassa del Microcredito) この事業は、インベストEU基金の下で欧州連合による支援を受けている。	イタリアの零細企業及び自営業者の投資及び運転資金需要への部分融資。IEU 最終受益者：南部地域及び諸島を中心としたイタリア全土における、新興企業を含む自営業者及び零細企業。	10,000	28,800
イタリア	スポーツ文化信用銀行 (Istituto per il Credito Sportivo e Culturale S.p.A.)	スポーツ施設の建設、改良、拡張及び整備を含む、地方自治体のスポーツ・文化施設への投資に対する資金提供。スポーツ施設として使用する資産の取得及びスポーツ施設の管理が挙げられる。また、文化活動及びこれに関連する支援活動のために使用する固定資産の建設、改良、拡大及び整備。 最終受益者：約500の市町村及び県における150万人の居住者並びに青少年、高齢者及び障害を持つ人々を含む、関連するスポーツ又は文化施設の利用者。	75,000	400,000
イタリア	イレンS.p.A. (IREN S.p.A.)	主にイタリアの中小規模の自治体における総合水道サービスを含む、2022年から2026年までの投資の一部を賄うための追加資金。投資は、漏洩の削減、飲料水ネットワークの質向上及び下水処理システムの改善を通してより持続可能な水利用の発展に貢献する。* 最終受益者：ジェノヴァ県及びパルマ県の自治体の住民、特に不十分な水インフラによって生活環境が脅かされている住民。	80,000	624,000

イタリア	ペルミクロS.p.A. (PerMicro S.p.A.) この事業は、インベ ストEU基金の下で欧州連 合による支援を受けて いる。	受益者の事業活動を支えるための投資や運 転資本の需要(物品、資材、設備及びライセ ンスの購入、並びに新興企業の起業に関連する 費用など)への部分融資。IEU 最終受益者：イタリアの零細企業、特に起業 家志望者及び女性起業家。	17,000	58,000
ラトビア	リガ・シルトゥムスAS (R gas Siltums AS)	将来的なパイプの破裂防止及び熱損失の削減 のために古いパイプを交換し、地域暖房ネッ トワークを未供給の都市部に拡大することに よる、リガにおける地域暖房サービスの信頼 性及び持続可能性確保の支援。* 最終受益者：リガにおける地域暖房サー ビスの現在及び将来の利用者、たとえば難民及び 低所得世帯を含む居住用建物の住民並びに商 業及び行政機関。	40,000	87,000
リトアニア	政府	エネルギー効率並びに社会的弱者集団、地域 共同体及び一般市民の公共サービスへのアク セス性を確保できるように公共の建物を改修 するための北欧投資銀行との共同融資。CEB の融資は、リトアニア政府の国有財産管理基 金であるトルト・バンク(Surto bankas)の ポートフォリオから事前に選定された184百 万ユーロの投資を支援する。* 最終受益者：障害者、子供、高齢者、難民及 び移民などの社会的弱者集団を含む、再建さ れた建物を拠点とする公共機関の職員及び顧 客。	57,500	184,000
リトアニア	ビリニュス市	借入人の2024年から2026年に係る戦略計画に 対する共同融資。これにより、都市が直面す る社会、経済、人口、環境、気候変動の課題 に対処する統合的な都市開発を支援する。特 に、CEBの貸付金は、ビリニュス市の教育イ ンフラの改善、医療施設の近代化並びに社会 サービスインフラの開発及び改善に部分融資 する。* 最終受益者：主に子供、女性及び高齢者で あるウクライナからの20,000名を超える難民を 含む、ビリニュス市の住民。	50,000	100,000
ポーランド	政府	難民及びその受入れコミュニティの中長期的 な需要に対する追加融資。特に、CEBの貸付 金は、主に子供及び家族に対する毎月の手当 の提供及び宿泊施設へのアクセスを通じて、 ポーランド対応計画に貢献する。* 最終受益者：子供を含む、ウクライナから逃 れてきた難民。	115,000	2,670,000
ポーランド	ペカオ・リーシング sp.z.o.o.(Pekao Leasing Sp. z.o.o.)	建設業、卸売業、工業・製造業、小売業及び 農業など幅広い分野において、事業用自動 車、機械・設備、IT・事務機器の購入など、 受益者の中核的な事業活動を支援するための 固定資産及び生産設備に対する投資への部分 融資。さらに、借入人は、CEBの貸付金の 20%を様々な種類のグリーン資産に割り当て る予定である。 最終受益者：ポーランド全土におけるMSME従 業員及び求職者。	250,000	500,000

ルーマニア	地震リスクのある建物の強化のための行政機関(Administra ia Municipal pentru Consolidarea Cl dirilor cu Risc Seismic)(AMCCRS)	災害リスク軽減のための借入人の投資プログラムを支援する部分融資。(i)ブカレストの17棟の建物の耐震補強及びエネルギー効率化対策。(ii)自治体又は民間会社の所有するアパートでの工事中における、住民の一時的な転居。 最終受益者：当該集合住宅の居住者及び改修される公共施設の職員及び来訪者。	153,000	209,700
ルーマニア	政府	遅れている地域を含む全国の文化遺産の修復及び建設を通じた文化施設へのアクセス改善。当該貸付金は、13のサブプロジェクトの再建/拡張及びヤシでの新しいオペラ施設の建設を支援する。* 最終受益者：文化施設の訪問者及び観客を含むルーマニアの住民、特に、不便な地域に住む人々、障害者、若者、子供及び女性並びに周辺地域に住む人々。	140,000	280,000
セルビア	3バンクJSC・ノヴィサド(3Bank JSC Novi Sad)	セルビアの辺境及び農村地域の零細企業を支援するため、農業及び企業向けローン商品並びに運転資本需要に対する適格な投資への部分融資。 最終受益者：零細企業家及び農家。特に、主に女性で銀行融資をほとんど受けられない低所得の顧客。	6,000	12,000
セルビア	政府	セルビア全土において過密状態を緩和し収容施設の老朽化に対応するため、スポティツァへの新たな刑務所施設の建設に対する支援。当該貸付金は、セルビア共和国の新しい刑務所戦略に沿った投資に対して部分融資する。 最終受益者：新しい刑務所施設に移動した現在及び将来の職員及び受刑者。	25,000	31,000
スロバキア共和国	ブラチスラバ水道会社 a.s.(Bratislavská vodárenská spoločnosť, a.s.)	老朽化した上下水道インフラを近代化することによる2024年から2026年に係る借入人の支出に対する支援。このプロジェクトは、水質及びサービス信頼性を向上させるとともに、干ばつ及び洪水などの環境負荷に対処する。また、エネルギー効率の向上、漏水の削減及び新しい都市部へのサービスの拡大を目指している。* 最終受益者：ブラチスラバ地域の低所得者層を含む800,000名超の人々。このプロジェクトは、特に北部地域の経済的に脆弱な世帯を支援する。	30,000	60,000
スロバキア共和国	トルナヴァ自治区	地域が計画している社会的ケア、医療、教育、交通及び社会インフラへの投資をカバーするため、EUが資金を提供するプロジェクトに対する長期融資及びブリッジファイナンスの提供。* 最終受益者：社会的弱者集団を含む、トルナヴァ自治区の565,000名の住民。さらに、一部のサブプロジェクトは、スロバキア共和国、チェコ共和国及びハンガリーの近隣地域の住民にも利益をもたらす。	40,000	168,000

スロベニア	年金不動産基金(年金不動産基金・障害保険基金)	約300名の高齢者及び退職した市民のための220の支援住宅への投資に部分融資することで、高齢者のための包摂的でレジリエントな生活環境を促進。 最終受益者：適切な生活環境へのアクセスが困難な高齢者や退職者。	20,000	40,500
スペイン	アンダルシア自治州	外部業者による高齢者及び障害者のための社会福祉サービスに関する借入人の2024年から2025年に係る支出への部分融資。これには、既存の社会インフラを改善するための小規模投資の一部も含まれる可能性がある。* 最終受益者：アンダルシアの住民、特に支援及び基本的な支援の恩恵を受ける高齢者及び障害者並びにその家族。	200,000	2,049,000
スペイン	カスティーリャ・イ・レオン自治州	地域の医療施設の建設、改修及び整備。CEBの貸付金は、特に以下のものに資金を提供する。(i)アランダ・デ・ドゥエロの新病院の建設及び整備、パレンシアの病院の技術棟及びサラマンカの病院の外来。(ii)ソリアの既存の病院の改修及び整備。* 最終受益者：カスティーリャ・イ・レオンの住民、特に高齢者を含む保健所及び病院の入院・外来患者並びに医療関係者。	140,000	323,093
スペイン	マドリード自治州	社会福祉プログラムに関する公的予算支出への部分融資。具体的には、商品及びサービスの提供、並びに既存の社会福祉インフラ及び施設を改善するための資本投資である。 最終受益者：マドリードに住む社会的弱者、たとえば高齢者、性暴力被害者及び貧困に苦しむ人々並びにその家族。	100,000	200,000
スペイン	ソストレ・シヴィック (Sostre Cívic)	カタルーニャ州における社会的及び手頃な価格の住宅供給を増加させるため、300戸超の公共住宅の建設又は改修。プログラムの費用合計は62百万ユーロに達し、その一部はインベストEU保証を通じてEU資金で賄われ、カタルーニャ地方及びスペインで最大の住宅協同組合プロジェクトとなる。 最終受益者：運動機能低下者、知的障害者、精神的に不健康な人々、高齢者及び性暴力被害者の女性たちなど社会的及び経済的弱者を含む、不動産購入又は賃貸の市場価格を支払う金銭的余裕のないカタルーニャの住民。	31,000	62,000
トルコ	政府	地震によって損なわれた医療施設をレジリエントな形で再建するためのトルコの中期的な取組みだけでなく、保健サービスの提供能力を再建させるための同国の取組みへの追加融資。* 最終受益者：地震の影響を受けた県における14百万名超の住民、特に生存者、慢性疾患患者、子供、女性及び高齢者。	250,000	555,540

トルコ	政府	災害管理及び緊急時対応のための制度的・技術的能力の強化、重要公共施設の耐震補強並びに建築基準法及び土地利用計画をよりよく実施するための措置の支援による、イスタンブールの地震対策の改善への部分融資。 最終受益者：0.5百万名を超えるシリア難民を含むイスタンブールの16百万名の住人及び専門的な医療介入を求めるトルコの他の地域からの患者。	330,000	388,000
ウクライナ	政府	住宅が破壊された適格受益者が、住宅購入のための住宅証明書を取得できるようにするウクライナ政府のプログラムへの融資。* 最終受益者：ウクライナの住民。特に、国内避難民(IDP)並びに障害者、高齢者、女性、子供及び退役軍人を含む社会的弱者集団。	100,000	200,000
ウクライナ	政府	国内避難民への宿泊支援の支払いについての政府制度に関する支出に対する部分融資。当該貸付金は、雇用、保育及び医療に関する政府主導のイニシアチブを通じて、一時的な支援からより持続可能な生活条件への移行を支援することにより、国内避難民の社会経済的回復力を高め、脆弱性を軽減する。* 最終受益者：ウクライナの住民、特にウクライナにおける武力紛争によって深刻な影響を受けている低所得世帯、子供、高齢者及び障害者を含む2.2百万名の及び国内避難民。	200,000	200,000
ウクライナ	JSCリヴィウ共同持株銀行(Joint-Stock Company Joint-Stock Bank Lviv)	国内避難民が集中している地域で、農業を含む多くの分野で生産的な投資及び運転資金需要に融資するために、適格な最終借入先の零細企業への転貸しを支援。 最終受益者：ウクライナ西部の零細企業及び農業従事者。特に、銀行融資をほとんど受けられない女性を含む低所得の顧客である国内避難民。	3,000	6,000
合計			4,549,000	

*：公共部門融資ファシリティ(PFF)

IEU：マイクロファイナンス及び社会事業への融資のためのインベストEU枠組戦略に基づいて承認

c. 持続可能な開発のための2030年アジェンダ

CEBは「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に基づき加盟国のコミットメント達成に向けた取組みを継続して支援している。2030年を目前に控え、当行は2030年アジェンダを達成するための取組みの高まり並びに平和及び連帯の必要性に関する国連の評価を支持する⁽¹⁾。現在の進捗率ではEUが2030年までに持続可能な開発目標(SDGs)のうち少なくとも3分の1を達成できないということは、欧州にとっても世界的にも大きな課題となる⁽²⁾。貧困、飢餓及び気候などの重要な分野がリスクにさらされている。

CEBは、進歩を促すため、社会的使命及び活動分野に最も密接した優先的に取り組むべき10件のSDGsを特定し、2020年以降はこれらのSDGsに照らして、全てのプロジェクトをマッピングしている。

2024年に承認された44件のプロジェクトは、以下の主なSDGsに沿っている。

- ・ CEBの中核的な社会的使命に沿ったSDGs：プロジェクトの90%近くが不平等について取り組んだ(SDG10：人や国の不平等をなくそう)。また、プロジェクトの39%がSDG 1(貧困をなくそう)に貢献した。
- ・ 全プロジェクトにおいて審査されたSDGs：承認されたプロジェクトの4分の1が、ジェンダーに焦点を当てた要素(SDG 5：ジェンダー平等を実現しよう)を含み、34%が気候変動関連の目標(SDG13：気候変動に具体的な対策を)を対象としていた。
- ・ CEBの業務に関連する分野別SDGs：約55%がSDG11(住み続けられるまちづくりを)に貢献し、25%がSDG 3(全ての人に健康と福祉を)を推進し、23%がSDG 8(働きがいも経済成長も)に貢献し、18%がSDG 4(質の高い教育をみんなに)に重点を置いた。より少数のプロジェクトが、SDG 6(安全な水とトイレを世界中に：9%)及びSDG16(平和と公正を全ての人に：2%)に貢献した。

一方、資金調達及び借入の面において、CEBは、(とりわけ持続可能性に関して)ソーシャル・インクルージョン・ボンドの枠組み及び年次報告にSDGsを引き続き組み込んだ(「i. ガバナンス」を参照のこと。)

承認されたCEBのプロジェクト及びSDGs

注：重複は、プロジェクトが複数のSDGsを支援しているという事実を反映している。

		2024年	
		各SDGを支援する承認されたプロジェクトの数	各SDGを支援する承認されたプロジェクトの割合(%)
	SDG10 人や国の不平等をなくそう	39	89
	SDG 1 貧困をなくそう	17	39
	SDG 5 ジェンダー平等を実現しよう	11	25
	SDG13 気候変動に具体的な対策を	15	34
	SDG 3 全ての人に健康と福祉を	11	25
	SDG 4 質の高い教育をみんなに	8	18
	SDG 6 安全な水とトイレを世界中に	4	9
	SDG 8 働きがいも経済成長も	10	23
	SDG11 住み続けられるまちづくりを	24	55
	SDG16 平和と公正を全ての人に	1	2

注(1) 国連(2024年)の「持続可能な開発目標報告2024」(6月)

注(2) 持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(2024年)の「欧州の持続可能な開発目標報告2023/24」(1月)

d. 信託基金：CEBが行う社会的行為を支援する信託基金

信託基金は、支援者によって資金が提供され、当行の収入によって補完されており、欧州における社会的結束を高め、最も脆弱な人々により多くの支援を行うという当行の取組みを支える上で重要な役割を果たしている。信託基金は、CEBが貸付保証付きマイクロファイナンス等のより影響力の大きいイニシアチブを実施するほか、技術支援や投資支援金を通じた追加支援を提供することを可能とする。

2024年、信託基金への新たな拠出金は2023年と比較して80%近く増加し、85百万ユーロに達した。これは、とりわけEUからの総額64百万ユーロに及ぶ高額な拠出金によるものであり、トルコ全土に保健センターを普及するための50百万ユーロを含んでいる。当該拠出金は、加盟国からの拠出金によって補完されており、ポーランドからの1百万ユーロ及び当行の2023年度利益からの20百万ユーロによって補完された。

これらの新たな拠出金により、CEBの信託基金に割り当てられた資金総額は、当該基金が1995年に設立されて以来初めて1十億ユーロを超えた。EUはCEBの最大の支援者であり、累計763百万ユーロ又は

拠出金総額の75%を拠出してきた。支援者諸国は総額105百万ユーロを拠出しており、当行は追加で147百万ユーロを拠出した。

2024年の助成金の承認額は2023年と比較して132%増加し、72百万ユーロに達した一方で、信託基金による貸付保証額は95百万ユーロとほぼ4倍となった。こうした急激な増加は、支援者からの拠出金が毎年一際優れて増加していることを反映していると同時に、当行の業務における信託基金の潜在力が高まっていることを示している。

CEBは、支援者との協力を強化し、これらの多大な貢献を促し、欧州全域の脆弱な人々に利益をもたらすより多くのプロジェクトを支援することを期待している。以下は、こうした協力のプラスの効果を示すプロジェクトの一部である。

トルコにおける医療センターの改善

2024年、CEBは「万人のためのヘルスケア・インフラストラクチャーの強化」(SHIFA)と呼ばれるイニシアチブのために、トルコ全域の保健センターを改善するためにEUから50百万ユーロの追加支援を受けた。トルコはおよそ3百万名の難民を受け入れており、世界有数の難民受入れ国となっている。同プロジェクトは、トルコ全域でシリア難民が密集している州における保健サービスへのアクセスを改善することを目的としており、保健インフラの建設又は改修のほか、医療及び理学療法の機器・キットの提供を行っている。当該プロジェクトは、トルコ保健省が当行と連携して実施している。同プロジェクトに対するEUの拠出金総額は、地震の影響を受けた地域の保健インフラに対して追加で資金提供を行う50百万ユーロの新たな拠出金により、140百万ユーロとなる。

モルドバ共和国における公共住宅への投資

CEBは、モルドバ共和国における革新的な公共住宅プロジェクトに対して6百万ユーロの助成金を確保した。同プロジェクトでは、既存の32棟の建物を公共住宅、高齢者施設及び学生住宅に転換する予定である。当該助成金は、EUが最大の支援者であるマルチ・ドナー・ファシリティである東欧エネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5P)から資金提供を受けており、エネルギー効率関連投資に資金提供を行い、CEBからの20百万ユーロの貸付及び当行のグリーン社会投資基金からの1百万ユーロの助成金を補完する。CEBはまた、スペインからスペイン社会的統合口座を通じて資金提供を受け、モルドバ当局に対して、同プロジェクトの準備を行う手助けのための技術援助を提供した。

ウクライナにおける小児医療支援

CEBは、子供とその母親のための専門医療を改善するウクライナ当局の取組みを支援している。ウクライナ国立医学アカデミーの全ウクライナ産科・小児科センターは、キーウを拠点とする産科・新生児医療の主要な国立機関である。同センターは、長年の投資不足のため、改修及び技術改良が緊急に必要とされている。2024年、当行は総額350,000ユーロの助成金を2件承認した。1件目は、屋根の再舗装及び車椅子用スロープの設置などの緊急修繕に資金提供を行う。2件目は、保健当局が同センターの包括的なアップグレードを準備する支援のための技術援助に資金提供を行う。これらの助成金は、それぞれ当行のウクライナ連帯基金並びに移民及び難民基金から拠出されている。ウクライナ戦争への対応を開始して以来、当行は、ウクライナ関連のプロジェクト(難民受入れを行っている近隣加盟国に対するものも含む。)を支援するため、13百万ユーロを超える助成金及び貸付保証を承認した。

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける和解の促進

歴史的にボスニア・ヘルツェゴビナで最も民族的に多様な都市の1つであるモスタルは、1992年から1995年のボスニア・ヘルツェゴビナでの武力紛争後も民族ごとに分断されたままである。こうした分断を埋め、統合を促進するために、当行は「インテグラ」と呼ばれる文化・スポーツセンターの建設を支援している。同センターは、異なる民族集団が市民活動及びレクリエーション活動を通じて相互に交流できる空間を提供する。2024年、CEBIは、自らのグリーン社会投資基金から当該プロジェクトに対して1.5百万ユーロの助成金を承認した。当該助成金は、ソーラーパネル並びに暖房、換気及び空調システムなどのエネルギー効率関連投資に資金提供を行い、イタリア革新的プロジェクト基金を通じてイタリアが融資した技術支援及び同プロジェクトに対する12百万ユーロのCEB貸付を補完するものである。

e. 協力関係

協力関係は、CEBが欧州の社会的な開発銀行としての効果を最大限に発揮するための手助けとなる。また、知識やベストプラクティスを共有するための手段でもあり、多国間の行動の下支えとなる。

多国間開発銀行 - MDBグループの首脳陣の調整から議長としての務めまで

2024年、CEBの他の多国間開発銀行(MDB)との交流はさらに深まった。特に、CEBが2025年の議長を務めるMDBグループの首脳陣の一員としての交流が顕著であった。

MDBとの協力関係は、異なる専門知識、能力及びネットワークを結集し、CEBが、作業部会又は主要な会議を通じて、貧困との闘い、包摂的な開発の加速や気候変動対策等、社会的プロジェクトへの投資が不可欠であるグローバルな課題に対処するための共同の取組みに貢献することを可能とする。

主要なMDB10行⁽¹⁾の幹部で構成されるMDBグループの首脳陣は、より大規模でより効果的なMDBを求める2023年9月のG20による呼びかけを受け、改革に向けた協力と進展への取組みを再確認した。その翌月、MDBの幹部らは共同声明の中で、より大きな効果を得るために「システムとして協力し合う」ことを約束した。

その後、2024年4月にMDBグループの首脳陣は、資金調達能力の拡大、気候変動の結果を測定するための共通アプローチへの合意、国レベルの協力と協調融資の強化、調達アプローチの調和など、共同の、協調した行動のための主要な成果の概要を示した「ビューポイント・ノート」を発表した。MDBの首脳陣は、アントニオ・グテーレス国連事務総長及び国連代表団に対し、2024年9月に国連総会で開催された未来サミットを背景としたMDBの計画について説明した。

2024年11月、MDBグループの首脳陣は、地域的・世界的な課題に対処し、より多くの雇用と機会を創出し、SDGsとパリ協定の達成に向けた進展を加速させる取組みを支援するため、MDBの改革を継続する包括的なビジョンを概説した「G20ロードマップ」を歓迎した。

2024年11月にバクーで開催された国連気候変動会議(COP29)におけるMDBの共同声明で強調されたように、MDB間の緊密な連携が実を結んでいる証拠は、気候ファイナンス、気候評価指標及び国別プラットフォームに関して特に顕著である。MDBは、既に2023年に過去最高額の気候変動関連資金を達成しており、全世界の気候変動対策に利用可能な資金は2022年の額の倍の125十億米ドルに達した。2024年、MDBは、低中所得国向けの120十億米ドルを含め、2030年までに年間170十億米ドルの気候変動関連資金が利用可能になると見積もった。当該資金の質及びシステムへの影響の重要性への関心が高まっていることから、MDBは「気候変動の結果測定のための共通アプローチ」を発表し、気候変動対策のための国別プラットフォームの開発の可能性についても言及した。

MDBの協力は、他の差し迫った社会問題にも及んでいる。たとえばジェンダーに関しては、CEBIは、11月に他のMDBと共同で「女性に対する暴力撤廃の国際デー」を記念する声明を発表した。多国間開発

銀行に加えて、政府系開発銀行及び地域開発銀行、並びに国際的なパートナー機関との協力により、プロジェクトの協調融資の機会も引き続き増えている。

CEBは、12月よりMDBグループの首脳陣の議長に就任したことで、2024年を盛況のうちに終えた。目標は、G20ロードマップに照らしてMDB改革アジェンダの進展を促進させるとともに、2025年にG20議長国を務める南アフリカ政府とMDBへの関与を主導することである。

注(1) アフリカ開発銀行、アジア開発銀行(ADB)、アジアインフラ投資銀行(AIIB)、欧州評議会開発銀行(CEB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)、米州開発銀行(IDB)、イスラム開発銀行(IsDB)、新開発銀行、世界銀行グループ

欧州連合、インベストEU及びその他欧州のイニシアチブ

CEBの欧州連合(EU)との長期的な協力関係は、より広い範囲に及び、社会的統合の強化及びより包摂的な社会の構築に向けてより多くの行動を起こすため、戦略上重要である。

当行のインベストEUプログラムにおける欧州との協力関係は、公共住宅、保健、教育及び研修並びにマイクロファイナンス及び社会事業向けに総額466百万ユーロ相当のCEB融資が行われ、2024年も継続して強化・拡大された。これにより、2022年に当行が欧州委員会と締結したインベストEU保証協定に基づき、投資総額(EU協調融資を含む。)は、およそ930百万ユーロとなった。CEBは、当行が2023年に参加を開始したインベストEUアドバイザー・ハブの一環として能力構築活動を促進するため、追加で5百万ユーロの助成金を受け取った。これは、10百万ユーロの助成金を経て2023年に開始された当初の活動に基づいている。かかるデュアルトラック・パートナーシップは、CEBに対して、プロジェクトのための融資アクセス拡大及び技術援助に対する容易かつ多様化したアクセスを可能にする。

たとえば、マイクロファイナンス及び社会事業は、特に商業銀行からの融資を受けられない社会的弱者集団にとってますます重要性を増しており、当行のインベストEUとのパートナーシップ及びCEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みの焦点となっている。CEBのEU加盟国においてより多くかつより高額の貸付を行うことで、当行のマイクロファイナンス及び社会事業への融資支援を拡大できるよう、インベストEUとの間で2つの枠組戦略が設定された。これらの枠組戦略の下で、これまで8件のCEB貸付(ベルギー、ブルガリア、フランス、イタリア、オランダ及びルーマニア)が承認された。

かかるインベストEUの「社会投資とスキル」の窓口の一環として、枠組戦略に加えて、フランス、アイルランド、ルーマニア及びスペインのプロジェクトにおいて、公共住宅及び手頃な価格の住宅、教育、雇用及び技能、並びに医療の分野を対象とする6つの新たなCEB貸付がインベストEU投資委員会によって承認された。インベストEU保証の独自のアプローチは、通常であればCEBの貸付を受ける資格を有しない新しいタイプのパートナーに対してもCEBが融資を行うことを可能とする(「b.戦略的枠組みの実施：2024年に承認されたプロジェクト」を参照のこと。)

2023年1月にインベストEUアドバイザー・ハブに加入して以来、CEBは、5.1百万ユーロに及び23件の技術支援プロジェクトを承認し、このうち総額2.2百万ユーロの18件のプロジェクトが2024年に承認された。顧客からの強い要望が、CEBがわずか2年間の実施期間でプロジェクト費用の予算の78%を配分することを可能にし、これによりプロジェクトの準備と実施に不可欠な支援を行った。承認されたプロジェクトは、住宅、保健及びマイクロファイナンスを含む様々な分野にわたり、欧州の11ヶ国の加盟国に分配されている中で、ブルガリア、クロアチア及びイタリアが最も多くのプロジェクトを実施している。同プログラムは高い評価を得ており、CEBの既存及び潜在的な顧客から関心を集めている。

CEBによる新たなディスカッション・ペーパー(「I. 社会的知識、厳選された新規刊行物」を参照のこと。)によると、欧州におけるホームレスの割合は2015年以降80%上昇しており、ホームレス問題は欧州における懸念増大の一因となっている。当行は、欧州委員会と共同議長を務める専門作業部会の

一環として、ホームレス問題と闘うための欧州プラットフォーム(EPOCH)のメンバーと協力し、融資オプションの計画やプロジェクト開発を行っている。12月、CEB及び欧州評議会は、社会的投資を通じたホームレス問題に対処するための会議を共同開催した。

2024年3月、CEBIは、効率的な学習環境に関するネットワークの年次総会を開催し、欧州の主要な金融機関から教育に関する専門家が集まり、教育プログラムの融資に関する情報交換を行い、潜在的な協力分野を特定した(「I. 社会的知識、厳選された新規刊行物」を参照のこと。)。同総会において、EIUは、CEBが設立を支援した教員養成大学ネットワークに対して1.4百万ユーロの助成金を交付した。

より広い関わり

当行は、持続可能な開発のための2030年アジェンダ及び気候に関するパリ協定に鑑み、国家振興銀行及びMDBを含む世界中の公的開発銀行間の協力を強化するために2020年に発足された世界的な連合であるファイナンス・イン・コモン・サミット(FiCS)において、引き続き積極的な役割を果たした。2024年、CEBがフランス開発庁(AFD)と共同で主導する社会的投資連合は、公的開発銀行(PDB)による公正な移行のための融資の社会的影響の活用に関する新たな作業部会を立ち上げた。この作業部会には他のMDB、国連機関及び開発庁が参加しており、各国と協働して社会的投資への協調融資の機会を特定することを目的としている。

2024年、CEBは、UNHCRヨーロッパがポルトガルで開催したワークショップにおいて難民に焦点を当てた包摂的な融資ソリューションを提示したほか、難民の統合に関する地方自治体間の学習を促進するためにローマで開催された「都市間」イベントに参加し、UNHCRとのパートナーシップを強化した。

CEBは6月に「マイクロファイナンス：CEB加盟国の提供者からの見解」に関する会議を開催するなど、引き続きマイクロファイナンスを積極的に支援した。本年度中、CEBはこの問題に関するいくつかのイベントで講演を行った。これには12月の欧州マイクロファイナンス・デーを記念するイベント及び3月にユニグローバルが主催した第19回年次グローバルマイクロファイナンスフォーラムが含まれる。CEBはまた、欧州でマイクロファイナンスが潜在的な可能性を発揮できるよう支援する方法についての議論を深めるための研究論文を発表した(「I. 社会的知識、厳選された新規刊行物」を参照のこと。)

2024年、CEBは、AFD、国際商業会議所(ICC)、国際エネルギー機関(IEA)、OECD、ユネスコ及びOIF - フランコフォニー国際機関との関与を、持続可能な開発を促進するために2023年に開始されたイニシアチブであるパリ対話の下で維持した。パリ対話のロードマップの承認に加えて、グループ内の機関の長は、パリ平和フォーラムにおいて第4回開発資金国際会議を含むグローバルな開発金融アジェンダに共同で寄与することに合意した。

f. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則を決議第1562号(2013)に基づき認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

当行の加盟国

当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人

当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率的かつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

g. CEBの金融市場における活動

2023年における国際金融市場を特徴付けた不安定かつ幾分困難な運営環境は、2024年も続いた。欧州でのインフレは全体的に緩和し、中央銀行は、一部では経済成長を刺激するために、金融政策の方針を緩和する方向に転換した。しかしながら、年末までにインフレの兆候が再び現れ、地政学的な混乱及び保護貿易主義への移行とともに、市場の状況をより困難にした。それにもかかわらず、CEBは、満期債務の返済を行い、また流動性を確保しつつ、当行の活動に必要な資金確保を行うことができた。

財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の短期、中期及び長期流動性有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオは、全ての必要な通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することを目的としている。3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付を取得していなくてはならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付を取得していなくてはならない。2024年12月31日現在、かかるポートフォリオの短期私募債総額は、6,789百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

銀行預金の代替に、これらの有価証券は当行の短期流動性ポジションの強化により、金融ポートフォリオを補完する。3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付を取得していなくてはならず、3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低A-の格付を取得していなくてはならない。2024年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける短期有価証券の時価総額は、1,544百万ユーロであった。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオは、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することを目的としている。中期有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していなくてはならない。2024年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券の時価総額は、1,728百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、当行の金利収入の安定的な資金源を確保することを主な目的としている。かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していることが要求される。2024年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、2,341百万ユーロであった。

デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクをヘッジするためにデリバティブを使用する。2024年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が54.3%、貸付が39.9%及び有価証券が5.8%であった。これらの各金融商品に特有のリスクを避けるため、当行は、厳格なりスク管理方針を実施しており、その原則の概略は、下記「(5) 経理の状況」の注Bに記載されている。

2024年の資金調達

(a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBは、国際資本市場において債券を発行する。当行は、2024年において総額6.23十億ユーロ又は借入承認額7十億ユーロのうち88.9%を借り入れ、2023年における6.98十億ユーロに次ぐ過去2番目の借入額となった。かかる金額は、満期が1年以上の17件の債券発行により、7種類の通貨で調達された。当行のトリプルA格付は、とりわけ、その強固な資本基盤及び投資主の支持、債券発行者としての高い実績並びに社会を重視する銀行としての「確固たる」役割が主要な信用格付機関により評価され、当年度中に確定された。

2024年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- ・ 当行の貸付活動の需要を満たすこと
- ・ 当行の満期債務の返済を可能にすること
- ・ 当行の流動性を監督機関が定める水準に維持できるようにすること

活動資金の調達に必要な資金源の確保を支援するために、当行は継続して、大規模な、いわゆる広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の指標銘柄に、特定の通貨建の又は投資家の特殊な需要に応えるために構造化された比較的より小規模な債券の発行を組み合わせている⁽¹⁾。さらに、当行は、取引戦略により、当行の活動の資金調達先の市場を多角化するとともに、投資家基盤を拡大することができている。

2024年、CEBが調達した資金の内訳は、51.8%がユーロ建、36.9%が米ドル建、5.8%が豪ドル建、2.9%が英ポンド建、1.4%がノルウェー・クローネ建、0.8%が香港ドル建であり、また、0.4%が、2月に200百万人民元の3年満期の私募債を発行したことを反映し、CEBのこの市場への参入を示した、オフショア中国人民元建であった。

CEBは初めて、ユーロ建及び米ドル建で発行された4件の指標銘柄のうち3件について、従来の基準である1十億を超える基準に引き上げた。ユーロ建では、1月に発行された10年満期の1.5十億ユーロ指標銘柄及び4月に発行された7年満期のソーシャル・インクルージョン・ボンド・ベンチマーク(1.25十億ユーロ)を含む8件の銘柄が発行された。さらに、2024年において、5年満期の1.5十億米ドル指標銘柄が1月に発行、また3年満期のソーシャル・インクルージョン・ボンド・ベンチマーク(1十億米ドル)が6月に発行された。

結果として、当年度においてユーロ建及び米ドル建は、2023年の72.2%から増加となる、資金調達総量の88.7%を占め、調達量が3番目に多い通貨は豪ドルとなった。英ポンド建では、CEBは、当年度において既存の銘柄を2回再発行した。

CEBは、米ドル建及びユーロ建のSIBベンチマークに加え、2024年において、SIBベンチマーク(600百万豪ドル)を初めて4月に発行し、SIBベンチマーク(1十億ノルウェー・クローネ)を1月に新規発行して、SIBの発行をノルウェー・クローネ市場に拡大した。

全体として、CEBは2024年に2.8十億ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンドを発行したが、これは2023年に記録した2.3十億ユーロのCEBによるSIB発行を上回る会計年度としては過去最高額となり、当行の借入額の40%超を占めた。また、CEBは、2017年におけるCEBのソーシャル・インクルージョン・ボンドの枠組みの設定以降に発行されたソーシャル・インクルージョン・ボンドの総額が10十億ユーロを超えるという節目に達した。

スワップを行った後、借入資金は全額ユーロ建となった。

2024年に発行された債券

払込日	満期日	通貨	期間 (年)	額面価額 (百万)	主幹事会社
2024年1月11日	2034年1月11日	EUR	10年	1,500	バンク・オブ・アメリカ(BofA)/BNPパリバ(BNPP)/ドイツ銀行(DB)/ゴールドマン・サックス(GS)
2024年1月17日	2033年1月17日	EUR	9年	50	BofA
2024年1月17日	2029年1月17日	NOK	5年	1,000	スカンジナビスカ・エンスキルダ銀行(SEB)
2024年1月24日	2029年1月24日	USD	5年	1,500	パークレイズ(Barclays)/シティバンク(Citi)/JPモルガン(JPM)/モルガン・スタンレー(MS)
2024年1月25日	2027年3月10日	EUR	3年	100	大和証券(Daiwa)
2024年2月5日	2027年2月5日	CNY	3年	200	野村證券(Nomura)
2024年3月1日	2026年3月2日	HKD	2年	200	Daiwa
2024年3月8日	2026年3月8日	EUR	2年	100	MS
2024年3月12日	2026年3月12日	HKD	2年	200	Nomura
2024年4月3日	2029年4月3日	AUD	5年	600	DB/Nomura/カナダ・ロイヤル銀行(RBC)
2024年4月16日	2031年4月16日	EUR	7年	1,250	BofA/クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CACIB)/香港上海銀行(HSBC)/アイエヌジー(ING)
2024年4月23日	2027年4月9日	EUR	3年	125	MS
2024年4月25日	2027年4月9日	EUR	3年	50	MS
2024年6月11日	2027年6月11日	USD	3年	1,000	Citi/JPM/Nomura/ソシエテ・ジェネラル(SG)
2024年7月16日	2026年3月16日	GBP	2年	25	HSBC
2024年10月17日	2028年4月15日	EUR	4年	50	ラボバンク(Rabobank)
2024年10月28日	2026年3月16日	GBP	2年	125	Citi

2024年の借入承認に基づいて実施された起債の満期の平均は、6.07年であり、2023年からわずかに増加した。上表は、資金調達の詳細を原通貨建てで示している。

2024年に借入プログラムに基づいて実施された起債のうち、74.4%が約5年以上の最終満期であり、2023年の61.5%からわずかに増加した。これにより、当行貸付金の借換を確保し、次期年度におけるキャッシュギャップを回避することができる。

注(1) 指標銘柄とは、大規模な発行を意味している。ユーロ又は米ドル市場では、指標銘柄は通常10億ユーロ又は10億米ドル以上の規模であり、英ポンド市場では250百万英ポンド以上の取引が指標銘柄とみなされる。

(b) 債券の傾向

2024年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、31十億ユーロとなり、前年度末の28.9十億ユーロから増加した。

2024年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。



詳細について

CEBの財務活動に係る詳細については、「(5)経理の状況」を参照のこと。

h. リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。当行は、組織全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行を実践している。CEBは、世界有数の信用格付機関からトリプルA格付を取得している。

リスク管理

(a) 目的

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。リスク管理により、当行が通常の業務の過程において直面する主要な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対するエクスポージャーが特定、評価、監視、報告、軽減及び統制される。

(b) 原則

リスク管理の枠組みの基準として、CEBは、銀行規制に係る欧州指令、バーゼル銀行監督委員会の勧告及び多国間開発銀行の地位に適用されるものなど国際的な最良の銀行慣行を実施している。

CEBのリスク管理の枠組みは、当行の活動から生じるリスクを管理するためにCEBが適切な手段を取れるように、目的、方針、手続、制限及び統制を含む。かかる枠組みは、健全な要件との整合性を保証し、当行のガバナンスにおいて重要な意味を持つビジネス活動部門、リスク部門及び内部監査部門という3つの防衛線によって明確化されている。

CEBのリスク管理の主要な手段は以下のとおりである。

- ・リスク管理の構造を定義するリスク管理憲章は、重要なリスク管理原則を成文化し、リスク管理ガバナンスの目的及び原則を規定している。
- ・管理委員会(AC)により承認された財務及びリスク政策、並びに情報を得るためにACに提示された財務及びリスク政策ガイドライン
- ・信用リスク委員会で内部承認された財務及びリスク政策ハンドブック並びに変容する経済及び金融環境に対応するために定期的に更新されている随時更新文書(最終更新は2023年4月。)

四半期ごとに管理委員会及び理事会へ提出されるCEBのリスク管理報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、気候リスクといった主要なリスクに対するCEBのエクスポージャーの展開及び内部で定義されるリスク選好枠組みの遵守に係る情報を提供している。

年次財務報告書は、当該事業年度におけるリスク管理の手順及び実施を評価することにより、外部のリスク報告に寄与している。さらに、透明性を高めるために、当該報告書は、18-K様式に従って米国SECに提出される。

最後に、年次リスク管理開示報告書は、CEBのリスク選好枠組みの要素、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、自己資本充実度リスク、気候リスク及びオペレーショナルリスク管理に対する当行のアプローチに係る情報を提供している。

(c) 体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実施について責任を負う。R&Cは、他局と協同し、リスク管理政策及び手段の提案、それらの実施の監督並びにリスク報告の完全性の確認と保証を行う。当局は、他の運営局及び事業局から独立しており、総裁に直接報告するため、R&Cは、信用リスク、市場リスク(リスクの観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)、並びにオペレーショナルリスクを管轄している。

財務総局は、当行の流動性ポジションを含む資産及び負債リスクのオペレーショナル管理について責任を負う。

総裁が議長を務める以下の意思決定委員会は、リスク管理の政策の制定及び監視を行う。

- ・信用リスク委員会(CRC)は、週に1度、内部の信用リスク評価及び勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する信用決定を行う。
- ・資産及び負債委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度(又は必要な場合はさらに頻繁に)開催され、金利、外国為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。
- ・オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、オペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための対応が採られていることを確認する。

(d) 統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける常設の独立した機能である。既存の政策、手続及びベストプラクティスに従って事業、運營業務及びパフォーマンスが効率的に行われ、管理

されていることについて独立かつ客観的な保証を提供する。関連するリスクを評価し、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案を行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題へ対処することによって、企業理念の規範を促進している。OCCOは、当行の金融及びローン事業における義務及び誠実性を保護し、風評リスクを防いでいる。

コンプライアンスユニットの最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、当行のセキュリティの枠組みの設定並びに情報リスク及びITリスクの軽減のため、当行のセキュリティの枠組みの設計及びCEB全体の手続の開発を行う。

監査委員会は、CEBの収支決算の正確性の検査及び当行の優れた財務管理の確認を行う。監査委員会は、理事会が加盟国から交代で任命する任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から構成される。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、CEBの監督機関に提出される。

外部監査人は、外部報告の一環として、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が規定する国際監査基準(ISA)に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、年次財務諸表に記載の独立監査報告書を含む多くの報告書を作成する。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期3年で1度更新することができる。

さらに、当行は、主要な信用格付機関であるムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ及びフィッチ・レーティングスによる評価を受ける。これらの格付機関は、環境、社会及びガバナンスの基準の他、当行の財務状況及び信頼性を毎年詳細に分析する。CEBはまた、2021年以降、スコープ・レーティングスから未承諾の格付を割り当てられている。

(e) トリプルA格付

CEBの現在の信用格付は、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ及びフィッチのトリプルA(安定的)である。また、当行はスコープ・レーティングスからAAA(安定的)(未承諾)を取得している。

信用リスク

信用リスクは、銀行の借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があることから、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。

また、格付の引下げに際して、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクは信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

信用リスク評価は、信用リスクユニット(財務リスク部門/リスク及び統制部門)が実施するが、このユニットは、定期的に見直しを行う取引相手方の内部信用格付評価及び与信限度額の設定を通じて、債務不履行に繋がる質的及び量的なリスク要因及び潜在的なシナリオを評価している。信用リスクの考慮は、プロジェクト評価の初期段階から評価される。

市場リスク

市場リスクは、金融市場の不利な動向の結果生じる損失を招くリスクである。

(a) 金利リスク

金利リスクは、金利の不利な変動が当行の自己資本又は収益に影響を与える現在又は将来のリスクである。

通常の活動の過程において、CEBは、資産及び負債の金利特性に潜在的な差異があるため、金利リスクにさらされている。

当行は、財政の安定性を維持し、収益及び資本を守るために、金利リスクの管理に対して慎重なアプローチをとっている。当行は、資産及び負債をユーロ建変動金利商品へ転換する、ヘッジ・デリバティブを使用して、貸借対照表全体の金利リスクを管理している。

CEBは、バーセル/EUの規則に従い、金利ショックが株式の経済価値及び収益に与える影響を制限することで、金利リスクを測定している。

(b) 外国為替リスク

外国為替リスクは、為替相場における不利な動きに起因する、潜在的損失のリスクである。

CEBは、外国為替ポジションも保有せず、デリバティブ商品を使用する外国為替リスクを体系的にヘッジしている。

CEBは、ユーロ以外の通貨に対する利益を保有することで生じる残存外国為替エクスポージャーを有する。当該リスクは、月次ベースで監督及びヘッジされ、毎月末において1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

流動性リスク

流動性リスクは、期限が到来した支払義務を完全かつ適時に履行できないことに起因する損失リスクである。

流動性リスクは、当行の事業に固有のものであり、資産と負債の間での異なる満期構成により生じる。当該リスクは、当行が新たな資金を得ることができない場合又は大きな損失なしに流動資産を現金に転換することができない場合に発生する可能性がある。

CEBは、流動性リスクの管理に対して慎重なアプローチをとっている。資金調達戦略は、この管理において重要な要素であり、個々の市場や資金源への過度な依存を回避するために、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家の基盤を多様化している。当行は、新たな融資が不可能な極端な市場の状況に備え、流動性の高い有価証券から構成される流動性準備金も保有する。

CEBは、厳格な危機的シナリオにおける継続事業から生じる支払債務を履行することができる期間を測定する内部指標に基づき、流動性リスクを評価する。当行はまた、バーセル規制流動性要件を遵守する。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生に起因して発生する潜在的損失であると定義されており、これには法的リスクも含まれる。さらに、CEBは、当行の事業に関連する風評リスクを考慮している。

CEBは、健全な実務及び有効かつ統合的な管理のためにオペレーショナルリスク管理政策を実施した。この施策は、オペレーショナルリスクを特定、評価、管理及び報告するための手順を体系化している。

オペレーショナルリスク部門は、業務分野との共同により、リスクの特定、評価、軽減及び対象を絞った実行計画のための所定の方法を通じて、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を管理する。「ニアミス」を含むオペレーショナルリスクのインシデントの収集及び監視により、リスクのマッピング及び評価が達成され、管理枠組みの有効性が確保される。恒久的な内部統制の枠組みは、各局の統制環境がその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。その結果は、オペレーショナルリスク及び組織委員会に報告される。

さらに、業務分野手続の作成を通じて、オペレーショナルリスク部門は包括的な手続及び管理マップを維持している。CEBはまた、当行の活動の混乱に対するヘッジを行うために事業継続計画を設立した。

i. ガバナンス

i CEBの2024年合同会議

2024年6月6日から9日にかけてレイキャビクで開催されたアイスランド主催のCEBの第57回年次合同会議では、災害リスク管理、気候変動及び公正な移行が議論の焦点となった。

年次会議は、理事会及び管理委員会のメンバー、総裁並びにCEBの上級管理職が一堂に会し、当行の優先事項について協議する、CEBの年間行事の中で最も重要なものである。

アイスランド財務経済大臣シーグルズル・インギ・ヨハンソン(Sigurður Ingi Jóhannsson)は、代表団を歓迎し、アイスランドが1956年の欧州評議会開発銀行の創設メンバー8ヶ国の1つであることを誇りに思っていると述べた(「開会宣言の抜粋」を参照のこと。)

開会の挨拶は、欧州評議会事務次長ビョルン・ベルゲ(Bjørn Berge)、CEB理事会議長ハリー・アレックス・ラズ、CEB管理委員会委員長ヴィオレッタ・バルヴィッカ - ロフトハウス及びCEB総裁カルロ・モンティチェッリによって行われた。

代表団は、ウクライナに対する支援を継続することを再確認し、火山噴火の影響を受けて住民の避難や家屋の倒壊が生じるなど、危機的状況にあったアイスランドとの連帯を表明した。アイスランド政府の緊急救援対応を支援するための150百万ユーロの融資を含む、8つの新規融資(総額1.1十億ユーロ)がこの会議で承認された。

合同会議に参加した代表団には、ヘリシェイディにあるアイスランドの地熱発電所を訪問する機会が与えられた。この発電所は、CEBが2007年に融資したレイキャビク・エナジーのプロジェクトで、レイキャビクとその周辺地域に電力を供給しており、アイスランドの人口の半分以上がその対象となっている。

合同会議に先立ち、2024年の社会的結束に対するCEB賞が授与された(「k. 2024年度社会的結束に対するCEB賞はワルシャワのウクライナ学校が受賞」を参照のこと。)

開会宣言の抜粋

アイスランド財務経済大臣シーグルズル・インギ・ヨハンソンは次のように述べた。

「アイスランドが1956年の欧州評議会開発銀行の創設メンバー8ヶ国の1つであることを誇りに思う。(中略)

社会的包摂とレジリエンスへの献身は、当行が当初より優先してきた災害リスク管理及び対応に深く結びついている。将来のことを考えると、世界規模の災害は、今後数年間で40%増加する可能性がある。

継続的な都市化、都市部の人口増加及び気候危機は、こうした災害の発生を加速させるばかりである。災害対応及び復興における欧州評議会開発銀行の役割は、依然として重要である。

アイスランドでは、このことを直接目の当たりにしている。(中略)このようにグリンダヴィークにとって困難な時期に、欧州評議会開発銀行は支援の手を差し伸べた最初の国際金融機関であり、現在進行中の火山災害に対処するために重要な資金を提供し、政府の復興策を支援した。

今回の危機は、連帯と社会的包摂というCEBの核となる価値観を痛切に思い起こさせるものであった。(中略)」

誠実性及びコンプライアンス

最高コンプライアンス責任者事務局(コンプライアンス事務局又はOCCO)は、当該事務局が設定及び監督するコンプライアンス基準がCEBの業務全体にわたって満たされることを確保する「第2の防衛線」として機能し、当行の誠実性及びコンプライアンスを保護する。2024年、コンプライアンス事務局は、当行のコンプライアンスに関する目的及び原則、当該事務局の権限及び使命、並びにコンプライアンス委員会の役割を定めた「CEBの誠実性及びコンプライアンス方針」を制定し、CEBのコンプライアンス枠組みを改良した。

コンプライアンス事務局は2024年、全ての新規プロジェクト及び財務の取引相手方の評価並びにグローバルな債券発行のデュー・ディジェンスを含む、450超のコンプライアンス・リスク評価を実施した。当該事務局はまた、苦情処理手順及び全体的な説明責任体制を強化した。データ保護に関しては、データ保持の分野を含め、関連する規制を当行が確実に遵守するために必要な全ての措置が講じられた。

パリオリンピックの開催によって脅威レベルが高まっていたにもかかわらず、組織全体の協力体制及び積極的なITセキュリティ管理のおかげで、CEBは2024年、大規模なサイバーセキュリティ・インシデントに直面することはなかった。

社内研修、新入社員向けの導入クラス、中間管理職向けのマスタークラス、取締役向けのオーダーメイド・セッション及びスタッフ会議が実施され、とりわけ戦争中又は紛争中の国及び戦後の状況、並びに人工知能のサイバーセキュリティ・リスクに焦点が当てられた。

CEBは、コーポレート・ガバナンス及び開発への影響を改善するための説明責任及びコンプライアンスに関する組織の能力構築に特化した、独立アカウントビリティ・メカニズム・ネットワーク(IAMNet)のオブザーバーとなった。OCCOは、国際コンプライアンス協会の「金融サービスにおけるスモール・コンプライアンス・チーム・オブ・ザ・イヤー」賞にノミネートされ、欧州MDBのうち第2位にランクされた。

内部監査

内部監査局は、CEBの内部統制システムにおける常設の機能であり、CEBの運営改善を目的とする独立したかつ客観的な助言を総裁に提供している。

内部監査は、「第3の防衛線」として、リスク管理、統制及びガバナンス・プロセスの質及び有効性を体系的な分析を用いて評価することで、CEBの目的達成を支援している。公平かつ公正な立場を保つ必要があるため、内部監査は、CEBの事業活動には一切関与しない。

内部監査憲章は、内部監査機能の目的及び位置付けについて明記している。内部監査は、内部監査人協会の国際的な専門業務枠組みの必須要素を全て遵守している。

独立した評価

独立評価局(IEV)⁽¹⁾は、特定の業務について、当該業務が期待される社会開発の成果を達成しているかを判断するための評価を実施することにより、組織としてのCEBの知識及び説明責任に貢献している。当行の独立した評価活動は、改善及び刷新の余地がある分野を特定し、その評価結果及び教訓を内外へ周知することを目的としている。

2024年、IEVは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、イタリア及びスペインのマイクロファイナンス提供者とCEBとの関与に焦点を当てた、4つの並行した国別評価を実施した。これらの評価により、当行のマイクロファイナンス提供者への融資を専門分野として拡大することの妥当性及び付加価値が強調された。評価結果は、CEBのマイクロファイナンス提供者への融資が、脆弱かつ不利な立場にあるグループ、とりわけ低所得世帯及び零細企業を効果的に支援していることを示すものであった。この評価では、当行が、より具体的で成果重視の社会的目標及び指標を定めることにより、そのマイクロファイナンス融資プログラムの設計及び監督を強化することが勧告された。

2024年、CEBは、『住宅のエネルギー効率の改善：なぜ評価が重要なのか』を公表し、その環境的及び社会的影響を高めるという観点から、住宅の分野における公的資金によるエネルギー効率化プログラムを体系的に評価することの重要性を強調した(「1. 社会的知識、厳選された新規刊行物」を参照のこと。)。

注(1) 2025年1月にCEBの評価方針が採択されたことにより、以前はEVOとして知られていた事務局はIEVに改称された。

持続可能性

持続可能性は、CEBの社会的使命の中核をなすものであり、社会、特に最も弱い立場にある者、及び地球に対するポジティブな社会的影響を持続させることを保証する狙いがあるものである。これは、当行の中核的な事業活動及び内部運営の両方に組み込まれた戦略的ビジョンを反映している。

2024年には、社会的影響を高めるための主要なイニチアチブとして、新規融資の承認に脆弱性レンズを適用すること、ジェンダー平等に対する当行のアプローチを強化すること、及びインベストEUのようなパートナーシップを通じて金融包摂を支援することなどが挙げられた。2024年以降、新たに承認された事業は全て、気候リスク及び影響の体系的な評価を含め、パリ協定の目標に沿っている。

CEBは、加盟国による自国の持続可能な開発の優先課題の追求を支援することにより、国連の2030年アジェンダに貢献している(「c. 持続可能な開発のための2030年アジェンダ」を参照のこと。)。システムとして協力することにより、特に持続可能な開発と気候変動対策により大きな影響を与えることは、2024年12月にCEBが議長に就任したMDBグループの首脳陣の主要な目標である(「e. 協力関係」を参照のこと。)。

資金調達に関しては、CEBのトレードマークであるソーシャル・インクルージョン・ボンドが2017年の創設以来の発行総額10十億ユーロという節目を突破し、2024年のCEBの資金調達の40%超を占めた。これは、単一の事業年度における発行額としては過去最高であり、社会的投資における当行の先駆的な役割をさらに証明するものとなった(「g. CEBの金融市場における活動 2024年の資金調達」を参照のこと。)。

内部運営に関しては、当行は、誠実性及びコンプライアンス方針(「 誠実性及びコンプライアンス」を参照のこと。)を改訂し、2023年に合意した持続可能な調達ガイドラインの実施を開始し、多様

性戦略の目標である上級の職位に占める女性の割合40%を上回るなど、従業員のジェンダー平等を強化した(「j. 人事」を参照のこと。)

CEBは、現行の年次報告書を通じて透明性を維持する一方で、規制環境の変化に沿って持続可能性に関する報告書を進化させるための準備作業を行っている。当行の環境、社会及びガバナンス(ESG)格付における堅調な評価は、当行全体の持続可能性実績を反映している。

j. 人事

従業員

2024年末現在、CEBの従業員は33ヶ国の国籍を代表する231名の職員で構成されており、平均勤続年数は11.5年である。女性は従業員の58%を占め、上級管理職レベル(A5からA7)に占める割合は2023年の35%から2024年には39%に増加した。さらに、上級の職位(A4以上)における女性の割合は42%に増加し、当行の戦略的枠組みに定められた多様性戦略の目標である40%を上回った。(1)

注(1) 231名の職員のうち、1名はキーウに駐在している。当行はまた、アンカラに4名の臨時職員及びパリに10名の臨時職員を有している。当行は、ウクライナにおける業務を支援するため、2024年にキーウに連絡事務所を開設し、2021年には、EUが出資するSHIFAプロジェクトを管理するため、アンカラに臨時プロジェクト事務所を開設した。

多様かつ有能な人材を惹きつける

当行の多様性及び包摂性に対する取組みは、その採用戦略の中核をなすものである。2024年、CEBは12ヶ国の国籍を有する21名の新規採用者を迎え入れ、そのうち71%が女性であった。このうち2名の女性が取締役レベルの職位に任命され、上級管理職における女性の登用をさらに強化した。加えて、新規採用の30%は、ウクライナからの2名の初採用を含む、雇用比率の少ない加盟国からのものであった。包括的な採用慣行及びデジタル採用ツールを活用することで、CEBは引き続き偏りを軽減し、ジェンダーバランスを向上させ、従業員全体の国籍比率を改善した。

専門的能力開発への投資

2024年、当行は、引き続き人材開発に注力し、従業員の68%(うち61%が女性、39%が男性であった。)が研修プログラムに参加した。技術研修への参加率は2023年の20%から2024年には25%に増加し、技術スキルの構築に重点を置いた当行の戦略を反映する結果となった。

これらのイニシアチブによって、キャリア開発及び流動性の向上が促されるだけでなく、従業員が当行の進化する戦略的優先事項に対応し、多国間開発銀行及び国際金融の新しいトレンドを先取するために準備が十分にできていることを確実にすることができる。かかるイニシアチブは、協力を促進し、持続可能性を推進し、スキルアップを強化し、チームが革新的な金融ソリューションを実施し、気候変動への耐性を強化し、影響力のあるグローバル・パートナーシップを育成するための体制を整える。

多様性及び包摂性の強化

当行は、同等の仕事に対する同一賃金を含む職場でのジェンダー平等に取り組んでいる。この取組みは、CEBによる職場のジェンダー平等に関する主要な世界基準であるEDGE認証の取得により強調されている。2024年、CEBは3段階のうち2番目であるEDGE「Move」レベルを維持し、EDGEの勧告に基づく行動計画を引き続き実施することで、その業務及び文化に多様性及び包摂性の原則を組み込むための持続的な進展を確保した。

さらに、当行は、ジェンダー、国籍及び年齢を含む様々な側面における平等及び多様性を促進するための方針及びプロセスを実施している。これにより、採用、キャリアアップその他全ての人事業務において差別がないことを確実にしている。これらの原則を遵守することにより、当行は、包摂と機会均等がその文化にとって不可欠な一部である職場を育成している。

人事プロセスのアップデート

2024年、当行は従業員のデジタル・エンパワーメントに向けた旅を続けた。CEB内でアトラス・プロジェクトとしても知られる、統合された企業資源計画(ERP)システムの導入は、人事プロセスの近代化とデータ管理の改善における大きな節目となった。新しいデジタル・システムはまた、従業員のデジタル体験を向上させ、優秀な人材を惹きつける当行の能力を強化するとともに、人事システム全体の効率性及び生産性を高めることも目的としている。ハイブリッド・ワークやリモート・ワークのモデルは定着し、当行は、引き続き共同デジタル・ツールを導入している。

k. 2024年度社会的結束に対するCEB賞はワルシャワのウクライナ学校が受賞

好評を博しているこの年間賞の第5回目は、ウクライナからの難民の子供の受入れを援助するために考案された革新的なカリキュラムが評価され、ポーランドの学校が受賞した。フランス及びスロバキア共和国のプロジェクトが次点であった。

ワルシャワのウクライナ学校(Warszawska Szkoła Ukraińska)は、ウクライナからの難民の子供の受入れを支援する卓越した活動が評価され、2024年度社会的結束に対するCEB賞を受賞した。

SzkoUAの略称で知られるこの学校は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻後の2022年4月に設立され、難民の子供がウクライナ及びポーランドのカリキュラムを組み合わせ、デュアル・ディプロマで学校教育を継続することを可能にした。同校では、生徒がポーランドの言語、歴史及び文化に触れながら、母国語で学ぶことができる。45,000ユーロに相当するこの賞は、社会的結束を促進する、同校の「ユニークで卓越した貢献」に対して授与された。

ワルシャワのウクライナ学校の校長であるオクサナ・コールスニク(Oksana Kolesnyk)は、「この賞は、我々の生徒がヨーロッパに向かうための次のステップである。」と語った。

多くの子供が戦争から逃れてきたトラウマ及びストレスを経験しているため、学校は心理的ケアへのアクセスを提供し、自身も難民である教師を雇用している。

2つのプロジェクトが次点として表彰され、それぞれ5,000ユーロを贈呈された。フランスのソリガイド(Soliguide)は、フランス及びスペインの社会的弱者集団のために、フードバンク、医療サービス及び法律相談センターなどの便利な場所をマッピングしたオンライン連帯プラットフォームを提供する。スロバキア共和国のコムアクティベート(comActivate)は、中央ヨーロッパ及び東ヨーロッパの社会的弱者集団に家庭のエネルギー効率に関するガイダンスを提供することにより、エネルギー貧困に取り組んでいる。

社会的結束に対するCEB賞は、社会的影響のある市民主導のプロジェクトを表彰するために2020年に始まった。2024年は27の加盟国から約100件の応募があり、専門家で構成される国際専門家審査員が、持続可能性、イノベーション及び再現性などの基準に基づいて最終選考リストを作成した。

審査委員長は欧州評議会の人権及び法の支配の事務局長であるクリストス・ジアコウモポロス(Christos Giakoumopoulos)が務め、他の審査員はファイナンス・イン・コモン事務総長代理オルネラ・ダミーコ(Ornella D'Amico)、シンガ・アンド・カーム(SINGA and CALM)の創設者ギヨーム・カペレ(Guillaume Capelle)、SOASロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS University of London)の開発

学助教授トマス・マロワ(Thomas Marois)及びCEBの副総裁(対象グループ諸国担当)トマス・ボー
チェックであった。

1. 社会的知識、厳選された新規刊行物

教育を構築する：インパクトのある建物

学習を促進するために、学校の構想、設計、建設に教育の視点を取り入れることは、教育インフラ
への投資に対する革新的で効率的なアプローチであり、教育フレームワークの構築として知られる。
このアプローチは、学習を促進するために、政府のインフラ投資に影響を与えることができる。

CEB及び欧州投資銀行(EIB)からの報告書である『教育を構築する：インパクトのある建物』では、
教育フレームワークの構築が、顧客にとって適切かつ実現可能であることが確認された。CEBは、学校
又は関連インフラを計画及び建設する際に、建設プロセスを教育目的に結びつけるため、教育フレー
ムワークの構築を構想した。これは投資が教育成果に前向きな影響を与えることを可能にする。革新
的な学習環境を成功させるためには、利用者と協議し、必要な支援を提供する一方で、取組みの指針
となる教育ビジョンを持つことが鍵となる。2021年から2023年に、著者は、教育フレームワークの構
築の実施可能性について分析するために、フィンランド及びイタリアで調査を行った。当該報告書は
このアプローチの利点を特定しており、設計及び建設の追加費用はわずか1%に過ぎないことを示
し、その実施に対する妨げとなるものを強調している。教育フレームワークの構築は、他の国際機関
及び金融機関でも採用されている。

欧州のホームレスのための住宅解決策のための融資

2015年以降、欧州のホームレスが80%増加しており、CEB、CEBの加盟国及び欧州連合のような主要
パートナーは、この差し迫った社会経済問題に対処することへの関心を高めている。

欧州全域において、公共住宅及び手頃な価格の住宅の需要は供給を上回っていることは、住居のな
い人々を自立した生活へ移行させること及び彼らの需要を満たすためのプロジェクトを実施すること
において大きな課題を提示している。このような状況の中、CEBのディスカッション・ペーパー『欧州
のホームレスのための住宅解決策のための融資』は、フランス及びポルトガルの事例を紹介し、一定
の基準を満たすことなく第一に住宅へのアクセスを提供する「ハウジング・ファースト」によるホー
ムレス対策の可能性を示している。

フランス及びポルトガルは、安定的かつ持続可能な融資を確保し、不測の費用のための資金を提供
し、手頃な価格の住宅不足に対処することが、長期的な成功に極めて重要であることを示している。
その解決策の1つが、貸付金及び助成金を組み合わせて、公共住宅及び手頃な価格の住宅への投資を
より低リスクなものにするプレントッド・ファイナンスである。CEBは、ホームレス問題と闘うための
欧州プラットフォーム(EPOCH)を通じて、このアプローチを積極的に推進している。EPOCHは、メン
バーが知識を交換し、ホームレス対策のための融資ソリューションに関してより深く学ぶことを可能
とする、集団のEUレベルのイニシアチブである。

当該ディスカッション・ペーパーは、CEBが欧州評議会と共同で2024年12月3日に開催した「社会的
投資を通じたホームレスへの取組み」に先駆けて発表された。

住宅のエネルギー効率の改善により貧困を減らすことができる

EUでは約50百万世帯がエネルギー貧困に苦しんでおり、暖房、温水、必要不可欠なエネルギー機器
へのアクセスに影響を及ぼしている。近年、石油及びその他の燃料価格が高騰しているため、エネル
ギー貧困への取組みはヨーロッパ全域で政策の優先事項となっている。

CEBの新たな報告書である『住宅のエネルギー効率の改善：なぜ評価が重要なのか』によれば、効果的な解決策の1つは、住宅のエネルギー効率を改善することである。この時宜を得た研究では、データ及び証拠を検証し、新築又は既存の建築を問わず、全ての住宅投資においてエネルギー効率を評価することの重要性を強調している。

地球上の温室効果ガス排出量の約40%は建築物によるものであり、そのため、建築物のエネルギー効率を改善することは、気候変動に対処し、パリ協定の目標を達成するために不可欠である。当該報告書は、エネルギー効率の改善は、温室効果ガスの削減だけでなく、エネルギー貧困の減少及び社会的弱者集団の保護にも役立つことを示している。さらに、社会的行動及び気候変動対策は密接に関係していることを示している。

データ及びケーススタディに裏打ちされた当該報告書は、政策立案者、実施者及びその他の利害関係者に対し、公共住宅及び手頃な価格の住宅のための融資のギャップを埋め、公正な移行を促進することに関する貴重な指針を提供している。

ヨーロッパにおけるマイクロファイナンスの可能性を広げる

マイクロファイナンスは、社会活動のための実績のある手段であり、CEBの戦略的優先事項である。マイクロファイナンスは、住宅の改善、教育の融資及び困窮時の経済的救済などを含め、幅広いニーズをサポートする。また、通常の融資を受けられない個人に小口融資を行い、起業及び事業維持を支援することで、起業家精神を育成することにも役立つ。

EU及びOECDのデータによると、ヨーロッパには7百万名超の「行方不明の起業家」が存在し、事業創出を阻む制度的障壁に直面している。これらの起業家の多くは女性で、多くが50歳超であり、1百万名超が移民の背景を持つ。CEBの最近のリサーチペーパー『ヨーロッパの行方不明の起業家を支援する手段としてのマイクロファイナンス』は、文化的規範、法的制約、教育への限定的なアクセス及びインフラ格差などを含めて、これらのグループが直面する特有の課題を強調するため、「起業家精神のピラミッド」の枠組みを紹介している。ピラミッドの頂点である融資へのアクセスは不可欠であるが、それだけでは不十分であり、零細企業が成功するためには、複数の段階で手厚い支援が必要である。

ヨーロッパのマイクロファイナンス提供者は、革新的で個々の要望に合わせた対応策を発展させてきたが、支援に対する需要は急激に高まっている。社会的弱者の起業家への支援は資源集約的であり、マイクロファイナンス提供者はしばしば包括的なサービス提供の規模を拡大する能力に欠ける。責任ある融資を促進するために、当該ペーパーでは助成金、保証金及びパートナーシップを通じた支援の拡大を要請し、マイクロファイナンス提供者、公的機関及び社会経済主体の協力が必要なエコシステム・アプローチの重要性を強調している。

m. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、アーンスト・アンド・ヤング・オーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは、当該財務書類が、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2024年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

CEBについて

欧州評議会開発銀行(CEB)は、43ヶ国の加盟国で構成される、社会的使命を唯一の目的とする多国間開発銀行である。CEBは、教育、健康、手頃な価格の住宅などを含む社会分野への投資に融資しており、社会的弱者のニーズに重点を置いている。借入人には、政府、地方当局及び地域政府、公的銀行及び民間銀行並びに非営利団体などが含まれる。トリプルAの信用格付を付与されている多国間銀行として、CEBは国際資本市場で融資している。社会、環境及びガバナンスの厳格な基準に従ってプロジェクトを承認し、技術支援を提供している。また、CEBは、その活動を補完するために、支援者から融資を受けている。

CEBは、当時欧州評議会を構成する15ヶ国の加盟国のうち8ヶ国によって、1956年に当初は再定住化基金として設立された。CEBは欧州最古の多国間開発銀行であり、欧州評議会からは法的かつ財政的に独立した組織である。

活動分野

CEBは、社会的一体性の利益になるよう、社会的志向の投資事業の実行に寄与し、特に社会的弱者に焦点を当てている。CEBの活動分野は、管理委員会の決議第1646号(2022)に沿ったCEBの新たな「2023年から2027年に係る戦略的枠組み」に従い更新されており、以下のとおりである。

- 人に投資し、人的資本を強化すること
- 包摂的かつ強靱な生活環境を推進すること
- 雇用、並びに経済及び金融における包摂を支援すること

これらの活動分野は、CEBの運営状況並びに加盟国の現在のニーズ及び予測されるニーズを反映している。

CEBが介入する各分野は、記載した活動分野に基づいており、明確かつ詳細な適格性基準によって定義されている。2024年1月1日現在のCEBの介入分野は、保健及び社会保障(*)、教育及び職業訓練(*)、行政及び司法のインフラストラクチャー、歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧、手頃な価格の公共住宅(*)、都市部、地方及び地域の開発(*)、自然災害又は生態学的災害、環境保護、MSMEへの融資(*)並びにマイクロファイナンス(*)である。

CEBは、全ての主要な活動分野への取組みを維持する一方で、同行のプロジェクトの選択を改善し、CEBの重要な目的の追求に最も貢献できる分野に資源を投入するために、いくつかの「重点分野」を特定した。独立した分野として挙げられてはいないが、CEBは、主要な活動分野と相互作用する3つの分野横断的テーマとして、()気候変動対策、()ジェンダー平等及び()デジタル化を確認している。

(*) 「重点分野」を示している。

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

表2	注記	2024年12月31日	2023年12月31日
資産			
現金及び中央銀行における残高		608,615	1,034,117
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	C	589,286	227,801
ヘッジ・デリバティブ金融商品	C	1,507,482	1,832,305
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	G	3,291,324	2,908,530
償却原価で測定する金融資産	G		
貸付金		22,301,631	20,577,014
前渡金		6,872,787	5,377,571
負債証券		2,338,292	1,796,929
有形資産及び無形資産	H	59,798	56,843
その他資産	I	1,044,070	607,314
資産合計		38,613,285	34,418,424
負債及び株主資本			
負債			
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	C	270,851	349,156
ヘッジ・デリバティブ金融商品	C	1,446,332	1,762,881
償却原価で測定する金融負債	J		
信用機関及び顧客に対する負債額		98,251	45,690
発行済負債証券		30,873,212	27,893,606
その他負債	I	818,786	508,830
社会的インパクト勘定	K	50,144	35,747
引当金	L	336,277	303,396
負債合計		33,893,853	30,899,306
株主資本			
資本金			
引受済資本金	M	9,622,868	5,579,046
未払込資本金		(7,856,618)	(4,954,771)
払込請求済資本金		1,766,250	624,275
一般準備金		2,875,299	2,786,051
当期純利益		124,303	109,248
資本金、一般準備金及び当期純利益合計		4,765,852	3,519,574
株主資本に直接認識された損益		(46,420)	(456)
株主資本合計		4,719,432	3,519,118
負債及び株主資本合計		38,613,285	34,418,424

損益計算書

(単位：千ユーロ)

表 3	注記	2024年	2023年
利息及び類似の収入		1,429,306	1,195,522
利息費用及び類似の手数料		(1,229,293)	(1,018,955)
金利差益	N	200,013	176,567
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益	P	(40)	(13,900)
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産からの純利益		59	297
手数料(収入)		1,011	1,317
手数料(費用)		(2,251)	(2,414)
銀行業務純益		198,792	161,867
一般営業費用	Q	(58,450)	(52,323)
有形資産及び無形資産の減価償却費	H	(7,026)	(7,241)
総営業収入		133,316	102,303
リスク費用	R	(9,013)	6,945
純利益		124,303	109,248

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

表 4	2024年	2023年
純利益	124,303	109,248
損益計算書に再分類される可能性のある項目	(27,828)	10,973
株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動	(26,438)	(3,471)
ヘッジ・デリバティブ金融商品の価格変動	(1,390)	14,444
損益計算書に再分類されない項目	(18,136)	(38,478)
年金計画関連の保険数理計算上の差異	(16,022)	(36,858)
その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異	(1,983)	(1,620)
資本性金融商品の価格変動	(131)	
包括利益のその他の要素合計	(45,964)	(27,505)
包括利益	78,339	81,743

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

表 5	資本金及び準備金			株主資本に直接認識された損益					株主資本 合計
	払込請求済 資本金	準備金 及び実績	合計	株主資本 を通じて 公正価値 で測定す る負債 証券	ヘッジ・ デリバ ティブ 金融商品	保険 数理 計算上の 差異	資本性 金融 商品	合計	
2023年1月1日 現在の株主資本	612,964	2,802,362	3,415,326	9,235	26,521	(9,664)	957	27,049	3,442,375
増資	11,311		11,311						11,311
準備金		(11,311)	(11,311)						(11,311)
2022会計年度の 利益の割当		(5,000)	(5,000)						(5,000)
2023会計年度の 純利益		109,248	109,248						109,248
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				(3,471)	14,444	(38,478)		(27,505)	(27,505)
2023年12月31日 現在の株主資本	624,275	2,895,299	3,519,574	5,764	40,965	(48,142)	957	(456)	3,519,118
増資	1,141,975		1,141,975						1,141,975
2023会計年度の 利益の割当		(20,000)	(20,000)						(20,000)
2024会計年度の 純利益		124,303	124,303						124,303
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				(26,438)	(1,390)	(18,005)	(131)	(45,964)	(45,964)
2024年12月31日 現在の株主資本	1,766,250	2,999,602	4,765,852	(20,674)	39,575	(66,147)	826	(46,420)	4,719,432

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

表 6 12月31日に終了した年度	2024年	2023年
当期純利益	124,303	109,248
+/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立	7,026	7,241
+/-減損引当金	9,070	(6,934)
+/-投資活動による純損益	(2,479)	4,980
+/-未収の受取利息の変動	(50,002)	(266,933)
+/-未収の支払利息の変動	39,197	266,119
+/-その他の変動	17,904	30,035
業績に含まれる非通貨項目の合計	20,716	34,508
+信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	3,633,251	3,116,335
-信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	(6,444,082)	(5,143,224)
+金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	4,240,911	6,733,966
-金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	(4,089,756)	(6,831,109)
+/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー	(17,738)	(17,048)
営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー	(2,677,414)	(2,141,080)
営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a)	(2,532,395)	(1,997,324)
+償却原価で測定する負債証券に関連するキャッシュ・フロー	130,933	127,600
-償却原価で測定する負債証券に関連するキャッシュ・フロー	(660,957)	(331,926)
+/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー	(10,524)	(6,838)
投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b)	(540,548)	(211,165)
+/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー	521,434	45,647
+償却原価で測定する発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	10,117,305	10,067,238
-償却原価で測定する発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	(8,051,422)	(7,256,934)
財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c)	2,587,317	2,855,951
現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d)	34,580	(60,054)
現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d)	(451,046)	587,408
期首における現金及び現金同等物	4,967,031	4,379,623
現金及び中央銀行における残高	1,034,428	1,150,631
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	3,932,603	3,228,992
期末における現金及び現金同等物	4,515,985	4,967,031
現金及び中央銀行における残高	608,810	1,034,428
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	3,907,175	3,932,603
現金及び現金同等物の変動	(451,046)	587,408

財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

1. 会計基準

1.1. 適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。

2024年1月1日以降、強制適用を伴い施行されたIFRS基準及び改訂IFRS基準は、2024年12月31日現在の当行の財務書類に影響を及ぼさなかった。当行は、2024年度において、欧州連合が採択済みであるが実施が任意であった新しい基準、改訂又は解釈を実施しなかった。

1.2. 金利指標改革

銀行間取引金利(IBOR)の置換プロセス

2021年3月5日に、英国金融行動監視機構(FCA)は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(IBA)が公表する35のLIBOR指標セッティングの公表停止及び代表性喪失について公表した。

改革実施プロジェクトの体制及び当行に対する影響

当行は、市場慣行に沿ってLIBOR指標からそれぞれのリスク・フリー・レート(RFR)に移行することにより、金利指標改革を実施した。

2021年に、当行は、とりわけ、英ポンドLIBOR、スイスフランLIBOR及び円LIBORに指数化された1件の貸付契約に係る一定のLIBORの置換に対処した。かかる貸付契約に基づく関連するトランシェ及び関連するスワップは、マイクロヘッジ会計アプローチを維持するため、同じRFRコンベンションを用いて修正された。

2023年に、当行は、米ドルLIBORの置換に対処し、該当する貸付契約に基づく関連するトランシェ及び関連するスワップは、やはりマイクロヘッジ会計アプローチを維持するため、同じコンベンションを用いて修正された。

当行は、主に、借入人に対する変動金利の貸付金及び関連するヘッジ手段のスワップに係る、残存するIBORのエクスポージャーを有する。

EURIBORは、EUベンチマーク規制との互換性を考慮して今後も公表され、引き続き、当面の欧州地域における参照レートとなる。当行の貸付のほとんどは、ユーロ建、参照EURIBORで行われており、LIBORの公表停止/代表性喪失は、当行の貸付業務又はヘッジ業務に重大な影響を及ぼさなかった。

当行は、BUBOR及びSTIBORを参照する貸付及びスワップの残高を有しているが、これらのレートは、EUベンチマーク規則と適合するとみなされ、当面引き続き公表されると予想される。CEBIはSTIBOR及びSWESTRの動向について情報の入手を継続し、もし市場又は規制指針がSTIBORからSWESTRに移行する動きを見せたならば、採用するアプローチを考慮する。しかしながら、現在にいたるまで、このような移行はT/N(翌日/翌々日)物についてのみ検討されている模様であり、CEBのSTIBORエクスポージャーはむしろ、3ヶ月及び6ヶ月のSTIBORに関連している。

さらに、当行はWIBORを参照した貸付及びスワップの残高を有している。2024年12月、ポーランドにおける指標改革に関するナショナル・ワーキング・グループの運営委員会は、WIBORの後継指標としてWIRFを選定し、WIBORをWIRONにより置換する当初の計画は放棄した。CEBIは、転換の期限は2027年末から変更がない想定で事業を行っているものの、市場の動向及び規制当局の勧告を監視しており、勧告の更新が周知された場合は、直ちにWIBORを置き換えるために必要な措置を講じる予定である。

デリバティブに関して、当行は、ISDA IBORフォールバック・プロトコル(2020年)に準拠しており、同プロトコルに準拠しているその他全ての取引相手方との既存のISDAマスター契約(そのCSAを含む。)及びこれらに基づく残存スワップを、IBORフォールバック・レートを組み込むために多当事者間で修正している。当該フォールバック・レートは、いずれかのIBORの公表が恒久的に停止された時点で、当該契約/スワップにおいて参照される既存の各IBORを代替した。ISDAがプロトコルと併せて公表し、またCEBのスワップが参照により組み込む修正後の定義により、同じフォールバック・レートが新規のスワップに適用される。当行は、WIBORのWIRFによる置換を検討し、また必要な適応を行うため、ISDA文書の更新の監視を継続する。

1.3. 表示通貨

財務書類の表示通貨はユーロである。財務書類及び注記において表示される金額は、別段の定めのない限り、千ユーロ単位である。財務諸表及び添付の注記の表に記載されている合計は、四捨五入により千ユーロ単位の概数としているため、各金額の合計と一致しない場合がある。

2. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートをを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

3. 見積りの使用

IFRSの適用において、CEBは、当行の金融商品の価額を決定するために見積りを使用しており、これは主にデリバティブ商品の評価並びに金融資産及び金融約定に関する信用リスクの決定に使用されている。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な見積り又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

4. 金融資産及び金融負債

金融商品とは、現金又はその他の金融資産を受領するか又は支払う契約上の権利又は義務をいう。CEBの銀行業務は一般に、貸付金、負債証券、発行済負債証券及びデリバティブ(スワップ、先物)等の広範囲の資産及び負債を対象とした金融商品の形態をとる契約上のものである。

財務書類において、金融資産及び金融負債の分類及び評価方法は、その契約上の特性及びCEBがこれらの金融商品を運営する方法による。

しかしながら、この区別は、その保有目的(市場活動又はヘッジ取引)を問わず、貸借対照表において常に公正価値で測定されるデリバティブ商品には適用されない。

金融商品は、取引日ベースで認識される。

金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS第9号に従って、金融資産及び金融負債は、当初認識時に、貸借対照表において、3つの区分(償却原価、損益を通じた公正価値、株主資本を通じた公正価値)に分類され、かかる区分により会計上の処理及

びこれに続く測定が決定される。この分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当行の金融商品の管理方法(事業モデル)に基づく。

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析は、その特性が基本融資契約の特性と類似している商品にのみ実効金利法を用いて金融資産からの利益の計上の可能性を制限することを目的としているが、これは関連キャッシュ・フローの高い予測可能性を意味している。かかる特性を有さないその他の金融商品は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で測定される。

元本の返済及び元本残高に係る利息の支払いのみを表す契約上のキャッシュ・フローは、基本融資契約(SPPIフロー：元本及び利息の支払いのみ)に矛盾しない。

基本融資契約において、利息は主に金銭の時価及び信用リスクの対価から成る。基本的ではない金融資産は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で認識しなければならない。

モデルの分析

事業モデルとは、キャッシュ・フロー及び利益を生むために商品が運営される方法をいう。金融資産の分類及び評価の方法を決定するために、3つの事業モデルを区別することが必要である。

- 金融資産から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- 金融資産及びこれらの資産の売却から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- その他の金融資産、特に契約上のキャッシュ・フローの回収が付随する取引資産に特定のモデル

4.1. 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの基準、すなわち、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するための商品の保有(「回収目的保有」)から成ること、並びにキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成ることが満たされた場合、償却原価で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、当該商品の全期間にわたる支払いに関連するキャッシュ・フローを回収するために保有される。

キャッシュ・フロー基準

キャッシュ・フロー基準は、負債証券の契約上の条件が指定期日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせた場合に当てはまる。「償却原価で測定する金融資産」という区分には、付与された貸付金、契約上の支払いの回収目的保有証券(短期国債、国債及びその他の負債証券)が含まれる。

認識

当初認識時に、金融資産は公正価値(当該商品に直接起因する取引費用を含む。)で計上される。その後、これらは償却原価(当該期間中の未収利息並びに元本及び利息の返済純額を含む。)で評価される。これらの金融資産は、当初予想信用損失(注R)に関する減損計算の対象ともなる。利息は、契約開始時に決定される実効金利法を用いて計算される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたりリスクに起因する損益に関して調整される。

4.2. 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

負債性金融商品

負債性金融商品は、以下の2つの条件が満たされた場合、株主資本を通じて公正価値で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方(「回収及び売却目的保有」)により達成される事業モデル内で保有される。後者は、付随的ではなく、むしろ事業モデルの不可欠な要素である。

キャッシュ・フロー基準

その原則は、償却原価で測定する金融資産に適用される原則と全く同じである。契約上のキャッシュ・フロー回収目的又は売却目的で保有され、キャッシュ・フロー基準を遵守する有価証券は、主にこの区分に分類される。

認識

当初認識時に、金融資産は時価(当該取引に直接起因する取引費用を含む。)で認識される。これらはその後公正価値で測定され、公正価値の変動は株主資本の「株主資本に直接認識された損益」に計上される。これらの金融資産は、償却原価で測定する負債性金融商品に適用されるものと同一条件での予想信用損失の計算の対象ともなる。処分時に、それまで振替可能株主資本において認識された価値の変動は、損益計算書に再分類される。もう一方で、利息は、損益計算書において契約開始時に決定された実効金利法に従って認識される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたりリスクに起因する損益に関して調整される。

資本性金融商品

株式等の資本性金融商品への投資は、取引ごとに選択により、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される。株式売却時に、これまで株主資本に計上されていた価値の変動は、損益計算書において認識されない。配当金のみが、投資に係る利益を表し、資本の払戻しを表さない限り、損益計算書において認識される。これらの商品は、減損の対象とはならない。

4.3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、事業モデルの「回収目的保有」若しくは「回収及び売却目的保有」の基準又はキャッシュ・フローの基準を満たさない取引目的で保有されない負債性金融商品に関するものである。

これらの金融商品は、損益計算書に直接計上される当初取引費用である時価で計上される。末日時点で、時価の変動は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される。

4.4. 金融負債

発行済金融商品又はその要素は、適法な契約の経済的実質に従って、負債に分類される。

発行済金融商品は、当行にその保有者への契約上の支払義務がある場合、負債性金融商品とみなされる。

発行済負債証券

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IFRS第9号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の観点から、発行済債券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

4.5. 融資約定及び保証約定

損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されない融資約定及び金融保証約定は、授受された約定に関して注Sに表示される。これらは、予想信用損失について償却される。これらの引当金は、「引当金」の項目に表示される。

4.6. 償却原価で測定する金融資産及び株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損

IFRS第9号に従って、信用リスク減損モデルは、予想損失に基づく。このモデルは、償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される貸付金及び負債性金融商品、損益を通じて公正価値で計上しない融資約定及び特定の金融保証約定に適用される。

一般的アプローチ

当行は、3つの「ステージ」を識別しており、それぞれが資産の当初認識以降の取引相手方の信用リスクの進化に関する特定の状況に対応している。

12ヶ月間の予想信用損失「ステージ1」:

報告日現在、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加しなかった場合、この商品に関して12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の減損(翌12ヶ月以内の債務不履行リスクに起因する。)が認識される。

減損されない資産の全期間の予想損失「ステージ2」:

減損は、減損される金融資産がないという当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増加した場合、全期間の予想損失(満期時)に等しい。

減損された資産の全期間の予想損失「ステージ3」:

資産が減損された場合、減損はまた満期時の全期間の予想信用損失に等しい。

この一般モデルは、IFRS第9号の減損の範囲内で全ての金融商品に適用される。

利息収入は、ステージ1及びステージ2の残高の簿価総額により計算される。

ステージ3の範囲内での残高に関して、金利収入は償却原価残高(すなわち減損引当金に関して調整された簿価総額)に基づき計算される。

債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼルの比率が用いる定義と同じである。したがって、取引相手方は、90日超の支払遅滞が判明した場合、債務不履行に陥っているとみなされる。

減損金融資産

金融資産は、当該金融資産の将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1又は複数の事象が生じた場合、減損され、ステージ3に分類される。

個々のレベルで、減損の客観的表示には、以下の事象に関連する観測可能なデータが含まれる。すなわち、支払期限を90日を超えて超過した契約上の支払いが存在すること、及び結果として現存するリスクと認められることに繋がる取引相手方の重大な財政難を認識又は観測したことである。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加は、合理的かつ妥当なあらゆる情報を考慮し、末日時点における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識時点における債務不履行リスクとを比較して、評価される。

悪化という評価は、金融商品の当初認識時点における格付又は債務不履行の発生確率と報告日時点の格付又は債務不履行の発生確率との比較に基づく。

予想損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想期間にわたり損失が生じる発生確率により加重された信用損失の見積り(すなわち現金不足の現在価値)として定義される。これらは、各エクスポージャーについて個別に計算される。

実際には、ステージ1及びステージ2のエクスポージャーに関して、予想信用損失は、債務不履行時損失率(LGD)に債務不履行時エクスポージャー額(EAD)を乗じ、エクスポージャーの実効金利で割り引いた債務不履行確率(PD)として計算される。これは、翌12ヶ月以内の債務不履行リスク(ステージ1)又は満期までの全期間にわたる債務不履行リスク(ステージ2)に起因する。

ステージ3に分類されるエクスポージャーに関して、予想信用損失は、実効金利で割り引いた、当該商品の全期間にわたるキャッシュ・フロー不足として計算される。キャッシュ・フロー不足は、期限到来時の契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額を表している。

実施された方法は、現行の概念及び枠組み(特にバーゼルの枠組み)に基づく。

債務不履行確率(PD)

債務不履行確率は、既定期間にわたる債務不履行の発生確率の見積りである。

予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方を見積りが必要となる。満期時における1年間のPD及び全期間のPDは、サイクル全体の長期間平均に基づきPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBIは、当行の取引相手方のポートフォリオに従って標準化されたPDデータの外部提供者を利用する。

債務不履行時損失率(LGD)

債務不履行時損失率は、債務不履行日現在の実効金利で割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額である。LGDは、EADの比率として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りには、契約上の条件に含まれる場合は保有担保又はその他の信用補完の売却によるキャッシュ・フローが含まれ、当該担保の取得費用及び売却費用を控除して事業体ごとに個別に計上されない。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBは、当行の取引相手方のポートフォリオ、信用補完及び「低サイクル」効果に従って標準化されたLGDデータの外部提供者を利用する。

債務不履行時エクスポージャー額(EAD)

商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が所有する予想残高である。この額は、予想される支払特性に基づき決定され、商品の種類に基づき、契約上の返済予定、予想早期償還及び信用契約に係る将来の予想引出額を考慮している。

将来的な予測情報

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率 - 加重シナリオに基づき算定される。

予想信用損失算定時の将来的な予測情報に関連する原則は、「注R リスク費用」に詳細が記載される。

4.7. リスク費用

リスク費用には、償却原価で又は株主資本を通じて公正価値で計上された負債性金融商品、融資約定及び金融保証約定に関連する12ヶ月間の予想損失及び全期間の予想損失(ステージ1及びステージ2)に関する減損引当金及び同戻入金が含まれる。リスク費用には、減損に係る客観的証拠がある金融資産(ステージ3)に関する減損引当金及び同戻入金、回収不能額の相殺額並びに減損資産からの回収額も含まれる。

4.8. デリバティブ商品

デリバティブ金融商品は、CEBがヘッジ対象の金利リスク及び/又は外国為替取引リスクを管理及びヘッジするために使用される。これらは、ヘッジ・デリバティブ金融商品である。

ヘッジ取引は、個々の商品又は取引(マイクロヘッジ取引)を対象とする。

CEBの認識は、一般ヘッジ会計(又はマイクロヘッジ)に関するIFRS第9号の基準に準拠しており、これはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換するものである。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の資産側の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

デリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、負債証券、発行証券)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを特にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金利キャッシュ・フロー・ヘッジは、貸借対照表において認識された金融商品(変動利付貸付金、有価証券又は負債)に関連する将来のキャッシュ・フローの変動にさらされる商品をヘッジするために使用される。このヘッジ関係は、損益計算書に影響を及ぼす可能性のある商品の将来のキャッシュ・フローのマイナスの変動に対してヘッジすることを目的としている。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジは、IFRS第9号に定義されるヘッジの有効性要件を全て満たさなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されていなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

キャッシュ・フローによるヘッジ関係の場合、ヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、その非有効部分が「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」として損益計算書に計上される一方で、その有効部分について「株主持分に直接認識された損益」として資本に計上される。金利デリバティブの場合、ヘッジ商品に関連する金利収入又は金利費用と対称的に、デリバティブ金融商品の未収利息部分は、損益計算書の「利息及び類似の収入又は費用」に計上される。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利法で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや計上されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

4.9. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ金融商品」及び「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

- 活発な市場における見積価格の使用
- 以下のような評価手法の利用
 - 認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法
 - 活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び当行の信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整 - CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

当行の信用リスクの評価調整(自己信用評価修正 - OCA及び債務評価調整 - DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。かかるモデルは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の性質に左右される担保の変動を考慮に入れる。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は貸借対照表の資産側の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、負の評価の場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。

4.10. 金融資産及び金融負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

当行は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合又はCEBが当該資産からのキャッシュ・フローを受けるための契約上の権利並びに実質的に当該資産の所有に関するリスク及び利益の全てを譲渡した場合のいずれも、金融資産の全部又は一部を償却する。これら全ての条件が満たされなかった場合、当行は、貸借対照表において当該資産を維持し、当該資産の譲渡の結果生じた義務に関して負債を認識する。

金融負債の認識の中止

当行は、当該負債が全部又は一部消滅した場合、金融負債の全部又は一部を償却する。

レボ契約

レボ契約に基づき一時的に売却された有価証券は、引き続きCEBの貸借対照表においてその原ポートフォリオに認識される。これに対応する負債は、「償却原価で測定する金融負債」に償却原価で認識される。

リバース・レボ契約に基づき一時取得された有価証券は、当行の貸借対照表において認識されない。これに対応する債権は、「償却原価で測定する金融資産」に償却原価で認識される。

5. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いることにより全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

6. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産、並びに2019年1月1日以降は、IAS第17号「リース」を置換するIFRS第16号「リース」の範囲内の全てのリースを含む。

IFRS第16号に従い、基準の範囲内の全てのリースは、借手の貸借対照表において認識されなくてはならない。契約期間中のリース資産の使用権を示す金額は、有形資産として認識され(注H)、リース負債に相当する金額は負債として認識される(注I)。

損益計算書において、使用権は契約の全期間にわたって減価償却され、利息費用はリース負債と認識される。

固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

- 主要な建物、ファサード及び屋根材(*) -
- 一般設備及び専門設備 10年
- 不動産の定着物及び付属物 10年

注(*) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

- 付属物及び家具 10年
- 車両 4年
- 事務所及びIT備品 3年

無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

- アプリケーションソフトウェア 5年
- システムソフトウェア 3年
- オフィスソフトウェア 1年

7. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。退職期間中、退職した職員は、引き続き医療保険の対象となる。この医療保険は、職員及び当行からの拠出により資金提供される。これらは、当行の職員がそれぞれ退職時に選択する制度により異なる。2014年1月1日より前に雇用した職員について、当行は、受領した当行の年金に係る課税額の50%を払い戻す。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の損益は、貸借対照表の「引当金」の項目に「包括利益計算書」の取引相手方ごとに計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式に従い独立した保険数理人によって決定される。

8. 社会的インパクト勘定

社会的インパクト勘定(SIA)は、CEBの目的に適合し、かつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトを支援する資金を提供するために使用される。SIAの運用原則は、2024年11月14日に承認された管理委員会の決議第1666号(2024)により最後に改訂されている。特に、貸付保証に対する新たな健全性の上限が導入されたことで、当行は信用リスクへの保守的なエクスポージャーを維持しつつも、SIAの原資及び保証貸付のレバレッジ比率を高めることが可能となった。改訂まで社会配当金勘定だった勘定科目も、その目的をより明確に反映するものに変更された。

SIAにより提供される支援金は、技術支援、助成金、金利補助金及び貸付保証の形態とされることがある。

技術支援

技術支援は、プロジェクトの準備及び実行を支援するためにCEB又は受益者によって契約された外部専門家の費用並びに当行の介入分野及び行動手段に関連する能力構築に資金提供するものとする。

助成金

助成金は、社会的インフラの建設及び整備に関連する費用等のプロジェクトの投資費用並びにプロジェクトの経常支出、商品、サービス、プロジェクト専任職員及び受益者の制度上の費用等のプロジェクトの運営費用に資金提供するものとする。

金利補助金

金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が通常適用する金利と借入人が支払う金利との差を補うものとする。

貸付保証

貸付保証は、CEB貸付の借入人の不履行に起因する損失をCEBに補償するものとする。

SIAから拠出される支援金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援を除き、当行の管理委員会によって承認される。

SIAは、加盟国が決定する当行の年間利益の配分によって主に資金提供されている。

9. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長、副議長及び任命役員に関連する情報については、下記10.の項に記載されている。

10. 議長、副議長及び任命役員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関に分掌されている。

- 理事会
- 管理委員会
- 総裁
- 監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新する

ことができる。副議長は各機関の構成員から選任される。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁及び副総裁の報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金制度に加入している。適用される退職年金制度は、任命役員が、5年の任期後に退職年金を請求する場合を除き、職員と同じである。

CEBの議長、副議長及び任命役員はストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。

CEBの議長、副議長及び任命役員の報酬総額は以下のとおり要約される。

(単位：千ユーロ)

表 7	2024年	2023年
役員報酬		
理事会議長(*)		45
管理委員会議長	45	45
理事会副議長(*)		5
管理委員会副議長	6	6
報酬		
総裁 モンティチェッリ	448	439
副総裁 ポーチェック	341	334
副総裁 ゴーダン	341	334
副総裁 ベーマー	341	334

注(*) 理事会の決定に従って、議長/副議長に対する役員報酬の原則は廃止された。2023年末以降の新たな任期については、役員報酬は支払われなくなる。

11. 課税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書は、当行の資産、収入及びその他の財産は、当行の加盟国における全ての直接税から免除されると規定している。

注B：リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指している。

本注記は、当行の通常の事業過程において発生する主な金融リスク、すなわち信用リスク、金利リスク、為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、CEBは、「伝統的な」リスクに加えて、気候変動がもたらす潜在的な脅威に対して積極的な姿勢をとることで、気候リスクの重要な役割を認識している。また、本注記は、かかるリスクを特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす目的、方針、手続、制限及び統制も提示している。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係るEU指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、強固なリスク管理文化を確立するため、最良の銀行慣行に沿って監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

リスク選好度

当行は、リスク選好度を、当行の戦略的枠組みに記載されている目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマנדートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、堅実な信用リスク特性の保持が依然として最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びにリスク選好度に関する枠組みに基づく制限から示されるリスク選好度によって決まる。

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。この目標のために、当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

管理体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実行、とりわけ、当行全体における全てのリスクの認識、監視及び報告について責任を負っている。R&Cは、他の局と協調して、リスクに関する方針及び手法を提案し、それらの適用を監督し、全体的に一貫したリスク管理が行われるようにし、リスク報告を徹底させる。

R&Cは、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に対して直接報告を行う。R&Cユニットは、信用リスク、市場リスク(リスク観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)及びオペレーショナルリスクの分野を対象としている。

財務総局は、当行の流動性ポジションを含む業務上の資産及び負債リスクの管理について責任を負う。

意思決定委員会

以下の意思決定委員会は、各分野でリスク管理方針を設定及び監視する。全ての委員会はCEBの総裁が議長を務める。

- **信用リスク委員会(CRC)**は、週に1度開催され、内部信用リスクの分析と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議に対して責任を負う。
- **資産及び負債委員会(ALCO)**は、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度又は必要に応じてより高い頻度で会議を開催する。
- **オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)**は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。

統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した機能である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動及び取引が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性の下行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題に対処している。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反からの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの**最高情報セキュリティー責任者(CISO)**は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティーポリシーの設定、セキュリティーの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及びITリスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、インシデントへの対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティー技術の管理、セキュリティーに対する認識の向上、並びに情報セキュリティーポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、CEBの理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から成る。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。報告書の抜粋は財務書類に添付される。

外部監査人は、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が発布する国際監査基準(ISAs)に従った監査並びにCEBの内部統制及びリスク管理のプロセスの監督を行う責任を負う。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、理事会により任期5年で任命され、入札手続の後に5年の任期で1度更新することができる。外部監査人の評価プロセスは、とりわけ年次財務諸表に関する独立監査人の報告書にも記載されている。

さらに、当行はフィッチ、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの主要な**信用格付機関**による評価を受ける。これらの格付機関は、当行の財務状況及び長期的な信頼性並びに環境、社会及

びガバナンスの基準を詳細に分析し、年間格付を付与する。2021年以降、CEBはスコープ・レーティングスからも非依頼型の信用格付を付与されている。

リスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局(R&C)はCEBの融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて評価し、週に1度、信用リスク委員会に対して報告する。

財務総局は月に1度、金利及び為替相場のエクスポージャー並びに資金調達及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

リスク管理に係る四半期報告書は、R&Cが管理委員会及び理事会に提示する。当該報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なリスクに対するCEBのエクスポージャー及びリスク選好度の枠組みの進展について加盟国に提供する。

CEBはまた、リスク管理開示報告書を年に1度発行する。当該報告書は、異なるタイプのリスクに対するエクスポージャー、リスク管理評価に適用される手法及びそれらの目標の詳細を提供する。当該報告書はまた、CEBの自己資本に関する手法も提示する。

当行はまた、格付機関に対してその毎年の評価のために広範な情報を提供する。加えて、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの財務報告書にも、当行のリスク管理の情報が含まれている。

最後に、期末において公表されるCEBの財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実務について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについて詳細に記載されている。

1. 信用リスク

評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失である。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、信用エクスポージャーの値と融資先又は取引の信用の質の関数である。

信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、()リスク原則に従って信用取引が拡張されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また()借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すため、融

資又は財務の担当者から独立して、信用リスク部(CRU)(R&C局)によって評価される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果である。内部信用格付は、支払義務を全額、また期限どおりに履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見を提供する。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。同様に、各取引相手方に帰属し、当行が当行の事業から発生する信用リスクを監視するために定められた限度は、定期的に検討される。

内部格付と外部格付機関の対応表

表 8	内部格付	ムーディーズ	S&P/フィッチ
投資適格	10	Aaa	AAA
	9.5	Aa1	AA+
	9	Aa2	AA
	8.5	Aa3	AA
	8	A1	A+
	7.5	A2	A
	7	A3	A
	6.5	Baa1	BBB+
	6	Baa2	BBB
投資不適格	5.5	Baa3	BBB
	5	Ba1	BB+
	4.5	Ba2	BB
	4	Ba3	BB
	3.5	B1	B+
	3	B2	B
	2.5	B3	B
	2	Caa1	CCC+
	1.5	Caa2	CCC
債務不履行	1	Caa3	CCC
	0.5	Ca	CC
	0.25	C	C
	0	D	D

信用リスクの軽減

CEBIは、取引残存期間中の信用リスクを監視し軽減するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証、担保又は契約上の保護(例：契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRUによって提案され、信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を組み込み、財務活動の統合された枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、CRUにより評価され、承認のため信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、信用リスク委員会に報告される。

信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、以下の1.1.及び1.2.の両方に対する2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在における
当行の信用リスク・エクスポージャーを示している。

1.1. 貸付及び社会開発局：貸付及び融資約定

1.2. 財務総局：預金(ノストロ及び金融市場)、有価証券ポートフォリオ及びデリバティブ

(単位：百万ユーロ)

表9	2024年				2023年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
貸付	4,897	15,020	2,998	22,915	4,433	14,310	2,787	21,530
融資約定	1,357	3,880	1,371	6,609	1,012	4,077	1,423	6,513
預金(ノストロ及び 金融市場)	2,158	5,245		7,403	2,701	3,664		6,365
有価証券 スワップ及びSA CCRによる外国為替 与信相当額	4,275	1,430		5,705	4,040	731		4,771
	169	235		403	181	151		331
合計	12,855	25,810	4,369	43,034	12,367	22,933	4,210	39,510

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は内部格付(国際格付機関(すなわちムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ又はフィッチ)に格付を付与されていない場合)
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。

1.1 - 貸付及び社会開発局の活動

貸付ポートフォリオ

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引の相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

2024年12月31日現在、貸付残高は2023年度末と比較して6.4%増加し(1.4十億ユーロのプラス)、22.9十億ユーロとなった。2024年度(又は2023年度)において、当行によるいかなる不履行又は延滞も記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付クラス及び属性別のリスク特性である。

(単位：百万ユーロ)

表10	2024年				2023年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
ソブリン、国有 金融機関及びIFI 準ソブリンの団体及び 金融機関	1,940	7,165	2,792	11,896	1,762	6,784	2,544	11,090
その他金融機関	2,738	4,052	130	6,920	2,479	3,894	174	6,546
非金融機関	5	3,107	41	3,153	8	3,132	39	3,178
	214	697	35	946	184	500	30	715
合計	4,897	15,020	2,998	22,915	4,433	14,310	2,787	21,530

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

保証貸付及び担保貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。

- 保証貸付：2024年12月31日現在、6.9十億ユーロ(2023年度においては6.4十億ユーロ)、すなわち、残高合計の30.3%
- 担保貸付：2024年12月31日現在、78百万ユーロ(2023年度においては109百万ユーロ)

当行は特に、欧州委員会のインベストEU保証で一部カバーされる貸付のポートフォリオを管理している。2024年末現在において、CEBインベストEUのポートフォリオは、401.4百万ユーロ⁽¹⁾となり欧州委員会がかoverする保証は127.8百万ユーロであった。インベストEUのポートフォリオは、159百万ユーロの保証付きで500百万ユーロの貸付に拡大する予定である。

注(1) 当該金額は、相手方との間で枠組融資契約を締結し、承認された貸付残高と一致する。

貸付残高のリスク特性に対する信用補完の影響

(単位：百万ユーロ)

表11	2024年				2023年			
	CRM前		CRM後		CRM前		CRM後	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
AAA/AA	3,610	16%	4,897	21%	3,397	16%	4,433	21%
A/BBB	14,712	64%	15,020	66%	13,533	63%	14,310	66%
投資不適格	4,593	20%	2,998	13%	4,599	21%	2,787	13%
合計	22,915	100%	22,915	100%	21,530	100%	21,530	100%

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

より具体的には、以下の2つの表は、外部格付機関による格付を付与されていない貸付への保証の影響を示している。

貸付合計のうち、外部格付機関による格付を付与されていない貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

表12a	2024年		2023年	
	CRM前	CRM後	CRM前	CRM後
	5,998 26.2%	3,011 13.1%	5,868 27.3%	2,642 12.3%

外部機関による格付を付与されていない貸付のうち、内部格付によって投資適格と格付された貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

表12b	2024年		2023年	
	CRM前	CRM後	CRM前	CRM後
	4,286 71.4%	2,806 93.2%	3,958 67.4%	2,447 92.6%

貸付残高の返済フローの満期別内訳

表13 (単位：百万ユーロ)

満期	2024年		2023年	
	金額	%	金額	%
1年以下	2,661	12%	2,027	9%
1年超5年以下	9,364	41%	9,280	43%
5年超10年以下	6,561	29%	6,194	29%
10年超20年以下	3,776	16%	3,586	17%
20年超	553	2%	444	2%
合計	22,915	100%	21,530	100%

加重平均残存期間	6.15年	6.19年
----------	-------	-------

貸付残高(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

表14	2024年				2023年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
加盟国								
スペイン		2,502	33	2,534		2,522	35	2,556
フランス	942	1,278	35	2,254	890	1,441	30	2,360
ポーランド		2,043	1	2,044		1,838	1	1,840
イタリア		1,774		1,774		1,298	97	1,396
ドイツ	1,209	450		1,659	1,123	275		1,398
トルコ			1,436	1,436			1,401	1,401
スロバキア共和国		1,156		1,156		1,161		1,161
オランダ	488	500	5	993	512	467	5	984
ベルギー	180	783		962	197	845		1,042
リトアニア		897	35	931		862	33	894
セルビア			768	768			613	613
フィンランド	487	248	1	735	331	264	1	595
ハンガリー		726		726		733		733
クロアチア		691		691		625		625
スウェーデン	520	22		542	553	11		564
アイルランド	480	13		494	442	14		456
チェコ共和国	379	55		434	300	84		384
ルーマニア		322	97	420		322	42	364
キプロス		283		283		299		299
ポルトガル		246		246		273	5	278
ブルガリア		224		224		177		177
エストニア		220		220		200		200
ギリシャ		218		218		218		218
スロベニア		195		195		189		189
ウクライナ			116	116				
アルバニア			106	106			122	122
ボスニア・ヘルツェゴビナ			83	83			87	87
モンテネグロ			81	81			94	94
北マケドニア			78	78			88	88
アイスランド		65		65		62		62
モルドバ共和国			58	58			66	66
コソボ			45	45			46	46
マルタ		29		29		29		29
ラトビア		18		18		21		21
ジョージア			14	14			14	14
アンドラ		13		13		14		14
サンマリノ			8	8			8	8
小計	4,685	14,969	2,998	22,652	4,348	14,243	2,787	21,378
超国家	212			212	85			85
非加盟国								
オーストリア		51		51		67		67
合計	4,897	15,020	2,998	22,915	4,433	14,310	2,787	21,530

・ 未払利息を除くCRM後に計上された貸付金の額面価格

事業の残存高及び融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業であるが、そのための枠組融資契約が締結されている。

事業の残存高は、2024年12月31日現在9.2十億ユーロ(2023年12月31日現在は9.3十億ユーロ)となり、そのうち75.8%は、投資適格に格付された(2023年12月31日現在は75.2%)。

融資約定は、2024年12月31日現在6.6十億ユーロ(2023年12月31日現在は6.5十億ユーロ)となり、そのうち79.3%が投資適格に格付された(2023年12月31日現在は78.1%)。

(単位：百万ユーロ)

表15	2024年				2023年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
事業の残存高合計	1,357	5,632	2,232	9,221	1,342	5,616	2,292	9,251
うち融資約定	1,357	3,880	1,371	6,609	1,012	4,077	1,423	6,513

- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

融資約定(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

表16	2024年				2023年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
加盟国								
フランス	540	213	11	764	143	246	11	400
ドイツ	361	200		561	340	259		599
ベルギー		550		550		300		300
スロバキア共和国		533		533		192		192
セルビア			499	499			708	708
トルコ			478	478			375	375
ルーマニア		385	28	413		441	26	467
イタリア		371		371		928	75	1,003
ポルトガル		353		353		264	95	359
スペイン		270		270		264		264
チェコ共和国	121	119		239	200	107		307
ポーランド		230		230		275		275
モルドバ共和国			154	154			48	48
ギリシャ		133		133		53		53
ブルガリア		123		123				
アイスランド		92		92		8		8
ウクライナ			84	84				
スウェーデン	80			80	46	11		57
北マケドニア			75	75			25	25
リトアニア		73		73		78	13	91
アイルランド	50	22		72	125	107		232
キプロス		68		68		57		57
フィンランド		50		50	40	50		90
ハンガリー		25		25		100		100
エストニア		25		25		45		45
スロベニア		25		25		35		35
コソボ			25	25				
ラトビア		22		22		8		8
モンテネグロ			9	9			39	39
ボスニア・ヘルツェゴビナ			9	9			9	9
クロアチア						140		140
オランダ						110		110
小計	1,151	3,880	1,371	6,403	893	4,077	1,423	6,394
超国家	206			206	119			119
合計	1,357	3,880	1,371	6,609	1,012	4,077	1,423	6,513

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

1.2 - 財務総局の活動

資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

CEBのリスク選好枠組みは、発行体、債権者及び取引相手方が当行と取引日を行う際に必要となる最低内部格付を定めている。これらの最低内部格付は、投資(預金及び有価証券)の満期及び取引相手方の種類に基づいている。

融資事業の取引別内訳

表17	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
預金(ノストロ及び金融市場)	683	1,475	5,245	7,403	464	2,236	3,664	6,365
有価証券	1,537	2,738	1,430	5,705	1,021	3,020	731	4,771
SA CCRによるスワップ及び外国為替与信相当額		169	235	403	8	173	151	331
合計	2,219	4,382	6,909	13,510	1,493	5,429	4,545	11,467

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付

預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

預金の種類別及び信用格付別内訳

表18	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
ノストロ	237	186	191	614	306	315	416	1,037
金融市場	446	1,290	5,053	6,789	159	1,921	3,248	5,328
合計	683	1,475	5,245	7,403	464	2,236	3,664	6,365

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

金融市場預金の満期別及び信用格付別内訳

表19	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
1ヶ月以下	446	402	1,283	2,131	4	111	1,129	1,243
1ヶ月超3ヶ月以下		414	1,356	1,770	155	1,074	1,454	2,683
3ヶ月超6ヶ月以下		330	1,145	1,475		736	665	1,401
6ヶ月超1年以下		144	1,269	1,413				
合計	446	1,290	5,053	6,789	159	1,921	3,248	5,328

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、以下のものを管理している。

- 短期流動性ポートフォリオ(STL)：最長満期1年の短期有価証券

- 株主資本を通じた公正価値ポートフォリオ(FVOCI)：1年超最長15年の満期
- 償却原価ポートフォリオ(ACP)：ユーロ建、固定レート及び1年超最長30年の満期

有価証券のポートフォリオ別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

表20	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
償却原価ポートフォリオ	1,204	1,137		2,341	890	851	40	1,781
公正価値ポートフォリオ	333	1,601	105	2,039	131	1,615	95	1,840
短期ポートフォリオ			1,325	1,325		554	596	1,150
合計	1,537	2,738	1,430	5,705	1,021	3,020	731	4,771

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、預金

有価証券ポートフォリオの残存期間別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

表21	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
1年以下	209	368	1,325	1,903	100	848	636	1,584
1年超2年以下	207	332	5	544	169	393		563
2年超5年以下	475	620	100	1,195	370	663	95	1,128
5年超	645	1,418		2,063	381	1,116		1,497
合計	1,537	2,738	1,430	5,705	1,021	3,020	731	4,771

有価証券ポートフォリオの発行体の国別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

表22	2024年				2023年			
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計
加盟国								
フランス		1,436	205	1,641		1,235	145	1,379
ドイツ	179	387		566	123	488		611
デンマーク	52		250	302	22			22
スイス	10		275	285	10			10
フィンランド		184		184		345		345
オランダ	113			113	113			113
スウェーデン	35	69		104		306		306
ルクセンブルク	42			42	42			42
ベルギー		17		17				
ノルウェー	5			5		63		63
スペイン							40	40
小計	436	2,092	730	3,259	310	2,435	185	2,930
超国家	828	12		840	686	23		709
ヨーロッパ(非加盟国)								
英国			300	300			50	50
オーストリア		93		93		89		89
小計		93	300	393		89	50	139
その他								
カナダ	273	223	300	796	25	268		293
韓国		171		171		81		81
米国			100	100				
ニュージーランド		82		82		52		52

オーストラリア	65		65		72		72	
日本					496		496	
小計	273	541	400	1,213	25	473	496	994
合計	1,537	2,738	1,430	5,705	1,021	3,020	731	4,771

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、預金

デリバティブ

CEBIは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、信用リスク委員会による取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDA⁽¹⁾マスターアグリーメント及びクレジット・サポート・アネックス(CSA)の締結が必要とされ、これはデリバティブ取引の取引相手方との担保差入れに係る条件を規定するものである。CEBIは全てのデリバティブ取引の取引相手方とISDAマスターアグリーメント及びCSAを締結している。これらのCSAのうち大半は双方向的CSAで、双方の取引相手方が担保を差し入れる必要があり、CEBIは市況に適應すること及び最善の資金調達コストを得ることが可能となる。

現金(ユーロ建)又は負債性証券は、CSAにおいて規定される適格な担保となりうるが、当該債券は超過担保を適用することで市場価格から減額され、また当該債券の内部格付は最低限7.0(A-に相当)でなければならない。スワップ取引は全て公正価値で計測されており、取引相手方に対するエクスポージャーの監視が毎日行われているため、関連するCSAに記載されている条件の下で、追加担保を要求することができる。

2024年12月31日現在、当行は、現金担保として788百万ユーロを受領、441百万ユーロを差し出し、これはスワップのポートフォリオの全ての正味現在価値(プラスマイナスともに)をカバーするものであった。

CEBIは、デリバティブのエクスポージャーに対するCRRの評価方法を規定する規制及び指令であるCRR2/CRD5⁽²⁾に基づき、ネットリング契約及び担保フローについてSA-CCR方式を考慮している。

2024年12月31日現在、当行のデリバティブの取引相手方信用リスク・エクスポージャーは、403百万ユーロである(2023年度は331百万ユーロ)。

注(1) 国際スワップ・デリバティブ協会

注(2) 資本要件規則2：規制(EU)No. 2019/876/資本要件指令5：指令(EU) 2019/878

スワップの想定元本の種類別及び満期別内訳

(単位：百万ユーロ)

表23	2024年					2023年				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
通貨スワップ	5,706	10,746	627	151	17,229	2,389	10,196	760	225	13,569
金利スワップ	6,877	13,744	13,226	7,913	41,761	3,620	13,011	11,537	6,969	35,138
合計	12,583	24,490	13,853	8,064	58,991	6,009	23,208	12,296	7,194	48,707

CEBの公的部門⁽¹⁾に対する金融商品の種類別(貸付及び有価証券)のエクスポージャー

(単位：百万ユーロ)

表24	2024年			2023年		
	貸付金	有価証券	合計	貸付金	有価証券	合計
ユーロ圏諸国						
スペイン	2,078		2,078	2,058	40	2,098
フランス	1,081	964	2,044	1,048	868	1,916

ドイツ	1,169	331	1,500	1,123	243	1,365
イタリア	1,331		1,331	1,039		1,039
スロバキア共和国	991		991	976		976
ベルギー	962	17	980	1,039		1,039
リトアニア	868		868	833		833
フィンランド	729	139	868	587	76	663
クロアチア	691		691	625		625
オランダ	488	113	601	512	113	625
アイルランド	492		492	454		454
キプロス	283		283	299		299
ポルトガル	246		246	276		276
エストニア	220		220	200		200
ギリシャ	218		218	218		218
スロベニア	187		187	189		189
ルクセンブルク		42	42		42	42
オーストリア					10	10
ラトビア				3		3
ユーロ圏小計(a)	12,035	1,606	13,640	11,479	1,391	12,870
その他のEU加盟国						
ポーランド	1,457		1,457	1,378		1,378
ハンガリー	726		726	723		723
スウェーデン	520	43	562	553	8	560
ルーマニア	420		420	364		364
チェコ共和国	384		384	306		306
ブルガリア	224		224	177		177
デンマーク		52	52		22	22
その他のEU加盟国小計(b)	3,729	95	3,824	3,500	30	3,530
EU加盟国合計(a)+(b)	15,764	1,700	17,464	14,979	1,421	16,400
非EU加盟国						
トルコ	1,436		1,436	1,401		1,401
セルビア	768		768	613		613
ウクライナ	116		116			
アルバニア	106		106	122		122
ボスニア・ヘルツェゴビナ	83		83	87		87
モンテネグロ	81		81	94		94
北マケドニア	78		78	88		88
モルドバ共和国	58		58	66		66
コソボ	45		45	46		46
アイスランド	35		35	20		20
ジョージア	14		14	14		14
アンドラ	13		13	14		14
サンマリノ	8		8	8		8
非EU加盟国小計(c)	2,840		2,840	2,573		2,573
その他諸国						
カナダ		236	236		100	100
韓国		171	171		81	81
ニュージーランド		82	82		52	52
日本					496	496
その他諸国小計(d)		489	489		728	728
超国家機関	212	840	1,052	85	709	794
超国家機関小計(e)	212	840	1,052	85	709	794
合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e)	18,816	3,029	21,845	17,637	2,858	20,495

注(1) 公的部門には、ソブリン(国家)、準ソブリン(地域及び地方政府)、並びにそれらの政府系金融機関が含まれる。

集約 - 大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引

相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及びデリバティブ)で、健全性資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。

CEBIは、バーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーの計算からは除外される。

CEBIは、以下のリスク集約要素を採用している。

- グループにおける直接エクスポージャー：保証がなくとも、支配関係(子会社及び支社)にある取引相手のグループ内
- グループにおける間接エクスポージャー：支配関係がなくとも、一方がもう一方に保証を与えている場合

2024年12月31日現在は、以下のとおりである。

- 健全性資本は4.1十億ユーロとなった(2023年度末は3.5十億ユーロ)。
- 13の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとみなされている(2023年度は12)。
- いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性資本の25%の上限を超えていない(2023年度と同様)。
- これらの取引相手方に対する貸付残高合計は6.9十億ユーロに達しており、CEBの健全性資本の167%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2023年12月31日現在は6.2十億ユーロ、すなわちCEBの健全性資本の177%に相当)。

表25(単位：百万ユーロ)	2024年	2023年
大口エクスポージャーにおける取引相手方数	13	12
株主資本における大口エクスポージャーの割合合計(%)	167%	177%
大口エクスポージャー合計(百万ユーロ)	6,886	6,216
うちローン(百万ユーロ)	3,334	3,900
うちファイナンス(百万ユーロ)	3,552	2,317

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付
- ・ 「財務」とは、有価証券、金融市場、ノストロ、デリバティブ及び外国為替を意味する。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替などの金融市場の変動により損失を被るリスクである。当行はトレーディング業務を行っておらず、外国為替相場リスクも極小であるため、市場リスクに対する資本費用は充てられていない。

金利リスク

銀行勘定の金利リスク(IRRBB)とは、資産及び負債の金利特性のミスマッチによる金利の不利な変動から生じる当行の資本及び収益に対する現在又は将来のリスクである。

金利リスク管理

金利エクスポージャー及びエクスポージャー制限の進展は月ごとに財務総局によって管理され、リスク及び統制局によって監視される。加えて、資産及び負債委員会(ALCO)は、当行の金利ポジションの展開を監督し、金利リスクに関する意思決定の舵取りを行う。

CEBIは、財務の安定性を保持し収益及び資本基盤を守ることを目的として、金利リスクを健全性の観点から管理している。当行は、資産及び負債をユーロ建の変動金利の金融商品に転換することにより、ミクロヘッジ又はマクロヘッジのデリバティブを用いた貸借対照表を通じて金利リスクを管理している。当行は、調達費用を最適化するために、資産及び負債をユーロ建の固定金利で保持するよう決定することもある。

CEBIは、金利について感応的ではないため、構造的に資本の金利リスクにさらされている。また、それゆえに、資産側の金利感応商品とは適合しない。このリスクを管理するために、当行は金利改定プロファイルとその資本のデュレーションに関する規則を採用したが、これは常に金融市場におけるCEBのリスク選好及びリスク傾向に照らして見直されるものである。2024年度末現在、株主資本投資の目標期間は6年間となっており、CEBの自己資本はユーロ建の固定金利のローン及び証券に投資されている。

金利リスク測定

当行は、バーゼル/EU/欧州銀行監督機構(EBA)の規制に従い、純資産の経済価値(EVE)及び純金利収入(NII)の潜在的な変動を監視することで金利リスクを測定している。

金利リスクを測定するための主要な指標は、EVE感応度である。この指標はCEBのリスク選好枠組みに含まれており、静的貸借対照表において資本を除く正味現在価値の金利変動に対する感応度を測定する。これはバーゼル/EU規制及び欧州銀行監督機構(EBA)によって定められた方法に従って計算されている。CEBのリスク選好枠組みでは、EVEへの影響はEBAが規定した(6つのシナリオのうち)最も深刻な金利ショックに限定され、絶対値では、CEBの健全性資本の20%となっている。2024年12月末現在、EVE感応度は-10.7%(2023年度は-11.5%)に達した。

CEBIはまた、金利の変動によって当行の収益が大幅に減少しないようにNII感応度を監視している。この基準は、貸借対照表の項目の動的な変化を考慮して、将来の1年間継続企業的前提を基として計算される。+/-100bpの瞬間的な金利ショックに基づいている。2024年12月末時点のNII感応度は+100bp(resp. -100bp)の金利変動に対してマイナス3.0百万ユーロ(resp. 3.7百万ユーロ)である。2023年は、+100bp(resp. -100bp)の金利変動に対してマイナス10.3百万ユーロ(resp. 10.7百万ユーロ)であった。

さらにCEBIは、実際の出資期間とALCOが決定した従来の出資期間との乖離を監視するために、株主資本投資の金利デュレーションを監視している。2024年12月末現在、目標デュレーションの6年に対し、株主資本投資の金利デュレーションは5.2年(2023年は5.8年)であった。

CEBIは、厳しい市場状況でも流動性及び市場価値が維持されるように、また資本への潜在的な影響を監視するために、財務省証券ポートフォリオの金利及び信用スプレッドの感応度を監視している。2024年12月末には、以下のとおりであった。

- 償却原価で計上される償却原価ポートフォリオ(ACP)の価値は、金利及び信用スプレッドが+10bp(resp. +200bp)平行移動すると12.3百万ユーロ(resp. 225.1百万ユーロ)減少する。
- その他の包括利益を通じて公正価値で計上された株主資本を通じた公正価値ポートフォリオ(FVOCI)及び短期流動性ポートフォリオ(STL)の価値は、信用スプレッドが+10bp(resp. +200bp)平行移動した場合10.4百万ユーロ(resp. 192.0百万ユーロ)減少する。これらのポートフォリオは、ほとんどが公正価値ヘッジされているため、金利に対してあまり感応的ではない。

加えて、CEBIは、資産と負債のレート特性の不一致に起因して金利変動が収益に及ぼす潜在的な影響を将来の期間ごとに測定する静的な金利改定ギャップを用いて、金利リスク・エクスポージャーを監視してい

る。下表は、2023年と比較して2024年12月31日現在の金利ギャップを示している。資産及び負債の金額は、満期日又は次回の金利契約更新日に応じて時期別に分類されている。各時期分類の資産及び負債の金額の差により、静的な金利リスク・エクスポージャーが測定される。

金利リスクの改定ギャップ

(単位：千ユーロ)

表26 2024年12月31日現在	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	無期限	純簿価
資産							
現金及び中央銀行における残高株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産*	608,615						608,615
償却原価で測定する金融資産	1,186,143	2,118,610	51,366			(64,795)	3,291,324
貸付金*	5,382,970	15,233,499	586,450	709,282	981,485	(592,055)	22,301,631
前渡金	3,249,582	3,500,774				122,430	6,872,787
負債証券	63,400	93,700	230,285	1,001,138	952,404	(2,635)	2,338,292
差入保証金	442,189					(370)	441,820
その他の資産						2,758,816	2,758,816
資産小計	10,932,899	20,946,584	868,101	1,710,420	1,933,889	2,221,392	38,613,285
負債							
償却原価で測定する金融負債							
信用機関及び顧客への負債額	(95,546)	(57)	(1,070)	(1,239)	(338)		(98,251)
発行済負債証券*	(17,421,164)	(13,555,110)	(37,504)			140,566	(30,873,212)
預かり保証金	(790,434)						(790,434)
引当金	(600)	(1,200)	(5,400)	(39,604)	(289,473)		(336,277)
その他の負債						(1,795,679)	(1,795,679)
負債小計	(18,307,744)	(13,556,367)	(43,975)	(40,843)	(289,811)	(1,655,113)	(33,893,853)
株主資本						(4,719,432)	(4,719,432)
当期合計(純額)	(7,374,845)	7,390,217	824,126	1,669,577	1,644,078	(4,153,153)	
当期累計(純額)	(7,374,845)	15,372	839,498	2,509,075	4,153,153		

* ヘッジ後

(単位：千ユーロ)

2023年12月31日現在	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	無期限	純簿価
資産							
現金及び中央銀行における残高株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産*	1,034,117						1,034,117
償却原価で測定する金融資産	600,481	1,890,355	505,366			(87,672)	2,908,530
貸付金*	5,049,395	13,723,998	824,408	775,796	1,105,670	(902,254)	20,577,014
前渡金	1,243,036	2,683,394	1,401,362			49,780	5,377,571
負債証券	60,000	15,000	56,000	1,015,383	634,572	15,974	1,796,929
差入保証金	598,026					(419)	597,607
その他の資産						2,126,656	2,126,656
資産小計	8,585,055	18,312,747	2,787,136	1,791,179	1,740,242	1,202,064	34,418,424
負債							
償却原価で測定する金融負債							
信用機関及び顧客への負債額	(44,007)	(35)	(1,097)	(468)	(78)	(5)	(45,690)
発行済負債証券*	(14,909,387)	(14,030,411)	(37,504)			1,083,696	(27,893,606)
預かり保証金	(451,087)						(451,087)
引当金	(547)	(1,094)	(4,921)	(39,369)	(257,465)		(303,396)
その他の負債						(2,205,527)	(2,205,527)
負債小計	(15,405,027)	(14,031,540)	(43,523)	(39,837)	(257,543)	(1,121,836)	(30,899,306)
株主資本						(3,519,118)	(3,519,118)
当期合計(純額)	(6,819,972)	4,281,207	2,743,614	1,751,342	1,482,698	(3,438,890)	
当期累計(純額)	(6,819,972)	(2,538,764)	204,849	1,956,191	3,438,890		

* ヘッジ後

外国為替取引リスク

外国為替取引リスクは、財務総局によって管理され、主要な金融リスクを独立して監督する責任を負うリスク及び統制局によって監視される。

当行は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方を含む、1通貨当りの資産から負債を差し引いた通貨ごとの正味スポット・オープン・ポジションを計算することにより、通貨エクスポージャーを測定している。

残存リスクは、主にユーロ以外の通貨の純利益キャッシュ・フローにより生じる。通貨ごとの未決済のポジション(純額)の限度は、1百万ユーロである。これは毎月末に測定され、このポジションをカバーするため5営業日の期間が設けられる。

ヘッジ考慮後の残存外国為替取引へのエクスポージャー

(単位：千ユーロ)

表27 通貨別内訳	資産	負債	デリバティブ 商品	ポジション(純額) 2024年	資産	負債	デリバティブ 商品	ポジション(純額) 2023年
豪ドル	7,256	620,309	614,119	1,066	6,582	639,460	633,340	462
スイスフラン	319,757	214,259	(105,177)	321	17,630	217,817	200,720	533
カナダドル	4,554	204,976	200,696	274	15,231	414,554	399,604	281
英ポンド	77,256	3,388,749	3,311,705	212	72,833	3,061,023	2,989,137	947
その他の通貨	4,488,101	8,020,600	3,532,748	249	4,070,664	6,743,911	2,677,731	4,484
合計	4,896,924	12,448,893	7,554,091	2,122	4,182,940	11,076,765	6,900,532	6,707

3. 流動性リスク

流動性リスクは、支払債務の期限到来時に確実に全額を支払うことができないことから生じる損失を被るリスクである。

流動性リスクは、当行の事業モデルに内在するものであり、資産と負債の間の満期のミスマッチから生じる。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金業務を行っておらず、また中央銀行を通じてリファイナンスを利用することができないため、このリスクは多大な可能性がある。

かかるリスクは、()当行が新たな資金調達をできないために支払義務を履行できない場合に発生する資金調達流動性リスクと、()当行が多額の損失を被らず流動資産の売却又は換金ができない場合に発生する市場流動性リスクに分類することができる。

流動性リスク管理

流動性リスク管理は、特に、不利な市況により市場における長期資金の利用が制限される場合に、当行の財務面での柔軟性保護に関して非常に重要な役割を果たす。

当行は、異なる期間水準における流動性指標を設定することにより、また定期的活動を継続しつつ、新たな資金調達のために市場にアクセスすることができない極端な市場環境の期間が生じた場合でも持ちこたえるための十分な流動資産を保有することにより、健全性に沿った方法で流動性リスクを管理している。

流動性ポジション及びエクスポージャー限度の遵守は財務総局が管理し、また、リスク及び統制局が毎日監視している。資産及び負債委員会(ALCO)は、当行の資金調達及び流動性ポジションの推移を監督し、流動性リスクに対処する。

多様化は当行の資金調達及び流動性管理の主要な目的である。当行は、個別の市場又は資金源に過度に依存することのないよう、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家基盤を多様化することに努めている。当行はまた、資産及び負債の満期構成に重大なミスマッチが生じないようにしている。この資金調達戦略は、管理委員会が承認した年間借入認可内で進められる。

当行は、流動性リスクを管理するため、新たな資金調達を行うことなく通常の銀行業務を継続しながら支払義務を履行するために使うことのできる流動性バッファを維持している。この準備金は、その市場価値及び流動性が厳しい市況において維持されている高格付を取得している流動性の高い有価証券から構成される。この流動性バッファの有価証券の大半は、流動性カバレッジ比率(LCR)のための適格流動性資産(HQLA)として適格である。

2024年度末現在、ヘアカット後のHQLAの額は3.6十億ユーロ(2023年度は3.2十億ユーロ)であった。

加えて、CEBは、緊急事態における深刻な流動性不足に対処するための戦略(エスカレーション、コミュニケーション及び意思決定の手順を含む。)を定めた内部のコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を有している。

流動性リスク測定

CEBIは、流動性リスク耐性を様々な期間の包括リスク指標に置換え、これらの基準に適切な上限を設定することで、流動性リスクを管理している。

存続水準(SH)は、流動性リスク管理の主要な基準であり、CEBのリスク選好枠組みに含まれている。これは、当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業活動から生じる支払義務を履行することができる期間を測定するものである。このシナリオには、新たな資金調達のために市場にアクセスできないこと、ローン返済の途絶、流動資産の価値の低下、及びデリバティブに対する担保要求のストレスが含まれる。SHの下限は12ヶ月である。2024年度末現在、当行のSHは18ヶ月(2023年度は17ヶ月)であった。

CEBIは、国際的な規制枠組みには服していないものの、バーゼル/EU規則で定められた規制上の流動性比率、すなわち流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)を遵守している。両比率はCEBのリスク選好枠組みに含まれている。両方の比率の下限は100%である。2024年度末現在、LCRは606%⁽¹⁾(2023年度は415%)、NSFRは134%(2023年度は136%)であった。

CEBIはまた、自給期間(SSP)も監視する。この基準は、短期流動性リスクを評価するものである。これは、当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、新たな資金調達のために市場にアクセスせず、また利用可能な流動資産を使用することなく、継続的な事業活動から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を測定するものである。SSPの下限は6ヶ月である。2024年度末現在、当行のSSPは14ヶ月(2023年度は9ヶ月)であった。

さらにCEBIは、格付機関(特にS&P)が用いる短期流動比率(STLR)を監視する。これらの比率は、1ヶ月から12ヶ月までの異なる期間における流動性の源泉とその使用とを比較することにより、長期にわたる市場混乱における流動性の純需要に対処する当行の能力を測定するものである。これらの比率の最低水準は100%である。2024年12月31日現在、STLRは次のとおりである。

- 1ヶ月については726%(2023年度末は565%)
- 3ヶ月については285%(2023年度末は249%)
- 6ヶ月については180%(2023年度末は163%)
- 1年については145%(2023年度末は147%)

加えて、CEBIは静的流動性ギャップの観点から流動性リスクを監視している。かかるアプローチは、将来の各期間について、資産及び負債の満期構成の潜在的なミスマッチを測定するものである。以下の表は、当行の資産及び負債の満期構成、すなわち、金融商品の満期までの元利金のキャッシュ・フロー(割引前)を示している。キャッシュ・フローは、金利スワップについては純額で、通貨スワップ及び外国為替先物予約については総額で示されている。これらは、クローズング日現在の為替レート及び金利に基づき計算されている。

注(1) 直近12ヶ月の月末のLCRの平均。

資産及び負債の満期構成

(単位：千ユーロ)

表28	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2024年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行における残高	608,810					608,810
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	4,548	313,969	1,291,385	967,895	1,112,437	3,690,234
償却原価で測定する金融資産						
貸付金	87,072	125,233	2,580,027	10,692,941	12,536,959	26,022,232
前渡金	2,188,912	1,767,402	2,987,765			6,944,079

負債証券	17,095	105,161	281,981	1,103,738	1,272,476	2,780,451
差入保証金	442,189					442,189
資産小計	3,348,626	2,311,765	7,141,158	12,764,574	14,921,872	40,487,995
負債						
償却原価で測定する金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	1,249	2,399	10,404	53,594	38,038	105,684
発行済負債証券	147,484	1,532,861	3,451,116	20,215,037	8,419,745	33,766,243
預かり保証金	790,434					790,434
社会的インパクト勘定	50,144					50,144
負債小計	989,311	1,535,260	3,461,520	20,268,631	8,457,783	34,712,505
オフバランスシート取引						
融資約定	(310,000)	(646,000)	(1,846,000)	(3,063,062)	(743,459)	(6,608,521)
定期性金融商品						
受取り	1,448,808	1,510,027	4,020,482	13,391,524	2,491,185	22,862,026
支払い	(1,405,992)	(1,451,325)	(4,123,584)	(12,896,758)	(2,225,283)	(22,102,942)
オフバランスシート取引						
小計	(267,184)	(587,298)	(1,949,102)	(2,568,296)	(477,557)	(5,849,437)
合計	2,092,131	189,207	1,730,536	(10,072,353)	5,986,532	(73,947)

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2023年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行における残高	1,034,428					1,034,428
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	115,821	580,902	786,550	907,722	761,113	3,152,108
償却原価で測定する金融資産						
貸付金	51,606	231,860	2,024,485	10,331,501	11,413,835	24,053,287
前渡金	1,258,975	2,728,803	1,432,556			5,420,334
負債証券	64,180	20,569	99,966	935,543	1,018,198	2,138,456
差入保証金	598,026					598,026
資産小計	3,123,036	3,562,135	4,343,557	12,174,766	13,193,146	36,396,639
負債						
償却原価で測定する金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	611	1,206	5,175	24,864	17,708	49,564
発行済負債証券	71,918	1,564,195	3,044,681	18,042,186	7,838,159	30,561,138
預かり保証金	451,087					451,087
社会的インパクト勘定	35,747					35,747
負債小計	559,363	1,565,400	3,049,856	18,067,050	7,855,867	31,097,536
オフバランスシート取引						
融資約定	(395,000)	(888,880)	(1,200,000)	(3,544,215)	(484,711)	(6,512,805)
定期性金融商品						
受取り	919,324	2,389,946	2,134,769	12,152,652	2,276,610	19,873,301
支払い	(951,953)	(2,287,500)	(2,250,256)	(12,236,624)	(1,938,485)	(19,664,818)
オフバランスシート取引						
小計	(427,629)	(786,434)	(1,315,487)	(3,628,187)	(146,585)	(6,304,322)
合計	2,136,044	1,210,300	(21,786)	(9,520,471)	5,190,694	(1,005,219)

4. オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る手法を成文化するオペレーショナルリスク管理方針を実施した。この方針は、CEB全体における有効かつ統合的なオペレーショナルリスクの管理を確保するための健全な実務について示している。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクである。さらに、CEBは、その活動に悪影響を与える可能性のある風評リスク及び法的リスクも考慮する。

バーゼル銀行監督委員会の方針及び国際的な最良慣行に動機付けられて、当行は引き続き当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが直面するオペレーショナルリスクについて受容可能な水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じるようにさせる。

オペレーショナルリスクユニット(ORU)は、業務分野と緊密に協力し、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を集中的かつ電子的に管理する。リスクの認識、評価及び軽減は、所定の方法及び的を絞った実行計画に従う。また、リスクのマッピング及び評価を通じて管理の枠組みの有効性及び完全性を確保するた

め、オペレーショナルリスクに係るインシデント(「危うくインシデントになりかけた」事例を含む。)も組み込まれている。

ORUは、各事業の主要なリスクを対象とした重要な統制に関する定期的なテストを実施することで、内部統制の枠組みがその設計及び有効性の点で適切であるようにしている。当該結果はCOROに報告されている。各事業ユニットは、各々の恒久的な内部統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。

ORUは、包括的手続及び管理マップを維持するため、業務分野と共同し、手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトにより、全てのスタッフがかかる手続にアクセスすることができる。

CEBIは、事業活動の途絶を回避するために事業継続計画(BCP)を整備している。BCPは、危機管理計画、並びにデータセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点、遠隔通信ソリューション及び業務分野固有の計画を含む基本的な技術的枠組みから成る。

オペレーショナルリスクのリスク資本費用は、リスク選好に関する枠組みにおける当行の自己資本比率の一部である。CEBIは、過去3年間の平均銀行業務純益に基づく基礎的指標手法を採用している。

2024年12月31日現在、オペレーショナルリスクの資本費用は、2023年12月31日現在の23.0百万ユーロと比較して、25.6百万ユーロとなった。

5. 気候リスク

CEBIは、特定された伝統的な種類のリスク(信用リスク、金利リスク、為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク)とともに、気候リスクの重要な役割を認識している。

当行は、気候リスクを単独のリスクカテゴリーとしてだけでなく、各リスクタイプに影響する可能性のある連動リスクとしても考慮している。気候関連リスクは、物理的リスクと移行リスクの2つの主要カテゴリーに分けられる。物理的リスクとは、気候変動による直接的な物理的影響を指す。気候変動による物理的リスクには、個々の出来事によって引き起こされる急性的な気候パターンの変化と長期間かつ慢性的な気候パターンの変化がある。移行リスクには、低炭素経済への移行が当てはまる。低炭素経済への移行に際して、気候変動関連の緩和要件及び適応要件に対処するために、政策、法律、技術及び市場が大幅に変化する可能性がある。

信用リスク、市場リスク、流動化リスク、オペレーショナルリスク及びレピュテーションリスクなど全てのリスクカテゴリーが影響を受ける可能性があるため、CEBの気候関連リスクのマッピングは、気候変動による衝撃によって生じる課題及び機会を特定した。

気候リスクが当行のリスク特性全体に及ぼす影響の評価に加え、CEBIは個別のプロジェクト及び各取引相手方のレベルにおいても気候関連リスクを確認及び評価している。

CEBの貸付ポートフォリオの大部分がソブリンリスクにさらされている。そのため、CEBIはソブリンの気候スコアカードを開発した。当該スコアカードは、物理的リスク、移行リスク及び準備状況を捉えている。CEBはまた、地方当局及び地域政府の気候スコアカードも開発した。さらに、他の種類の取引相手方についても気候スコアカードを開発する予定である。これらのスコアカードの結果から、CEBIは取引相手方を気候リスク・エクスポージャーに基づいてマッピング及び評価することが可能となる。

CEBIは、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を毎年公表している。

6. リスク選好に関する枠組み

多国間開発銀行(MDB)として、CEBは、加盟国の規制枠組み、バーゼル委員会の勧告又はEU指令の対象とはならない。しかしながら、当行のMDBとしての地位に照らして、必要な調整を全て行った最良の銀行慣行に従うことが当行の方針である。この目的のため、CEBは、その活動から生じるリスクを査定及び監視するために、一連のリスク指標及び比率とその上限を制定している。

かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場リスク及び金融活動における信用リスクの5分野で構成される。

2024年12月31日に終了した報告期間において、全ての比率及び指標は、認可された範囲内に十分収まっていた。

資本

自己資本比率(CAR)は、当行の健全性資本⁽¹⁾を総リスク加重資産(RWA)で除した比率である。当行は、第1の柱の標準的アプローチを適用しており、RWAは、取引相手方の種類及び格付(銀行向けの事業の場合は満期)に応じたリスク加重因子を用いて計算される。

当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる事業における想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、かかる比率を監視している。かかる比率のリスク選好に関する枠組みにおける下限は10.5%に設定されているが、当行は、第1級の財務ファンダメンタルズを確保する20%超の比率の維持を目指している。さらに、当行は、十分なバッファーを目標とし、25%超の余裕幅を目指している。

2024年度末現在、かかる比率は29.3%であり、2023年度末を上回った。これは、金融エクスポージャー及び貸付エクスポージャーの両方が増加したにもかかわらず、増資の払込みがプラスの影響をもたらしたことによるものである。信用リスクは資本要件の95.4%を占め、そのうち70.0%は貸付ポートフォリオ、25.4%は融資事業におけるものである。

表29a	2024年	2023年
自己資本比率 (EU CRR - 標準的手法)	29.3%	29.0%

ギアリング・レシオ(GR)は、(スワップ後及び保証後の)貸付残高を自己資金⁽²⁾で除した比率であり、ひいては当行の貸付事業の規模上限となる。かかる比率は主に、他の多国間開発銀行に指標を提供することを目的としている。

リスク選好に関する枠組みの上限は、これまでは2.5であった。しかし、2023年、管理委員会は、2024年6月又は増資の効力発生日のいずれか早く到来する方まで、GRを一時的に2.6に引き上げることを承認した。後者は最終的に2024年2月に有効となった。

表29b	2024年	2023年
ギアリング・レシオ	1.81	2.54

注(1) 健全性資本は、払込済資本金、準備金及び純利益から、CEBに関連するEU資本要件指令に規定された調整項目を控除したものである。

注(2) 自己資金は、引受資本、準備金及び純利益を含む。

レバレッジ

レバレッジ比率(LR)は、健全性資本を全ての資産及びオフバランスシート項目のエクスポージャーの額で除した比率である。デリバティブのエクスポージャーの額は、自己資本比率の標準的アプローチで用いられる手法に従って算出される。リスクに関連するオフバランスシート項目(融資約定)の換算係数は50%である。

LRは、自己資本比率を補完する簡易な指標(加重なしの総エクスポージャーを考慮する。)であり、当行の過剰なレバレッジに対する制限として機能する。第1級の財務ファンダメンタルズを確保するため、この比率のリスク選好に関する枠組みにおける下限は7%である。

表29c	2024年	2023年
レバレッジ比率(EU CRR)	10.4%	9.7%

財務活動資産比率(TAR)は、(スワップの公正価値のヘッジ考慮後の)金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。

金融資産総額は、有価証券ポートフォリオ、銀行預金、レポ及びノストロ勘定(有担保のものを除く。)の残高で構成される。2024年度末現在、そのリスク選好に関する枠組みにおける上限はCEBの健全性資本の5倍(20.6十億ユーロ)である。

表29d	2024年	2023年
財務活動資産比率	3.1	3.2

流動性

存続水準は、流動性リスクを管理するために使用される主要な指標である。これは当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、新たな資金調達を行うことなく、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業活動から生じる支払義務を履行することができる期間である。かかる指標のリスク選好に関する枠組みにおける最低水準は12ヶ月である。

表29e	2024年	2023年
存続水準	18ヶ月	17ヶ月

流動性規制比率(EU CRR LCR及びNSFR)：当行は、流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)の要件を満たすのに十分な流動性ポジションを確保する必要があるとしている。リスク選好に関する枠組みにおける最低水準は100%である。

LCR⁽¹⁾は、当行が30暦日にわたる重大な流動性ストレス下にある期間を乗り切るために十分な量の適格流動性資産(HQLA)を確実に保有することを目的とするものである。

表29f	2024年	2023年
流動性カバレッジ比率	606%	415%

NSFRは、当行の利用可能な安定調達額(ASF)と所要安定調達額(RSF)を比較する指標である。監督上の前提に沿って、様々な要素が貸借対照表全体の各金融商品の流動性特性を反映している。

表29g	2024年	2023年
安定調達比率	134%	136%

注(1) 2024年以降、LCR比率は直近12ヶ月の月末の平均として報告されている。比較のため、2023年の比率はこの新基準に従って修正再表示されている。従前の方法では、2023年12月末現在のLCRは378%であった。

市場リスク

純資産の経済価値(EVE)の感応度は、所定のパーゼル/EUの金利ショックを適用した結果生じる、金利に敏感な資産及び負債(資本を除く。)の現在価値の最大変動を測定する指標である。リスク選好に関する枠組みにおける上限は、絶対値で、健全性資本の20%以下である。かかる指標は、2024年度末現在、2023年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

表29h	2024年	2023年
純資産の経済価値(EVE)の感応度	-10.7%	-11.5%

正味スポット・オープン・ポジションは、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、月末時点の外国通貨建の資産総額から負債総額を控除した額である。

リスク選好に関する枠組みにおける上限は、絶対値で、1通貨当り月末において1百万ユーロである。かかるポジションは、2024年度末現在、2023年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

金融活動における信用リスク

CEBIは、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する日における最低限の信用の質、すなわち**最低限の内部格付**を、投資の満期(預金及び証券)及び取引相手方の種類に基づいて定義する。

2024年度も2023年度と同様に、全ての取引相手方及び取引が取引日にこれらの最低基準値を満たしていた。

表30	3ヶ月以下	3ヶ月超 6ヶ月以下	6ヶ月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 5年以下	5年超
ソブリン債	5.5 (BBB-)	5.5 (BBB-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.0 (A+)	8.5 (AA-)*
準ソブリン債/機関債/超国家 機関債	6.0 (BBB)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.0 (A+)	8.5 (AA-)
金融機関債	6.5 (BBB+)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.5 (AA-)	不可
社債	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	9.5 (AA+)	不可
カバードボンド(発行体ではなく、 銘柄の格付)	7.5 (A)	8.0 (A+)	8.0 (A+)	8.0 (A+)	9.0 (AA)	8.5 (AA-)* **

* CEB加盟国のソブリン債については、最低限の内部格付は8.0(A+)である。

** 10年以下まで

[次へ](#)

注C：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品

IFRS第9号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上される。

IFRS第9号に基づいて公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして認識される当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ金融商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、金融資産及び負債(貸付金、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産、発行済負債証券)をヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれる。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

- デリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整 - CVA)
- デリバティブ金融負債の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(債務評価調整 - DVA)
- 発行済負債証券の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(自己信用評価修正 - OCA)

2024年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として147千ユーロ(2023年12月31日現在は110千ユーロ)、及びCVAに係る負債として1,832千ユーロ(2023年12月31日現在は1,564千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。

OCAは、公正価値で測定する区分に指定された発行済負債商品に対し、CEBの不履行リスクを示すために作成される修正である。CEBが発行した負債証券が償却原価で測定する区分に全て指定されることにより、OCAの再評価は計上されていない。

以下の表は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値を示す。

表31 (単位：千ユーロ)

2024年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	7,307	(16,702)
外国為替デリバティブ金融商品	581,832	(252,317)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA)	147	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA)		(1,832)
合計	589,286	(270,851)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	1,266,483	(1,124,896)
外国為替デリバティブ金融商品	240,999	(321,436)
合計	1,507,482	(1,446,332)

(単位：千ユーロ)

2023年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	7,432	(16,493)
外国為替デリバティブ金融商品	220,259	(331,099)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA)	110	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA)		(1,564)
合計	227,801	(349,156)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	1,586,078	(1,302,738)
外国為替デリバティブ金融商品	246,227	(460,143)
合計	1,832,305	(1,762,881)

注D：金融資産及び金融負債

以下の表は、会計評価基準に従った金融資産及び金融負債の純簿価及び公正価値を示す。

表32

(単位：千ユーロ)

2024年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資産						
現金及び中央銀行における残高				608,615	608,615	608,615
損益を通じて公正価値で測定する 金融商品	589,286				589,286	589,286
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,507,482				1,507,482	1,507,482
株主資本を通じて公正価値で測定する 金融資産		3,289,977	1,347		3,291,324	3,291,324
償却原価で測定する金融資産						
貸付金及び前渡金				29,174,418	29,174,418	29,174,418
負債証券				2,338,292	2,338,292	2,415,527
金融資産合計	2,096,768	3,289,977	1,347	32,121,325	37,509,417	37,586,652
負債						
損益を通じて公正価値で測定する 金融商品	270,851				270,851	270,851
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,446,332				1,446,332	1,446,332
償却原価で測定する金融負債						
信用機関及び顧客に対する負債額				98,251	98,251	98,251
発行済負債証券				30,873,212	30,873,212	31,802,368
社会的インパクト勘定				50,144	50,144	50,144
金融負債合計	1,717,183			31,021,607	32,738,790	33,667,946

(単位：千ユーロ)

2023年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資産						
現金及び中央銀行における残高				1,034,117	1,034,117	1,034,117
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	227,801				227,801	227,801
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,832,305				1,832,305	1,832,305
株主資本を通じて公正価値で測定する						
金融資産		2,907,051	1,479		2,908,530	2,908,530
償却原価で測定する金融資産						
貸付金及び前渡金				25,954,585	25,954,585	25,954,585
負債証券				1,796,929	1,796,929	1,869,105
金融資産合計	2,060,106	2,907,051	1,479	28,785,631	33,754,267	33,826,443
負債						
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	349,156				349,156	349,156
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,762,881				1,762,881	1,762,881
償却原価で測定する金融負債						
信用機関及び顧客に対する負債額				45,690	45,690	45,690
発行済負債証券				27,893,606	27,893,606	29,152,124
社会的インパクト勘定				35,747	35,747	35,747
金融負債合計	2,112,037			27,975,043	30,087,080	31,345,598

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する負債証券の項目に分類された有価証券のうち、2024年度中及び2023年度中に担保として提供されたものはなかった。

注E：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBIは、注Cに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自身の信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、その金融商品の公正価値測定の枠組みを調整した。

当行は、金融資産及び金融負債を、その公正価値測定の信頼性を反映して3段階のヒエラルキーにより分類する。

公正価値レベルを決定するために、CEBIは、下記の一連の規則に基づいて、外部のデータ提供者が提供する公正価値レベルを使用する。

レベル1 - 活発な市場で相場価格を有する流動資産及び流動負債並びに金融商品

レベル2 - その市場価値が観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品。レベル2の情報は、活発な市場における類似の資産又は負債の相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債の相場価格、又は金融商品について観察可能な相場価格以外の情報(金利及び観察可能なイールド・カーブ並びに信用スプレッド)を含む。

レベル3 - その市場価値が観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品。このレベルは支払の条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金を含む。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正

価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。

2024年12月31日現在、CEBIは、上記の規則に基づき外部のデータ提供者が提供する公正価値レベルに基づいて、以下の金融商品のヒエラルキーの移行を計上している。負債側で発行された負債証券に関しては、1.0十億ユーロがレベル2からレベル1へ移行された。株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券に関しては、資産側で、255.4百万ユーロがレベル1からレベル2へ移行された。償却原価で計上される負債証券に関しては、資産側で、87.5百万ユーロがレベル1からレベル2に移行された。

公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

表33

(単位：千ユーロ)

2024年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
現金及び中央銀行における残高	608,615			608,615
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		589,286		589,286
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,507,482		1,507,482
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	1,656,122	1,635,202		3,291,324
償却原価で測定する金融資産				
貸付金及び前渡金			29,174,418	29,174,418
負債証券	2,172,150	243,377		2,415,527
金融資産合計	4,436,887	3,975,347	29,174,418	37,586,652
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		270,851		270,851
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,446,332		1,446,332
償却原価で測定する金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	98,251			98,251
発行済負債証券	29,052,403	2,749,965		31,802,368
社会的インパクト勘定	50,144			50,144
金融負債合計	29,200,798	4,467,148		33,667,946

(単位：千ユーロ)

2023年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
現金及び中央銀行における残高	1,034,117			1,034,117
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		227,801		227,801
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,832,305		1,832,305
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	1,605,435	1,303,095		2,908,530
償却原価で測定する金融資産				
貸付金及び前渡金			25,954,585	25,954,585
負債証券	1,806,455	62,650		1,869,105
金融資産合計	4,446,007	3,425,851	25,954,585	33,826,443
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		349,156		349,156
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,762,881		1,762,881
償却原価で測定する金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	45,690			45,690
発行済負債証券	26,855,553	2,296,571		29,152,124
社会的インパクト勘定	35,747			35,747
金融負債合計	26,936,990	4,408,608		31,345,598

注F：金融資産及び金融負債の相殺

2024年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮に入れた金融資産及び金融負債の純額を示している。

表34

(単位：千ユーロ)

2024年12月31日	金融資産 及び金融負債 の純額	担保として 受領した/ 取得した現金	担保として 取得した 有価証券	純額
資産				
償却原価で測定する貸付金	22,301,631		(143,065)	22,158,566
デリバティブ金融商品	2,096,768	(788,460)		1,308,308
差入保証金	441,820	(441,020)		800
その他相殺されない資産	13,773,066			13,773,066
資産合計	38,613,285	(1,229,480)	(143,065)	37,240,740
負債				
デリバティブ金融商品	1,717,183	(441,020)		1,276,163
預かり保証金	790,434	(788,460)		1,974
その他相殺されない負債	31,386,236			31,386,236
負債合計	33,893,853	(1,229,480)		32,664,373

(単位：千ユーロ)

2023年12月31日	金融資産 及び金融負債 の純額	担保として 受領した/ 取得した現金	担保として 取得した 有価証券	純額
資産				
償却原価で測定する貸付金	20,577,014		(183,613)	20,393,401
デリバティブ金融商品	2,060,106	(449,404)		1,610,702
差入保証金	597,607	(596,010)		1,597
その他相殺されない資産	11,183,697			11,183,697
資産合計	34,418,424	(1,045,414)	(183,613)	33,189,397
負債				
デリバティブ金融商品	2,112,037	(596,010)		1,516,027
預かり保証金	451,087	(449,404)		1,683
その他相殺されない負債	28,336,182			28,336,182
負債合計	30,899,306	(1,045,414)		29,853,892

注G：株主資本を通じて公正価値及び償却原価で測定する金融資産

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

(単位：千ユーロ)

表35	2024年12月31日	2023年12月31日
負債証券		
総簿価	3,368,302	3,000,111
未実現損益	(76,509)	(92,107)
減損	(1,816)	(953)
純簿価	3,289,977	2,907,051
資本性金融商品		
総簿価	1,380	1,378
未実現損益	(28)	103
減損	(5)	(2)
純簿価	1,347	1,479
合計	3,291,324	2,908,530

償却原価で測定する金融資産

(単位：千ユーロ)

表36	2024年12月31日	2023年12月31日
信用機関向貸付金		
総簿価	7,323,463	6,923,558
減損	(5,210)	(3,822)
純簿価	7,318,253	6,919,736
顧客向貸付金		
総簿価	15,692,256	14,703,894
減損	(14,479)	(9,854)
純簿価	15,677,777	14,694,040
デリバティブ商品によってヘッジされた貸付金の金額調整	(694,399)	(1,036,762)
貸付金合計	22,301,631	20,577,014
前渡金		
要求に応じた支払可能な前渡金 総簿価	6,540	6,174
減損	(6)	(5)
純簿価	6,534	6,169
合意された満期又は通知期間のある前渡金 総簿価	6,860,310	5,372,264
減損	(1,738)	(685)
純簿価	6,858,572	5,371,579
デリバティブ商品によってヘッジされた前渡金の金額調整	7,681	(177)
前渡金合計	6,872,787	5,377,571
負債証券		
総簿価	2,338,986	1,797,332
減損	(694)	(403)
純簿価	2,338,292	1,796,929
負債証券合計	2,338,292	1,796,929

2024年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、7.0十億ユーロである(2023年12月31日現在は6.4十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

償却原価で測定するステージ別金融資産

(単位：千ユーロ)

表37	2024年12月31日			2023年12月31日		
	総簿価	減損	純簿価	総簿価	減損	純簿価
信用機関向貸付金	7,323,463	(5,210)	7,318,253	6,923,558	(3,822)	6,919,736
ステージ1	7,323,463	(5,210)	7,318,253	6,923,558	(3,822)	6,919,736
ステージ2						
ステージ3						
顧客向貸付金	15,692,256	(14,479)	15,677,777	14,703,894	(9,854)	14,694,040
ステージ1	15,692,256	(14,479)	15,677,777	14,655,119	(9,717)	14,645,403
ステージ2				48,775	(137)	48,638
ステージ3						
前渡金	6,866,850	(1,744)	6,865,106	5,378,438	(690)	5,377,748
ステージ1	6,866,850	(1,744)	6,865,106	5,378,438	(690)	5,377,748
ステージ2						
ステージ3						
負債証券	2,338,986	(694)	2,338,292	1,797,332	(403)	1,796,929
ステージ1	2,338,986	(694)	2,338,292	1,797,332	(403)	1,796,929
ステージ2						
ステージ3						

2024年度中に当行の償却原価で測定する金融資産ポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会的インパクト勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず表示される。

表38 (単位：千ユーロ)

借入人の属する 国別内訳	残高				融資約定	
	2024年12月31日	%	2023年12月31日	%	2024年12月31日	2023年12月31日
スペイン	2,631,487	11.48	2,606,386	12.11	318,429	305,429
ポーランド	2,267,617	9.90	2,143,988	9.96	368,556	275,254
フランス	1,791,512	7.82	1,748,593	8.12	663,170	380,841
イタリア(a)	1,699,261	7.42	1,285,025	5.97	386,719	1,003,252
ドイツ(b)	1,596,910	6.97	1,316,299	6.11	560,700	598,800
トルコ	1,435,767	6.27	1,401,244	6.51	478,000	375,000
スロバキア共和国	1,155,560	5.04	1,161,327	5.39	533,000	191,700
オランダ	1,031,460	4.50	983,781	4.57		150,000
ベルギー	962,312	4.20	1,038,687	4.82	565,000	300,000
リトアニア	937,239	4.09	894,231	4.15	73,000	91,413
セルビア	824,915	3.60	677,586	3.15	498,971	707,971
フィンランド	734,869	3.21	595,260	2.76	50,000	90,000
ハンガリー	725,941	3.17	723,488	3.36	25,000	100,000
クロアチア	690,626	3.01	624,993	2.90		140,000
チェコ共和国	684,497	2.99	691,571	3.21	239,316	339,727
ルーマニア	552,390	2.41	526,629	2.45	483,341	477,072
スウェーデン	542,177	2.37	563,707	2.62	80,000	56,797
アイルランド	499,950	2.18	462,915	2.15	83,636	243,636
キプロス	283,087	1.24	299,051	1.39	68,000	56,750
ポルトガル	246,176	1.07	277,903	1.29	352,700	358,700
ブルガリア	224,271	0.98	180,215	0.84	125,000	
エストニア	220,000	0.96	200,000	0.93	25,000	45,000
ギリシャ	218,167	0.95	218,833	1.02	132,500	52,500
スロベニア	194,918	0.85	199,134	0.92	25,000	35,000

ウクライナ	115,801	0.51			84,199	
アルバニア	109,450	0.48	127,512	0.59		
ボスニア・ヘルツェゴビナ						
ゴビナ	95,815	0.42	101,324	0.47	11,000	8,500
北マケドニア	83,977	0.37	94,741	0.44	76,600	25,000
モンテネグロ	81,087	0.35	93,794	0.44	8,500	38,500
アイスランド	64,905	0.28	61,744	0.29	92,000	8,000
モルドバ共和国	62,800	0.27	73,191	0.34	153,783	48,065
コソボ	45,442	0.20	45,824	0.21	25,000	
ジョージア	34,208	0.15	37,333	0.17		
マルタ	29,000	0.13	29,000	0.13		
ラトビア	17,962	0.08	20,804	0.10	22,000	8,000
アンドラ	13,087	0.06	14,220	0.07		
サンマリノ	7,533	0.03	8,200	0.04		
ルクセンブルク(c)	2,600	0.01	1,100	0.01	400	1,900
合計	22,914,774	100.00	21,529,634	100.00	6,608,521	6,512,805

注(a) うち2024年12月31日現在の対象国のための残高9.0百万ユーロ(2023年12月31日現在は11.8百万ユーロ)。

(b) うち2024年12月31日現在の対象国のための残高0ユーロ(2023年12月31日現在は1.0百万ユーロ)。

(c) うち2024年12月31日現在の対象国のための残高2.6百万ユーロ(2023年12月31日現在は1.1百万ユーロ)。

SIA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会的インパクト勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)

表39 借入人の属する国別内訳	残高		融資約定	
	2024年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日
トルコ	296,000	335,667		
ポーランド	113,018	127,138		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	87,535	91,485	2,500	
コソボ	35,000	35,000		
ルーマニア	27,551	38,439	4,871	6,871
モルドバ共和国	23,381	25,321		
北マケドニア	17,834	19,272	700	
アルバニア	14,536	22,945		
クロアチア	12,545	17,309		
セルビア	6,136	1,120		
リトアニア	5,800	6,000		
イタリア	2,950	3,000	800	
ルクセンブルク	2,600	1,100	400	1,900
ブルガリア	1,296	1,881	125	
ギリシャ	667	1,333		
アイルランド	360	360	600	600
ジョージア	208	833		
スペイン	100		2,400	950
ベルギー			750	
合計	647,517	728,203	13,146	10,321

金利補助金については、注Kに記載されている。

注H：有形資産及び無形資産

(単位：千ユーロ)

表40	土地及び建物(*)	備品及び設備	その他	無形資産	合計
総簿価					
2024年1月1日現在	39,488	15,668	9,073	42,362	106,591
追加額	881	267	2,585	6,901	10,634
その他変動	3,899	(5,545)	(3,583)	(434)	(5,663)
2024年12月31日現在	44,268	10,390	8,075	48,829	111,562
償却費					

2024年1月1日現在	(381)	(13,130)	(7,405)	(28,833)	(49,749)
当期費用	(312)	(583)	(1,328)	(4,803)	(7,026)
その他変動	(3,874)	5,360	3,525		5,011
2024年12月31日現在	(4,567)	(8,353)	(5,208)	(33,636)	(51,764)
純簿価					
2024年12月31日現在	39,701	2,037	2,867	15,193	59,798

(単位：千ユーロ)

	土地及び建物 ^(*)	備品及び設備	その他	無形資産	合計
総簿価					
2023年1月1日現在	39,340	14,973	8,000	37,740	100,052
追加額	148	708	1,171	4,810	6,838
その他変動		(13)	(98)	(188)	(299)
2023年12月31日現在	39,488	15,668	9,073	42,362	106,591
償却費					
2023年1月1日現在	(94)	(12,535)	(6,693)	(23,186)	(42,508)
当期費用	(287)	(596)	(711)	(5,647)	(7,241)
2023年12月31日現在	(381)	(13,130)	(7,405)	(28,833)	(49,749)
純簿価					
2023年12月31日現在	39,107	2,538	1,669	13,529	56,843

注(*) 「土地及び建物」は、パリ市クレペール通り55番所在の当行の本部を示している。IFRS第16号に従い、かかる項目にリース契約も含まれている。2024年12月31日現在の利用権総額は2.8百万ユーロとなり、償却費はマイナス686千ユーロとなった(2023年12月31日現在はそれぞれ2.7百万ユーロ及びマイナス381千ユーロ)。

注I：その他の資産及び負債

(単位：千ユーロ)

表41	2024年12月31日	2023年12月31日
その他の資産		
差入保証金 ^(a)	441,820	597,607
雑借方	3,174	2,946
引受済資本金、払込請求済資本金及び未払資本金並びに受取準備金	591,048	
前払費用	3,512	2,311
雑資産	4,516	4,450
合計	1,044,070	607,314
その他の負債		
預かり保証金 ^(a)	790,434	451,087
雑貸方 ^(b)	12,847	10,339
雑負債	15,505	47,404
合計	818,786	508,830

注(a) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。2024年12月31日現在、CEBIは、

- ・ 預託金の形式で441.8百万ユーロ(2023年12月31日現在は597.6百万ユーロ)の保証金を差し入れた。
- ・ 預託金の形式で790.4百万ユーロ(2023年12月31日現在は451.1百万ユーロ)、有価証券の形式で143.1百万ユーロ(2023年12月31日現在は183.6百万ユーロ)の保証金を預け入れた。

(b) IFRS第16号に基づき、うち支払リース料の総額である2.8百万ユーロのリース負債及びマイナス634千ユーロの負債の償却費である(2023年12月31日現在、リース負債は2.7百万ユーロ及び負債の償却費はマイナス348千ユーロ)。

注J：減価償却費で測定する金融負債

(単位：千ユーロ)

表42	2024年12月31日	2023年12月31日
信用機関及び顧客に対する負債額		
付利口座	98,251	45,690
合計	98,251	45,690
償却原価で測定する発行済負債証券		
債券	31,411,595	28,864,635
支払利息	285,906	289,307

デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券の価額調整	(824,289)	(1,260,336)
合計	30,873,212	27,893,606

顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金及び貸付保証による支援を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

寄付金の大部分はCEBの協力国及び欧州連合の加盟国によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされてはいない。

2024年12月31日現在、当行は31の信託基金(2023年は30)を管理し、残高は合計98.3百万ユーロ(2023年は45.7百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が410.3百万ユーロ(2023年は376.4百万ユーロ)であったのに対し、508.6百万ユーロ(2023年は422.0百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- ・ 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座
- ・ 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座

(単位：千ユーロ)

表43	原資(a)	支出額(b)	2024年12月31日	受取約定(c)	支払約定(c)
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座	67,159	(44,989)	22,170		(2,436)
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座	441,402	(365,321)	76,081	122,538	(120,580)
合計	508,561	(410,310)	98,251	122,538	(123,016)

(単位：千ユーロ)

	原資(a)	支出額(b)	2023年12月31日	受取約定(c)	支払約定(c)
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座	60,372	(42,021)	18,351		(3,025)
合計	422,045	(376,355)	45,690	138,375	(111,157)

注(a) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。

(b) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。

(c) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

表44a

(単位：千ユーロ)

プログラム/口座	支援者	口座開設年	原資	支出額	2024年12月31日	2023年12月31日
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座 移住者及び難民基金	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、フランス、ドイツ、バチカン、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ノルウェー、ポーランド、サンマリノ、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、EIB、CEB	2015年	38,956	(37,506)	1,450	3,668
ウクライナ連帯基金	チェコ共和国、ドイツ、アイルランド、リトアニア、ポーランド、CEB	2022年	10,347	(901)	9,446	3,411
グリーン社会投資基金	CEB、チェコ共和国	2020年	5,431	(3)	5,428	5,243
スペイン社会的統合口座	スペイン	2009年	4,117	(3,187)	930	1,072
スロバキア包摂的成長口座	スロバキア共和国	2016年	4,115	(2,479)	1,636	1,670
防災及び復興基金	CEB	2023年	3,173	(120)	3,053	2,949
イタリア革新的プロジェクト基金	イタリア	2017年	1,020	(793)	227	338
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座小計			67,159	(44,989)	22,170	18,351

表44b

(単位：千ユーロ)

プログラム/口座	支援者	口座 開設年	原資	支出額	2024年 12月31日	2023年 12月31日
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座	-					
RHP基金国家口座-セルビア	欧州連合、ドイツ	2013年	69,000	(69,000)		
RHP基金国家口座-BiH	欧州連合、ドイツ、イタリア	2012年	63,088	(63,088)		4,448
RHP基金準地域口座	デンマーク、欧州連合、ドイツ、ルクセンブルク、ノルウェー、スイス	2012年	53,917	(53,917)		1,446
RHP基金地域口座	欧州連合、トルコ、米国	2012年	47,447	(45,709)	1,738	6,191
RHP実施2	欧州連合	2017年	15,876	(15,876)		573
RHP基金国家口座-クロアチア	欧州連合	2013年	9,303	(9,303)		
RHP基金国家口座-モンテネグロ	欧州連合、ドイツ	2013年	3,516	(3,516)		364
RHP実施支援基金-ODA口座	ドイツ、ノルウェー	2019年	1,641	(1,641)		46
RHP基金国家口座-BiH及びSRB	スイス	2019年	850	(850)		
RHP実施支援基金口座	スイス	2019年	500	(500)		498
RHPチェコ共和国特別口座	チェコ共和国	2013年	84	(40)	44	44
RHPスロバキア共和国特別口座	スロバキア共和国	2012年	40	(40)		2
RHPハンガリー特別口座	ハンガリー	2014年	30	(10)	20	29
東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5PR)						
改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上	欧州連合の その他の支援者	2016年	2,500	(2,500)		
トルコ難民支援機関(FRIT)						
健康基盤の全体的な強化	欧州連合	2020年	86,142	(25,947)	60,195	10,092
トルコ難民口座	欧州連合	2017年	50,001	(50,001)		4
西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)						
WBIF：セルビアのベオグラードにおける大学小児病院ティルショヴァ2	欧州連合の その他の支援者	2022年	21,059	(10,912)	10,147	
WBIF：北マケドニアの初等教育学校及び中等教育学校における体育教育施設の復旧	欧州連合の その他の支援者	2020年	3,082	(2,469)	613	
WBIF：セルビアにおける刑務所施設建設	欧州連合の その他の支援者	2015年	1,430	(1,430)		
WBIF：ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住宅に暮らす社会的弱者集団	欧州連合の その他の支援者	2020年	627	(584)	43	2
インベストEUプログラム						
インベストEUアドバイザー・ハブ	欧州連合	2023年	3,647	(1,882)	1,765	2,451
亡命、移住及び受入れ計画						
移民受入れのためのパートナーシップ及び融資	欧州連合	2021年	3,540	(3,295)	245	181
ロマ族集団の施設						
ロマ族の住宅及びエンパワメント(HERO)	欧州連合	2021年	2,850	(2,730)	120	968
近隣投資プラットフォーム(NIP)						
モルドバ共和国のバルティ地域病院に対する技術協力	欧州連合	2024年	1,232	(81)	1,151	

全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座小計	441,402	(365,321)	76,081	27,339
付利口座合計	508,561	(410,310)	98,251	45,690

注K：社会的インパクト勘定

当行は、4種類の支援金の財源として社会的インパクト勘定(SIA)を使用している。

- 技術支援
- 助成金
- 金利補助金
- 貸付保証

SIAを財源とする支援金は、総裁が承認する最大300千ユーロの技術支援を除いて、当行の管理委員会により承認される。

上限は支援内容によって異なる。技術支援及び助成金は、プロジェクトごとに2.5百万ユーロを超えてはならず、金利補助金は、貸付額10百万ユーロごとに0.5百万ユーロを超えてはならない。一方、貸付保証は、貸付ごとのリスク限度額、ポートフォリオ・リスク限度額、及びポートフォリオ・レバレッジ限度額によって制限される。

管理委員会は、2024年3月に当行の2023年の収益からの15.0百万ユーロの移行を承認した。

SIAの財源は、支援の種類ごとに1つずつ、4つの個別のサブ口座に保持される。2024年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

表45 (単位：千ユーロ)

SIAの項目	2024年12月31日	2023年12月31日
割当可能な預金額		9
割当可能な預金額		9
承認された貸付金に係る補助金	7,154	8,868
補助可能額	2,494	2,101
貸付金に係る金利補助金	9,648	10,969
承認された貸付金に係る保証	9,530	7,266
保証可能額	27,591	14,074
貸付保証	37,121	21,340
技術支援の承認	883	1,261
技術支援可能額	2,155	1,839
技術支援	3,038	3,100
寄付可能額	337	329
交付寄付金	337	329
合計	50,144	35,747

資金調達

SIAは、以下から寄付金を受け取ることができる。

- 年間利益からの割当を通じて、SIAに寄付金を拠出する当行。
- 加盟国、欧州評議会及び管理委員会による事前承認を前提とした非加盟国及び国際機関。

注L：引当金

(単位：千ユーロ)

表46	2024年12月31日	2023年12月31日
引当金		
社会的約定に係る引当金	333,026	301,155
融資約定に係る減損(注S)	3,251	2,241
合計	336,277	303,396

社会的約定に係る引当金の変動

当行は、医療保険制度、財務調整制度及び退職給付制度に係る年金計画並びにその他の退職給付金を運営する。各退職給付金に関する約定額は、予測単位積増し保険数理評価方式によって個別に決定される。最新の保険数理評価は、2024年12月31日現在の個別のデータに基づき2024年12月31日現在実施済みである。

退職給付金に係る財務状況は以下に示されている。

(単位：千ユーロ)

表47	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2024年1月1日現在の引当金	260,216	40,939	301,155
勤務費用	8,714	1,889	10,603
割引約定に関する利息費用	9,622	1,494	11,116
直接株主資本と認識される実差額の変動額	16,021	2,057	18,078
支払済給付金	(6,243)	(1,683)	(7,926)
2024年12月31日現在の引当金	288,330	44,696	333,026

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2023年1月1日現在の引当金	213,300	37,541	250,841
勤務費用	7,517	1,828	9,345
割引約定に関する利息費用	9,222	1,509	10,731
直接株主資本と認識される実差額の変動額	36,858	1,786	38,644
支払済給付金	(6,681)	(1,725)	(8,406)
2023年12月31日現在の引当金	260,216	40,939	301,155

退職給付金の約定の評価に使用される主要な推定値は、以下のとおりである。

表48

諸情報	2024年	2023年
割引利子率	3.65%	3.75%
インフレ率	2.00%	2.00%
年金再評価率	2.00%	2.00%
給与増加率	3.50%	3.50%
雇用主の医療費負担率	4.46%	4.46%
平均勤続年数	18.10	17.70

感応度テスト

以下の表は、割引率の変動を-/+0.25%と仮定して計算した、2024年12月31日現在で評価された退職給付金に関する約定(予測給付債務(PBO))の感応度、勤務費用、利息費用及び2025年の見積給付額に関する情報を提供するものである。

表49a (単位：千ユーロ)

年金計画	2024年 12月31日 PBO	2025年 勤務費用	2025年 PBOに対する 利息費用	2025年 見積給付額	2025年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	300,853	10,283	10,091	(8,101)	313,126
割引率+0.25%	276,580	9,199	10,629	(8,095)	288,313

2024年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、年金約定は4.3%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は4.1%減少する。

表49b (単位：千ユーロ)

その他の退職 給付金	2024年 12月31日 PBO	2025年 勤務費用	2025年 PBOに対する 利息費用	2025年 見積給付額	2025年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	46,672	1,581	1,552	(2,076)	47,729
割引率+0.25%	42,843	1,413	1,630	(2,076)	43,810

2024年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、退職給付金に関する約定は4.4%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は4.1%減少する。

注M：資本

資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、CEBの加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

候補国の加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

- 欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。
- かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築されたりリスク選好度に関する枠組みを通じて評価されている(注Bの6.を参照のこと。)。

増資

理事会は、2022年12月2日に、当行の引受済資本金の最大4.25十億ユーロの増加を承認し、うち最大1.20十億ユーロが加盟国から払い込まれる。増資は、参加証書の少なくとも67%が引受済みとなった暦月末に有効となった。2024年2月にこの基準に達したため、増資は2024年2月29日に発効した。出資期間は2024年12月31日に終了し、最終的な出資率は95.15%であった。

加盟国別の資本金

2024年12月31日現在の加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

加盟国	引受済資本金	未払込資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
ドイツ	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
イタリア	1,626,363	1,324,036	302,327	16.901%
スペイン	1,060,700	863,525	197,175	11.023%
トルコ	689,600	561,411	128,189	7.166%
オランダ	353,082	287,446	65,636	3.669%
ベルギー	291,826	237,581	54,245	3.033%
ギリシャ	291,826	237,581	54,245	3.033%
ポルトガル	247,163	201,218	45,945	2.568%
ポーランド	227,784	185,441	42,343	2.367%
デンマーク	159,244	129,640	29,604	1.655%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	1.446%
ノルウェー	123,937	100,898	23,039	1.288%
ブルガリア	110,924	90,304	20,620	1.153%
ルーマニア	106,404	86,625	19,779	1.106%
ウクライナ	101,902	90,591	11,311	1.059%
アイルランド	85,796	69,848	15,948	0.892%
ハンガリー	79,541	64,755	14,786	0.827%
チェコ共和国	76,432	62,224	14,208	0.794%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	0.725%
ルクセンブルク	61,686	50,219	11,467	0.641%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.559%
セルビア	45,892	37,362	8,530	0.477%
クロアチア	37,963	30,906	7,057	0.395%
キプロス	35,309	28,746	6,563	0.367%
スロバキア共和国	33,670	27,411	6,259	0.350%
アルバニア	23,771	19,352	4,419	0.247%
ラトビア	22,746	18,519	4,227	0.236%
エストニア	22,595	18,395	4,200	0.235%
北マケドニア	22,595	18,395	4,200	0.235%
リトアニア	22,356	18,201	4,155	0.232%
スロベニア	21,835	17,776	4,059	0.227%
アイスランド	18,015	14,666	3,349	0.187%
マルタ	18,015	14,666	3,349	0.187%
ジョージア	17,539	14,279	3,260	0.182%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	17,207	14,009	3,198	0.179%
モンテネグロ	11,693	9,519	2,174	0.122%
コソボ	11,648	9,483	2,165	0.121%
モルドバ共和国	9,746	7,934	1,812	0.101%

アンドラ	8,747	7,121	1,626	0.091%
サンマリノ	8,644	6,916	1,728	0.090%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.030%
バチカン	243	183	60	0.003%
2024年合計	9,622,868	7,856,618	1,766,250	100.000%
2023年合計	5,579,046	4,954,771	624,275	

2023年6月において、ウクライナの加盟に伴い、当行の引受済資本金は101,902千ユーロ増加し、払込済資本金は11,311千ユーロ増加した。ウクライナの拠出金はウクライナに負担はなく、一般準備金からの移行を通じて現加盟国によって資金提供された。

2024年の各参加証書の収益は12.92ユーロ(2023年は19.58ユーロ)に達した。

注N：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

受取利息及び支払利息は製品ごとにグループ化されている。

製品の分類が資産であるか負債であるかにかかわらず、受取純額は「利息及び類似収益」の項目に分類され、支払純額は「利息費用及び類似費用」に分類される。

これらの製品ごとの純額は、かかる製品のマイナス金利も含む。

公正価値ヘッジ・デリバティブの利息収益及び費用は、ヘッジ商品の収益及び費用とともに記載される。

金利差益は、以下のとおりである。

	(単位：千ユーロ)	
表51	2024年	2023年
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産(*)	83,239	76,644
ヘッジ・デリバティブ	47,903	43,145
小計	131,142	119,789
償却原価で測定する貸付金及び前渡金(*)		
-信用機関及び中央銀行	552,860	481,001
-顧客	320,839	266,263
ヘッジ・デリバティブ	357,165	276,905
小計	1,230,864	1,024,169
償却原価で測定する負債証券	67,300	51,564
小計	67,300	51,564
利息及び類似の収入	1,429,306	1,195,522
信用機関及び顧客	(20,951)	(23,065)
小計	(20,951)	(23,065)
償却原価で測定する発行済負債証券	(639,326)	(498,987)
ヘッジ・デリバティブ	(557,900)	(486,210)
小計	(1,197,226)	(985,197)
その他利息費用及び類似の費用	(11,116)	(10,693)
小計	(11,116)	(10,693)
利息費用及び類似の費用	(1,229,293)	(1,018,955)
金利差益	200,013	176,567

(*) マイナス金利の影響：

(単位：千ユーロ)

-株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	(174)	(909)
-償却原価で測定する前渡金	327	6,777
	153	5,868

注0：セグメント情報

CEBIは、社会的使命を有する多国間開発銀行である。CEBIは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBIは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

借入人の属する国別内訳	2024年	2023年
ポーランド	93,974	86,561
トルコ	38,868	27,437
ハンガリー	21,823	34,999
リトアニア	18,845	11,417
ルーマニア	14,958	14,635
セルビア	14,107	6,624
スロバキア共和国	11,804	7,591
キプロス	9,078	9,191
エストニア	8,031	6,883
チェコ共和国	7,671	5,973
クロアチア	7,488	5,612
スロベニア	6,130	4,345
アルバニア	2,165	2,531
北マケドニア	2,138	2,283
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,508	1,487
ブルガリア	1,066	1,355
ウクライナ	1,063	
モルドバ共和国	981	960
ジョージア	922	747
モンテネグロ	774	776
マルタ	539	539
コソボ	462	469
ラトビア	185	299
対象国小計	264,580	232,714
スペイン	65,922	48,466
フランス	35,909	28,944
イタリア	29,669	12,412
ベルギー	20,369	20,622
ドイツ	20,249	10,099
フィンランド	18,474	14,468
オランダ	12,079	8,173
スウェーデン	9,544	5,148
アイルランド	8,914	7,660
ポルトガル	6,728	6,744
アイスランド	2,045	2,008
ギリシャ	102	74
アンドラ	56	60
サンマリノ	20	21
その他の国小計	230,080	164,899
その他の国を通じた対象国	614	631
合計	495,274	398,244

国別貸付残高は、注Gに記載されている。

注P：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益は、金利差益(注N)で表示される金利収入及び費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

	(単位：千ユーロ)	
表53	2024年	2023年
ヘッジ商品の公正価値の正味残額	60,733	167,382
ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価	(60,612)	(176,557)
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額 為替持高の再評価	124	(5,002)
	(53)	(27)
自身の信用リスクに係る価額調整(債務評価調整 - DVA)	36	7
相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整 - CVA)	(268)	297
合計	(40)	(13,900)

注Q：一般営業費用

	(単位：千ユーロ)	
表54	2024年	2023年
賃金及び給料	(33,531)	(30,389)
社会保障及び年金費用	(8,779)	(7,470)
その他の一般営業費用	(16,140)	(14,464)
合計	(58,450)	(52,323)

2024年12月31日現在、当行の職員は、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び231名の専門職員から構成されている。2023年12月31日現在では、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び216名の専門職員であった。

注R：リスク費用

CEBが使用する一般的な減損評価モデルは、以下の2つの段階に基づく。

- ・当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を評価すること。
- ・当初認識後に信用リスクの著しい増加がない場合は12ヶ月の予想損失に基づき減損引当金を測定し、当初認識後に信用リスクの著しい増加が生じた場合は全期間の予想損失(すなわち、満期時点の予想損失)に基づき減損引当金を測定すること。

これらの2つの段階は、将来予測アプローチに基づくものでなければならない。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加に係る評価は、取引相手方の種類及びその内部格付によって異なる指標及び閾値に基づき、取引ごとのレベルで測定される。

信用リスクの著しい増加に係る評価に用いられる指標は、取引相手方の内部格付である。内部格付システムについては、注Bの1.(信用リスク)に記載されている。評価は関連する基準、すなわち当初の格付と比較して何段階格下げされたかに基づいて行われる。しかしながら、取引が2018年1月1日現在の当行のポートフォリオに既に表示されていた場合、信用リスクの著しい増加に係る評価の基準を評価日現在の内部格付に基づく絶対評価とする。

いずれの場合も、評価日現在の信用格付が3.5以下の場合、信用の質の低下は重大とみなされ、当該取引はステージ2に分類される。しかしながら、ソブリンはCEBの優先債権者の地位を前提として、一貫してステージ1に分類される。

90日超支払いが遅延した場合、かかる資産は債務不履行状態にあるとみなされ、ステージ3に分類される。

2024年度中に当行のポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

将来予測アプローチ

当行は、予想信用損失(ECL)の測定の際に、将来予測情報を考慮している。

当行は、可能性のある将来の経済情勢を幅広くカバーするため、3つのマクロ経済シナリオを使用することを選択している。これらのシナリオは現在、ムーディーズ・アナリティクス(Moody's Analytics)により策定され、毎月更新されている。

主要なマクロ経済変数は、ユーロ圏におけるGDPの進展及び欧州の株式市場の進展である。予測期間中のマクロ経済変数のモデル化は、2つの変数及び3つのラグを用いる自己回帰モデルを使用するモンテカルロ・シミュレーションに基づく。

IFRS第9号の下で使用されるシナリオは以下のとおりである。

- ・5年間の予測期間中に最も実現しそうな経済情勢を記述した基礎シナリオ。
- ・顕在化したリスクを基礎となるシナリオに加重した影響を反映し、結果として好ましくない経済情勢となった不利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける10%の分位点として定義される。
- ・顕在化したリスクを反映し、結果として良好な経済情勢となった好ましいシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける90%の分位点として定義される。

バランスの取れた引当金の推計を行うため、有利なシナリオの発生確率は、不利なシナリオの発生確率と等しい値としている。

シナリオに設定された加重は以下のとおりである。

- ・ベースのシナリオについて60%
- ・不利なシナリオについて20%
- ・有利なシナリオについて20%

期間中のリスク費用引当金

(単位：千ユーロ)

表55	2024年	2023年
減損引当金の純額 - 資本	(9,013)	6,945
減損引当金の純額 - 利息	(57)	(11)
合計	(9,070)	6,934

期間中のリスク費用の詳細

(単位：千ユーロ)

表56	2024年	2023年
中央銀行における残高	116	62
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	(866)	10
償却原価で測定する金融資産		
貸付金	(6,013)	5,789
前渡金	(1,054)	(252)
負債証券	(292)	(53)
その他資産	50	37
融資約定	(1,010)	1,341
合計	(9,070)	6,934
減損を伴わない残高に係るリスク費用	(9,070)	6,934
うち、ステージ1	(9,206)	6,922
うち、ステージ2	136	12
減損した残高に係るリスク費用(ステージ3)		

期間中における減損の変動

(単位：千ユーロ)

	12ヶ月の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ1)	全期間の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ2)	貸倒残高に係る減損 (ステージ3)	合計
表57				
2024年1月1日現在	(18,558)	(136)		(18,694)
減損引当金の純額				
期間中に取得した金融資産	(7,707)			(7,707)
期間中に認識中止された金融資産	1,981	136		2,117
ステージ2への移転				
ステージ3への移転				
ステージ1への移転				
ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額	(3,481)			(3,481)
2024年12月31日現在	(27,765)			(27,765)

注S：付与された又は受領した融資約定

(単位：千ユーロ)

表58	2024年12月31日	2023年12月31日
付与された融資約定		
信用機関向け	1,409,978	2,428,014
顧客向け	5,198,542	4,084,792
付与された融資約定の合計	6,608,520	6,512,805
付与された融資約定の減損	3,251	2,241
うち、ステージ1	3,251	2,241
うち、ステージ2		
うち、ステージ3		

2024年12月31日現在、受領した融資約定は計上されていない。

注T：偶発負債及びその他の重要な開示

第三者企業に対する潜在的な債務が確認されたことを受け、CEBは2.04百万ユーロの支払いを求められる可能性がある。現段階では、この潜在的な債務が顕在化するリスクを排除することはできないが、その可能性は極めて低い。

注U：貸借対照表後発事象

2024年12月31日から2025年3月11日の総裁による決算日までの間、開示又はこれらの財務書類の調整を必要とするような重大な事象は発生しなかった。

以下は、2024年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるアーンスト・アンド・ヤング・オーディットの監査報告書の日本語訳である。

欧州評議会開発銀行

2024年12月31日に終了した年度

独立監査人による年次財務書類についての監査報告書

総裁 殿

意見

我々は、欧州評議会開発銀行(以下「本銀行」という。)の年次財務書類を監査した。これらの年次財務書類には、2024年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針の情報を含む財務書類に対する注記が含まれている。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、全ての重要な点において、欧州連合により採用される国際財務報告基準に従って、2024年12月31日現在の本銀行の財務状況、並びに同日に終了した年度に係る本銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、適正に表示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「年次財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、フランスにおいて我々の行う年次財務書類の監査に適用される倫理的な要求とともに、会計士のための国際倫理基準委員会の「職業会計士のための国際論理規定(国際独立性基準を含む。)」(IESBAコード)に従い、本銀行から独立しており、また、かかる要求及びIESBAコードに従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

重要監査事項

重要監査事項とは、我々の専門的判断において、我々が当期の年次財務書類を監査するにあたり重要度が最も高い事項である。それらの事項については、我々の行った年次財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、それらの事項に関する個別の意見は述べていない。

損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の評価

特定されたリスク

2024年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融商品は、589,286千ユーロの資産及び270,851千ユーロの負債となった。ヘッジ・デリバティブ金融商品は、1,507,482千ユーロの資産及び1,446,332千ユーロの負債となった。

年次財務書類に対する注Aに定義されているとおり、当該区分に基づく金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。かかる商品の時価は、活発な市場における見積価格の使用、又は以下の評価技術を適用することによって決定される。

- ・財務上の仮定に基づく数学的計算方法
- ・活発な市場において取引される商品価格の利用、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

かかる金融商品の重要性及び関連する見積りの内在不確実性により、我々は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の評価を重要監査事項とみなしている。

我々の対応

我々は、金利スワップ及び通貨金利スワップに係る公正価値の決定に関する本銀行のプロセスを理解し、また、公正価値評価の定式化のために本銀行が実行に移した技法について理解した。

我々は、スワップ評価額を取引相手方が作成した外部情報と比較し、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)のサンプルに対する評価を再度計算した。

本銀行の2024年12月31日現在の年次報告書に含まれるその他の情報

その他の情報は、財務書類及び我々の監査報告書を除く年次報告書に含まれる情報で構成されている。経営陣はその他の情報について責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とせず、それらに関するいかなる種類の保証結論も表明していない。

財務書類の我々の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を読み、その他の情報が財務書類や監査で得た我々の知識と重要な矛盾を生じていないか、又は重要な虚偽記載を生じると思われるものがないか検討することである。我々が行った作業に基づいてかかるその他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合は、我々はその事実を報告することが要求される。この点に関し、我々が報告するものはない。

経営陣及びガバナンスを担当する者の年次財務書類に関する責任

経営陣は、欧州連合により採用される国際財務報告基準に従って、年次財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、年次財務書類の作成にあたって、本銀行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が本銀行を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合又はそうする以外に現実的な代替手段がない場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、本銀行の財務報告過程を監督する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、そのみによるか又は全体の中でのものかを問わず、これらの年次財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

ISAに従って行われる監査の一環として、我々は専門的判断を行い、監査を通して職業上の懐疑心を持ち続ける。また我々は、以下のことを行う。

- ・ 故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企図及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。
- ・ 特定状況において適切な監査手続を企図するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは本銀行の内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・ 経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計予測及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・ 経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、結論を出すこと。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、我々は、年次財務書類の関連する開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示が不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、本銀行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。
- ・ 年次財務書類の表示全般、構成及び内容(開示情報を含む。)並びに年次財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに重要な監査上の検出事項(監査中に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む。)について、ガバナンスを担当する者に連絡を取る。

また我々は、ガバナンスを担当する者に、我々が独立性に関して該当する倫理的要件に準拠した旨の報告書を提出し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての関係性及びその他の事項並びに(適用があれば)脅威を排除するために取られた対応又は適用されたセーフガードについて通知する。

2025年3月11日、パリ市ラ・デファンスにて

独立監査人
アーンスト・アンド・ヤング・オーディット

(署名)
Luc Valverde

(6) 【その他】

2025年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし